

一、赤谷より直に、景勝〔蒲〕神原郡へ馬を寄せられ在陣中、同月廿七日の夜働に仕り、今泉と申す柴田の取出とりでを、藤田乗崩す時、我等も並の高名一つ致し候。并に今泉より藤田備を打入れ候時、敵、跡を慕ふ。其刻、我等、殿を仕り、兩度迄返合心操仕り候事、上杉衆各、存する。殊に真田伊豆守殿所に罷在る矢澤但馬存じ候事。

一、神原郡伊地峯より景勝歸陣、同十月廿八日に敵付慕ひ候時、我等、小反一番の鍵初仕り候。并に伊地峰の城際にて、追首の驗を一つ討取り申す。是れも右同前の事。

一、天正十五年、景勝柴田表へ出勢、同九月十三日、池の端の城へ、藤田能登、一備を以て取懸る。敵、突いて出で攻合の時、我等、組の者共を隨へ、真先に懸り、それを越えて、自身虎御前にて、一番に槍を合する。其場に於て、二度目の攻合の時、又高名一つ仕る。尤も組の者にも残らず、手に合せ申し候事、越後衆年寄りたる者共、何れも存じ候事。

一、同九月廿日の曉、伊地峰の城へ竹束を以て付寄り候時、我等、組をば介副に付けられ候本間治部と申す者に預け、阿久澤助十郎といふ者を、一騎連れ、竹束の表へ物見に出で、城の様子を窺ひ候時、敵、竹束を引倒さんとして、大勢罷出で候を、右二人にて突崩し追退け

候事、并に同廿三日、伊地峯落城の時、自身二の丸にて、高名一つ致し候事。上杉衆古き者共存じ候。右の鐵孫左衛門も能く存じ候事。

一、同廿四日より柴田城へ、景勝取詰められ、廿五日、二の丸迄攻め破られ候時、外曲輪の敵、本城へ引入り候を、我等組を下知仕り、諸手を越えて進懸り候刻、一番に反合せたる鈴木と申す者を、自身討取り候。其外の敵共、多く組の者に討たせ申し候。外二の丸にて、又高名一つ致し候。同廿八日、本城を乗崩す時、塀際へ一番に附きて、我等の組残らず引付け候事、其外、心操の様子迄、右の矢澤但馬存じ候事、我等十九歳の時なり。

一、天正十六子年、景勝、佐渡へ發向の時、先勢として各、渡海仕り、六月六日、吉井の城近くへ放火働に、藤田能登、安田上總等備を出す。敵出で、安田備に向つて攻め合ひ候。此所へ、我等使に參り、安田手先にて組打を仕る。然れども采配を添へて高名を致し候。越後の者年寄の面々は、何れも存じ候事。

一、同六月十六日、景勝佐渡平均の時、我等の組を以て、吉岡と申す城の九戸張の一構を乗破る。此時、自身高名一つ致し候。上杉衆何れも存じ候。殊に右の萩田主馬、能く存じ

候事。

一、天正十八年寅年、關東陣の時、景勝出勢、松枝の城を取巻き申さるゝ内、我等武略を以て、小幡の取出宮崎城を、同三月十七日に攻め落す事。并に同日、宮崎の者共退敷候時、自身高名二つ仕り候。上杉衆何れも存じ候。只今駿河中納言殿に召置かれ候小野寺刑部、并に鳥井左京所に罷在る神保隠岐も存じ候事。

一、同六月廿三日、武藏八王子城攻め落さるゝ刻、我等組を以て、本丸へ一番に取詰め候。其時、城内より突いて出づる内尾谷と申す者、眞先に進み候を、則ち我等、槍を合せ、其者を計取り、悉く出でたる敵を追入れ、刺、我等の組を蹴纏ひ付入に仕るを以て、難なく乗破り候事、右の神保・小野寺も、其場に來り、我等と詞を替はし候。其外上杉衆古き者共、何れになりとも、御尋ねなさるべく候事。

一、小田原落城以後、檢地の爲め、羽州へ景勝を遣され候時分、一揆蜂起致し候。仙卜の増田表に於て、同十月十四日、一揆に對し攻合の刻、我等、組を下知仕り、備を脇へ押廻し、懸つて切崩し候。并に一揆の内にて、殿の武者を自身討取り、團扇を添へて高名仕り候事、

此陣へ罷立ちたる上杉家の者共は、何れも存じ候事。

右者、景勝下に、藤田能登守罷在候時、拙者も能登手に屬して、斯くの如くに御座候。其に就て、景勝より直に領知を給はり、後々は藤田に付置かれ候、寄騎五十騎の侍大將を申付けられ候。殊に藤田塔に、我等罷成り候儀も、景勝申付けられての事に御座候。扱又、某相當の働心緒の儀共、其外數多御座候へども、先づ荒増許り書付け差上げ申し候。萬端委細の儀、或は親・祖父の様子は、連々を以て御直に申上ぐべく候。兼々も粗、尊意を得奉り候。斯くの如くにて御座候間、如何様にも然るべき様、偏に頼上げ存じ奉り候。以上。

亥九月日

夏目舍人助謹上

亥年は、元和九年なり。附某軍八覺書、

一、右天正十二年、佐渡河原田表にて、舍人助一番鎧の時、仔細あつて、藤田旗本へ敵切懸り候故、藤田先手の備、敵の先衆を追崩し、其を捨て、旗本へ助加はらんと引揚げ候時、崩れたる敵勢、又取つて返し、味方の先衆を慕ひ候。此時、舍人助小殿を仕る。殊に味方の取落したる道具二色迄、拾つて歸る事、景勝衆に知らざる者之なく候。扱又、藤田、敵を

重ねて切崩し、全く勝利を握る様子、中の中巻に之を記す。

二、天正十三、濱野彌右衛門を討取り候刻、同場に於て其前進際にて、舍人助、敵を一騎突伏せ、荻野右京と申す者に、首を取らせ候事の様子は、中の下巻に委しく之を記す。

三、此前、同年の春三月二日、春日山の町屋に於て、取籠者之ある時、舍人助召捕り候心操の様子、同巻に之を書す。

四、天正十四戊三月、景勝公御上洛の時、越前敦賀にて、川田軍兵衛御成敗、其被官迄斯くの如し。其時、佐沼十兵衛といふ川田内覺の者を、舍人助斬留め、又一人歩者を斬留め、一人をば生捕り候様子、同巻中之下に之を記す。

五、天正十五年亥年、景勝公、柴田表御在陣の内、八月廿九日、會津盛高より柴田へ加勢來る時、伏兵となりて之を遮る時、舍人も人數を受取り、其の巻尾を合する様子、同巻に之を記す。

六、天正十六子年、景勝公、佐渡御平均の時、舍人助、組を下知して鴻の河を真先に乗越え、川向にて、自身敵を一騎槍付けて、〔糟〕甘粕近江守兒小姓猪熊求馬に、首を取らす様子、

下の上巻に之を記す。

七、天正十八年、景勝公、上野松枝城を取巻き、御在陣の内、永井右衛門大夫殿を、同國三ッ山へ、藤田本意致させ候時、平豊後と申す者野心に付き、藤田、三ッ山にて四月朔日成敗申付くる砌、舍人助心緒の様子、同巻に之を書す。

八、同年、鉢形を遠巻にして、景勝公、奈摩の山に御旗を立てらるゝ時、五月廿二日の朝、乗込みに働來らんとする氏國衆を、藤田備にて待受け、追散らして追討に仕る時、舍人助も、我が組を率ゐて心緒の験を一つ討取り候事、下の中巻に之を記す。

九、景勝公、羽州仙卜の増田表にて、藤田自身、高名を致され候時、舍人助心緒、扱又、舍人助高名の時、敵助け來るを、其に對して攻合の様子、同巻に之を記す。

十、伏見小幡山御城普請中、文祿四未年、舍人助組下の吉岡與一郎・小玉造酒允兩人、藤田持鍵かつぎの内、重岡三藏諸谷與七郎と申す者を語らひ、以上四人立退いて、若狹侍從殿へ罷出で候を、舍人助、京都へ行きて、四人ながら召捕らせて歸り候様子、同巻に之を記す。

十一、舍人助窄人中、慶長七寅の年六月廿日、上野の八ッ崎といふ所にて、石關兵庫とい

ふ覺の者と、喧嘩を致し投殺し候。其首尾、下の下巻に之を記す。

一、右舍人助書付、直勝公御覽候て、家老佐川田喜六昌俊・荒木孫七郎兩使にて、證文の所々へ持參、尋聞き候所に、少しも相違なきに付いて、彌、召抱へられたしとて、色々關主馬殿へ之を仰せられたる由、然る故、主馬殿を初め、何れも舍人へ申され候は、御旗本へ召出さるゝ儀如何。大炊殿御取持にても、早速調ひ難かるべく候。仔細は主馬殿は、一身の働といひ、其上、御舍兄長門守殿、御當家へ御忠節の仁に候へども、主馬殿訴訟さへ、埒明きかね、今に於て延々に候。其方、武道の働は、無類の様子に候へども、其一偏の申立て許りにて、其外には、御當家へ召出されずして、叶はざる儀之なく候間、長引候て、存せらるゝ様に之あるまじく候。其内、右近殿へ參られ、牢人分にて堪忍を致され、永く大炊殿・雅樂殿を頼み、尤も右近殿へも、申達せられ候は、道の右近殿なれば、結句精を出し、取持給はるべく候。然れば公儀への御訴訟の儀、今より早く埒明く事も、之あるべしと、各、申され候。其内、大炊殿へ、右近殿直に仰せらるゝは、夏目舍人儀、行々御旗本へ御出しなされ候は、其内、我等預り申したしと仰せられ候へば、御返答に、我等手前に、先づ置き申し候間、如何と仰せられ候へど

も、右近殿達て仰せらるゝ故、左候は、其内預け申候とて、舍人へ大炊殿、其趣仰せ聞けられ、訴訟の儀聊疎意なく候間、其内、先づ右近殿方へ參られ候へと、仰せられ候故、領掌仕り候は、寛永二年五月廿六日なり。永く牢人にて、手前不如意、剩へ其内、自火・類火共に三度迄、火災に逢ひ候故、斯くの如きなり。

二、右近殿より御使杉浦七兵衛を以て、其方事、大炊殿、主馬方申さるゝに付いて、御訴訟相叶ふの内、我等所へ引越さるべきの由、満足せしめ候。祝儀として遣し候とて、樽肴・銀子、舍人助に之を給ふ。禮を仕り候日、米鹽贈薪并に一世帶道具等迄、荒木孫七を以て之を給ふ。重陽前日には、長田覺左衛門を御使にて、御拜領の御鷹の鷹、并に吳服・羽織・銀子等之を給はり候。其外、諸事細なる御心入御厚情の段、直勝公に對し、何の忠勤を抽んで候事も、之れなく候所、斯くの如きの様子、感洞心服仕り罷在り候所、同年極月廿九日、直勝公御逝去、是非に及ばず候。三日前廿六日、舍人助を召され、御寢所より二間抱出され給ひ、舍人へ仰せらるる様は、我等煩此通に候間、大方程なく死去せしむべく候。暇乞として其方に逢ひ候とて、御盃を給ひ、其上にて、又仰せらるゝは、其方御訴訟の儀、我等存生の内相叶はず、殘多く候。

此上ながら、彌、無沙汰仕らず、大炊殿と相談致し、能き様に仕り候へと、信濃守に委しく申置くべく候。定めて御訴訟目出たく首尾を致すべく候。左ありとも、信濃守儀、若き者に候へば、別して等閑なく、武道の指南あつて給はるべく候。頼入ると仰せられ、御手を合はされ候。其時、舍人助、感涙を催し、袖を濕して申上げ候は、公儀へ御訴訟の儀、向後早く差置かるべく候。仔細は、永井の家へ某、何の忠を勵みたる儀も、御座なく候所、頃日、何かに付いての御厚志に預るのみならず、今又御手を合はされ、仰せ聞けらるゝ御一言の通に候へば一度尙政公へ對し、報謝の忠を抽んず候は、如何様の身上に罷りなるとも、顧み申すまじく候と申し、落涙を抑へながら、漸く其座を立退き候。今に存生の永井勘右衛門・荒木孫七御側にて、之を見之を聞き候。佐川田喜六・杉浦七兵衛は、次の座に罷在り之を承る。舍人助、次の間に罷在り候所へ、跡より直勝公の御末子長八殿今の式部殿を、御使杉浦荒木を差副へられ、黄金三枚下され、御口上に、我等相果て候は、信濃守を初め、何れも忘却して心付くまじとて、斯くの如しと仰下され、御厚情心肝に銘じ候。

右の永井勘右衛門、仔細あつて、當尙政の御代宰人仕り候。近年御舍弟日向守殿呼取り申

さる。只今高槻に罷在る内藤素齋事なり。

三、右の通に候故、當尙政公、縦ひ如何様の御擬作なりとも、忠義を抽んずべしと、存定め罷在り候所、尙政公彌、相替らず、舍人助儀は、諸人に違ひ、客人分になされ、御悃志淺からず候へば、一入永井御家を立去る事、仕るまじと心を留め罷在り候。

右近大夫直勝公、夜話の次に、燈下ついでに筆を染め、若き者共御教訓の俗歌を、十五首遊ばされ置き候。

若殿原心付狂歌

直勝

奉公は車を坂に出す如く油斷をすればあとへしりぞく
世のなかに負くべきものは主親と物の奉行と時の出頭
ほれにすね雨には風のそふものと能く思案して奉公をせよ
述懐の起る心のあるならば身のはふけとは兼ねて知るべし
武夫のかたまりを常に聞くならば我が身の上の功となるべし
萬藝を嗜むはたゞおのづから物のつかさとなるとこそきけ

主のため奉公するとおもふなよ我が身のためと能く思ひ知れ
日に三たび我が身を省るならばくやしき事はすくなかるべし
人のためよかれと思ふ心こそ我が身のためとなるはほどなし
氣をしづめいふべきことを控へつゝ人の心をやぶるべからず
時の間も我が身の程をわするなよ上を見ずして下を見るべし
慇懃をきらひて随意を好むこそ我が身のうへの悪事なるべし
先づ忠を忘れて奉公稼ぐべし當忠々となるはよの中
人はたゞ慈悲正直のあるならば神や佛も猶や守らん
欲に耽りこそすき心のあるならば人の恨は限あるまじ
右ざれ歌、ことば正しからずとも、理のみにしたがはゞ、若からん輩は、身を修め家を保
つもと、せんものなり。

第六、夏目舍人權助定吉子供の事

一、定俊、早世。

二、夏目長四郎定景、慶長四年己亥生る。後に吉江藤左衛門尉と改む。

三、女子、慶長七年壬寅生る。

右は舍人助先妻の腹なり。

四、岡本八郎右衛門尉元成、元和二年丙辰生る。是れは岡本兵右衛門尉元重の子なり。元
重死後、其妻舍人助に再嫁す。然る故、舍人助が繼子なり。某軍八定房の母なり。

五、夏目伊右衛門尉定清、元和八年壬戌生る。是れは又別腹なり。

六、夏目軍八定房、寛永四年丁卯、十一月十二日巳刻、武州江戸に生る。岡本八郎右衛門
と一腹なり。

七、夏目軍平定則、寛永八年辛未生る。四歳にて卒す。

八、夏目右馬助定泰、寛永十年癸酉生る。

右、夏目長四郎定景が母は、吉江喜四郎信景が娘にて、舍人助定吉が先妻なり。吉江喜四郎
は、上杉謙信公御家にて、越後長島城を預けられ、武功の侍大將なり。天正十年六月三日、越
中魚津の城にて討死仕る。此後室を、景勝公より、藤田能登守に縁組仰付けられ、吉江へ跡

を給はるなり。此後室は、越中先方武功の士大將、益木中務少輔が娘なるを、謙信公、越中を御手に入れらるゝ時、中務の娘を御貫ひなされ、吉江喜四郎に妻はさる。喜四郎が嫡子を吉江長満といふ。天正七年の生なり。喜四郎死に候時は、四歳なり。後家を、藤田に再嫁仰付けらるゝ故、長満十五歳迄、藤田、守立て候へとの儀にて、藤田手前にて養育故、藤田は、吉江長満軍代の如し。然る所、天正廿年は、文祿元年景勝公、高麗陣に御發向、御歸陣測り難しとて、頸城郡の内にて、藤田知行の外、喜四郎信景跡目程相違なく、吉江長満に宛行はる。其時長満、十四歳なり。景勝公仰付けられ、長満を改め父が名喜四郎になされ、勝の御字を下され、吉江喜四郎勝信と名乗り候。十九歳の時、慶長二年、山城伏見にて病死故、吉江の家斷絶なり。此勝信姉を、夏目舍人助定吉妻に仕り候へと、景勝公より藤田能登守に仰せられて、此前の如し。喜四郎信景が後室、後まで存生、藤田能登守にも離れて、舍人助に申さるゝは、吉江の家絶果て、娘の孫は長四郎一人なり。吉江を名乗らせ給ひ候へとの儀にて、吉江の紋三頭の左巴、宇都宮彌三郎朝綱よりの家傳にて斯くの如し。

附此長四郎、後に藤左衛門尉と號す。水戸頼房卿の下に塾居し、寛永十九年壬午二月十四日、

四十四歳にて卒す。其子吉江左衛門尉信定、今に相變らず罷在るなり。

舍人助先妻の女、吉江長四郎の妹、用土彦兵衛尉信次に嫁す。此彦兵衛、父は越中の侍益木薩摩守子、柳瀬彌八郎といふ、彦兵衛母は、藤田能登守の兄用土新左衛門信連の娘にて、藤田姪なり。藤田妻は、益木薩摩守の妹にて、柳瀬彌八郎は、藤田妻の甥なる故、藤田、呼取りて我が姪の信連娘と一所に致し、景勝公より領知を給はり、藤田手前に差置き候。此彌八郎の子、母の苗氏を名乗り、用土彦兵衛といひ、土井遠江守利隆の所に罷在り、其子用土佐治右衛門信〔脱字ア〕に至るなり。

某、同母兄岡本八郎右衛門尉元成は、實父岡本兵衛門尉元重、元和四年戊午七月廿七日卒して後、其後室、愚父舍人助に再嫁、八郎右衛門四歳にて、母と共に舍人助所へ來り養育す。母は吉江喜四郎信景が娘なり。前に之を記す。岡本家紋、丸の内に二ツ引なり。此岡本氏の事、源家義家の後胤、安房國里見上野介義通の弟三人あり。一人は左衛門尉實喜、二人目は下總守實倫、此間に三人目は房州岡本城主岡本豊前守氏元養子になりて、岡本左京亮通輔と號す。此末なり。先づ里見の様子をいへば、右上野介義通より五代相續す。

一、刑部大夫義堯、上總久留利居城、此代武威盛にして、本國安房はいふに及ばず、上總下總まで切取り、武藏・相模の内も、少々手に屬す。武州淺草の觀音堂は、此義堯の再興なり。

二、左馬頭義弘、上總佐貫居城、永祿七年甲子正月八日、下總國府臺にて、北條氏康と合戦、朝合戦には打勝ち、夕合戦に負け給ひ、氏康鋒先強くなつて、下總を切平ぐ。其外、里見家に屬したる相模武藏の内も、北條に屬する故、安房・上總兩國許り、里見家の支配なり。

三、左馬頭義頼、房州岡本に居城、大閤秀吉公小田原陣に、少し遅く出向はるゝを以て、北條と一味なるべしとて、上總を沒收され、安房一國許りになる。

四、安房守義康、房州館山に居城、慶長五年、石田三成反逆の筋、結城宰相秀康卿と一所に常州へ越え、景勝を抑へ居られ、忠勤なりとて、家康公より、常陸の内なる鹿島郡三萬石御加増なり。

五、安房守忠義、同所居城、大久保忠隣御改易、縁座に依つて、慶長十九年寅九月、伯耆へ流罪。前書に之を記す。

右岡本左京亮通輔の子を、安泰といふは、房州妙覺寺の住日健とて出家なりしが、還俗して、

父通輔の跡を繼ぎ、岡本隨脇齋安泰と號す。此安泰の子を、岡本左京亮頼元といふ。弘治二年丙辰の生なり。頼元十六歳の時、元龜二年辛未の春、里見義弘衆と、北條氏政衆と、伊豆の三崎表にて船軍あり。頼元父隨脇齋と連立たれ、一の手の船は、房州海賊衆なり。二の手の船は隨脇齋なり。攻合ふ半、隨脇齋、一の手の船へ助け加はる。頼元は父の船を離れ、小船に乗移り、供船一艘相隨へ、船飾をかなぐつて、相印の重符に用ひ、唯二艘にて、敵船の内、船飾宜しく見ゆる大船に漕近づき、鎌熊手を以て引寄せ、一度に飛乗り敵を切殺し、或は海中へ押し落し、我が乗つて來りし船をば捨て、水主楫取の其船に乗移らせ、敵の船印を引入れて、味方の重符にしたる船印を押立て、四方へ乗付け、相働く内、味方の助船もかさむ。一の手の船軍も、此仕様宜しき故、敵後カキレを取り、漕逃ぐるを頻に追詰められ、船を棄て、陸へ逃上る故、敵船十五艘奪取る比類なき勳、岡本左京亮頼元なり。此故、義弘より貴殿一身の猛威、諸軍の勳に抽んずる故、數年積懷の遺恨を散ずるとの御威狀、御召料具足を添へて給はる事、里見家に於て、其隱なく候。其後、上總龜山城主本吉三郎兵衛、北條へ心を通じ、逆意の企ある故、左京亮廿四歳、天正七年乙卯五月、義弘の軍權を承り上總へ向ふ。龜山の近所なれ

ば、先づ久留利の城代兩人、山本彈正・秋元勘解由左衛門、上野の子なり。山梨孫九郎死去の并に秋元後久留利の城代二人の内なり。が先領小絲の城、里見兵部に預けらる。其こいと窪田みねかみ衆各々を相催して、敵城へ押寄する。本吉、斯様に急に手遣に及ぶべしとは、思設けざる事なれば、城を持堅めても、勝利あるまじと思ひ切り、一戦して討死致すべしとて、城を拂つて突いて出で切懸る。岡本、我が手勢或は房州組五十騎の備を以て、敵の右の手先を突退け、其敵を追捨て、我が備を以て、本吉が旗本へ切懸る。本吉、眞先に進出で、鞍がさに立上り、某、逆心の企顯はれ、各、此地へ向はれ、當城用意不足に付いて、御馳走の爲め出向ひ候。我と覺しき人あらば、本吉を討つて、恩賞に預り給へと名乗る所に、左京亮乗寄せて、其方、謀反に依つて、討手の權代を承り参りたり。御馳走とある上は、客振を見せ申さんとて、互に戲言をいひかはして、暫く槍を組むと見えけるが、雙方馬を乗違へ、槍を投げ捨て組んで落つるや否や、本吉が首を取つて立上る。是れより彌、亂入つて、相戦ふと雖も、本吉討死故、敵散亂して味方勝利、義弘御感あつて、左京亮に恩祿を加給はり、龜山城は破却なり。左京亮頼元、寛永元年甲子六十九歳、正月廿六日病死。頼元の子、岡本兵右衛門元重は、父に先立ち、五年前元和七年死去。其子岡

本八郎右衛門元成、九歳の時祖父頼元死去なり。

右岡本左京亮頼元、二子あり。嫡子は四郎兵衛頼重、二男は右の岡本兵右衛門元重なり。

右四郎兵衛尉頼重事、母方の祖父千葉の一家、佐野正哲養子になつて佐野を名乗る。妻は里見一家の里見右馬助が妹なり。

附此妻、里見忠義出頭家老印藤采女妻に給はる所に、仔細あつて、堀江四郎左衛門尉といふ家老の妹婿に、采女を申付けらるゝ故、采女前妻を、佐野四郎兵衛に改給はり、采女婿分にと之あり。此妻の腹に、采女子あつて、印藤助之進といふ。今は印藤彌市右衛門と改め、本多能登守殿所に罷在り。岡本四郎兵衛子は、此腹に二人あり。兄は洞家の道人是尊、弟は岡本次郎兵衛、松平藤松殿所に罷在るなり。

右四郎兵衛頼重三十二歳の時、慶長十六年亥六月十三日、館山より知行所の保田はたといふ所へ、急用の事あつて行く時、勝山にて亂波共廿餘人、喧嘩を仕懸け候。種々取繕ひ申候へども、堪忍ならざる様子に成來り候故、馬より下り様に、先づ一人斬伏せ、渡合はする廿人餘の者、拔連れて切懸るを、又四人斬倒し、三人に手を負はする。四郎兵衛忍んで参る事なれば、内

の者共をば先へ遣し、仲間小者許り召連れ候故、皆逃失す。佐々甚右衛門といふ歩士一人残つて一人斬殺す。是れ共に死人六人なり。猶亂波者共と、四郎兵衛一人にて働き、廿三箇所手負ひ、剩へ、刀の目釘折れて飛び候故、脇差を抜合うて働くと雖も、終に斬伏せ、ころび様に脇差を投打に致し、其脇差、逢手の腹を打抜て其儘死す。以上七人、其場にて死し、外に三人手負あり。此内に、勝山の秋元衆、又は岡本左京亮、居館仙臺より懸付けて、手負の者共、或はうろたへ廻る者共を召捕り、吟味仕り候へば、忠義公の歩行衆なり。忠義聞召し、方々へ追手を懸け搦捕り、十五人成敗仰付けられ候事は、非義を以て言合する亂波者の業なり。諸人の戒なりとあつて、御成敗なり。家の作法にて、喧嘩は跡を立てず候へども、喧嘩にては之なく、慮外を仕懸けられ、據なく武道を立つる士、能く仕たりとて、嫡子熊之助洞家の道人是尊四歳の時、四郎兵衛頼重跡目相違なく給はる二男次郎兵衛は、其時二歳なり。

四郎兵衛弟岡本兵右衛門尉元重、父岡本左京亮頼元が跡目に、忠義申付けられ候。父岡本頼元は、忠義、伯州へ左遷の供に参り候所、種々斷りといひ、公儀より御掟なれば、三年目に罷歸る。其内、兵右衛門は、永井左近殿へ罷出で候。左京亮、伯州より歸り候へば、又直勝召出

され、父子共に永井家に罷在る所に、永井直政、台命を奉じて、江戸より大坂へ急の上使にて上らるゝ時、大井川、二三日前より大風雨水漲り、瀬枕打つてすさまじと雖も、滞留を爲すべきにあらずとて、尙政、馬を打入れんとし給ふ時、岡本兵右衛門、馬の口に取付き軽々しき御事なり。川の案内を知つてこそ、渡もなさるべけれ。勿體なく候。某瀬踏仕るべき間、其様子次第に、御渡しなされよと申し、残る衆に御馬の口放つたと申捨て、一騎、川へ乗入れ、過半越しける時、大石流れ懸つて、馬蹄打折れ、馬共に押流されて死去仕る。三十五歳なり。元和六年庚申十月廿八日の事なり。尙政、此様子を御覽あつても、猶川を越えらるべしとあるを、家老衆諫め、瀬踏仕る岡本押流さる。御過候ては、江戸より別に、上使遣さるべく候へば、公用遅々仕るべし。今日中、御待然るべしと制止し候故、其日暮方に、難なく渡らるゝなり。岡本、瀬踏して川の難易を知らせ奉る事、忠死ならずや。

附兵右衛門死後に、其妻、舍人助に再嫁前に記す如し。兵右衛門の子、岡本八郎右衛門元成、舍人助養育し、實子の如し。某軍八同母異父兄なり。

某母は、平姓三浦氏なり。三浦氏の由來は、桓武帝四代高望親王、始めて平姓を賜はり、上總

介に補せらる。其御子十二人の内、良望を常陸大掾征夷大將軍と號す。國香は良望の弟、良將の子を相馬小次郎と號す。將門、伯父國香を殺し、下總國相馬郡に都を建て、自ら平親王と號す。國香の弟を、鎮守府將軍良文と號す。良文の子を陸奥守忠頼と號す。忠頼四人の子あり。

一、上總介忠常は、千葉の祖なり。

二、武藏權介中村太郎將常は、秩父の祖なり。

三、忠光と號す。將門逆亂の時、一味の疑ありて、常陸國信太島に配せらる。常陸中將と號す。逆意なきの旨申啓く故、赦免を蒙り、相州三浦郡并に安房一國を領し、村岡四郎忠光と號す。三浦に館を築きて是に居る。

四、末子惡禪師忠尊、其子恒遠なり。

忠光の嫡子三浦平太夫爲通は、三浦の元祖なり。二男村岡五郎忠通は、長尾・梶原・大庭・長江の先祖なり。

右三浦平太夫爲通は、義家、高宗任、安部貞任を退治の時、豪兵隨一英雄の軍將なりと褒せら

る。筆蹟之ある由、此爲通より相續は、三浦平太郎爲繼、六郎庄司義繼、其子三浦大介義明なり。義明の二男三浦次郎別當介義澄、義澄の嫡子駿河守義村、義村の一男尾張權介知村より、

三浦相模守義爲に至りて十一代、

一、義爲、本覺寺殿と號す。

二、三浦下野守爲成、一如院と號す。

三、同右馬頭成長、父死後下野守と改む。文祿四年乙未七月十三日卒す。八十六歳。妙見院道貞と號す。

四、同右馬助良俊、中頃下野守と號す。後仔細ありて、太郎左衛門尉と改む。永祿四年辛酉五月三日生る。家紋丸の内に三引スッ黒に飛雀、妻は里見代々の家老岩井戸主計頭の女、後の

姉なり。忠義より之を給ふ。

右の太郎左衛門尉良俊、子三人あり。

一、女、文祿二年癸巳四月十四日生る。舍人助定吉後妻、某軍八母なり。蓮珠院英寶妙香と號す。

二、三浦新左衛門尉義包、寛永九年壬申二十三歳にて卒す。

三、同助之允良明、寛永七年庚午廿七歳にて卒す。

右二人共に、阿部備中守殿・同修理亮殿御父子へ召出され、身上仕らるゝは、父良俊、備中守殿へ出入仕り、御懇意故、子供兩人共に召出さるゝなり。御次界對馬守殿は、三浦監物殿の養子になり、三浦山城守殿と申し候により、兩人共に、三浦を正木と改め、村岡と改め候なり。

三浦義爲以來武功の事

第一、三浦相模守義爲、父義益に譲られたる相州三浦郡を、漸く三ヶ二領すると雖も、武功を以て、三浦一郡を程なく切平げ、愛甲・高座の二郡をも過半打靡け、武州も少々手をかけ、人數を催し、房州へ渡海にては、川名はさま・白濱などといふ所迄、切取つて支配仕るなり。

第二、三浦下野守爲成、父義爲に離れ、若代になる時節、安房の屋形義堯、政道正しく武威盛んにて、里見家中興の武將なり。又小田原北條氏綱、相州をも過半切靡け、武威を輝し給ふを以て、爲成、我が後楯の爲めに、里見義堯へ、房州の内、切取つて持ちたる所を差上げて、

隨心仕り加勢を乞ひ、又は加勢を遣し、三浦に住して北條と敵對す。氏綱死去、義堯も死去の後、北條氏康・里見義弘、兩虎比龍の争となる。氏康、五十歳老功といひ、十三年以前、上杉を追崩して、六箇國に及んで支配なれば、人數三萬八千許りを帥ゐ、下總國を望みて出張なり。義弘は、四十五歳、人數彼此合せて一萬二千許り、武藏國を望みて出張なり。然る故、武總兩國の堺、市川を隔て、對陣し、永祿七年甲子正月八日、一日兩度の合戦なり。初の一戦は、里見衆河を越え懸つて大に勝ち、此芝居をふまへ凱歌し、國府臺へ退いて、義弘、敵の首實檢し給ふ。然るに氏康、却つて負けたるを吉事なりとて、諸軍を勇めて、又河を隔て、備を立てらる。里見衆、初度の戦に勝ちて敵を侮り、敵より河を越えて、懸る事はあるまじ。縦ひ越來るとも、半途を討つべし。先づ兵糧を使ひ、草臥を休めよとて、油斷の様子なり。氏康、手配宜しくして、川を越えんとせらるゝ所に、里見一味の下總先方衆、初の戦に、安房・上總譜代衆を以て勝利なれば、先方衆めいけをし、敵重ねて出でたるこそ幸なれと申合せて、川を越えて切懸る。北條衆、初の軍に敵に川を越されて、負けたるを悔いて、心を定め備を堅くして待受くる所へ、下總衆、我が意地々々にて、妄りに懸つて悉く切立てられて、數多討

取られ、或は川に溺れて死し、這々の體にて逃上るを、氏康、下知して之を追ひ、市川の渡、からめきの瀬を渡して勇進む。義弘、備を立設け、一戦に及ばると雖も、下總衆散々に崩れ、味方の内へ逃入る故、房州家の備混乱す。氏政、人數三箇二を帥ゐて、からめきの遙なる下の瀬を渡り、敵の左へ押廻し、後を取包まんとするを、里見衆見て、備色めく時、氏康、旗本を下知して、敵の右へ備を廻し、自身槍を取つて先に進む。是れ初の負けたる反報なり。之を仕損するならば、本國に歸るまじと押入るゝ故、北條衆の大軍、競争うて敵を突立てゝするを以て、里見義弘敗軍なり。

附氏康、初度の敗軍の衆を集め、二度目の戦の時、氏政に遺言は、味方又後れば、我れ一足も去らず討死すべし。其時、其方は、早々退き命を全うして、弔合戦を仕らるゝ時節を見合せ、里見家を亡し、其驗を靈前に具へば、孝行なるべしと、申されたる由なり。

附下總先方衆不覺にて、後度の軍に、里見家負なる故、里見家へ隨身面目なしとて、北條家へ心を通ずるを以て、下總一國、北條治むる間、氏康、彌、威光盛にならるゝ。然れば、三浦爲成、北條同國に居て、房州より三浦へ陸地は遠し。加勢もたふゝとなりがたければ、其所を思案し、義弘へ伺ひ、三浦を捨てて房州へ行く。其節、義弘、上總の佐貫城に居られたるに、房州岡本城へ移られ、佐貫城をば、三浦下野守爲成に預けらるゝ故、爲成の孫良俊代迄、佐貫在陣なり。

附岡本前城主隨緣齋は、房州仙臺といふ所に、城を構へて移るなり。

第三、三浦右馬頭成良、後は下野守と號す。右國府臺合戦、爲成、成良父子共に、三浦より出勢す。房州の旗本より、板倉土佐守といふ武功の士を、檢使に申請け戦ひ、我が内の大庭帶刀・佐原主計を差副へ、三浦城を預け、留守に人數を過半殘して、六十騎連れて罷立つ。然るに、義弘、上總の天羽市原兩郡衆の備大將を、右馬頭成良に申附けられて、先手に組合はさる。父爲成、悅限なし。父爲成も、尤も先手なれども、小勢なれば父子一備にして、申合せ下知仕れと、命せらるゝを以て、別手を一手に、勿論内にて手分して、右の手先に備ふ。中三備は、堀江・板倉・正木なり。左の手先は、岡本隨緣齋先手合せて五備なり。先手、川を渡さむと打臨む。北條衆、之を見て、河端近く備を取詰むる所に、氏康旗本より、武者二騎來つて、其場を見移り、味方の備を引揚げさするは、備の前を甘^{くつ}げて、敵、河を越え、備しどろになる處

を、突いて懸れと、采配を取つて下知する武者振見事なり。後に聞けば、一人は氏康の武者奉行安西出羽守・一人は愛甲彌吉として、元來は今川家の士、其頃は氏康旗本の足輕大將なりと、右の様子を成良見て、諸卒を下知し、眞先に進んで乗入る。諸卒我れ劣らじと川を渡す。殘四手の先衆も、續いて川を渡す。三浦父子、馬弱なる武者・歩者をば、川下に立て、互に槍を取合ひ、力を添へて渡しければ、一番に押上りて備を定め、足並を揃へて切懸る。殘る先衆も、川を押上りく切懸る。味方勇み、敵の備不實色を、里見の旗本見て、川を越え備を立設くる。里見中の備の先手堀江、左の先^{〔手脱カ〕}岡本が二備、敵の中を突割り、其敵を味方の二の見へ渡して、氏康の旗本へ無滯^{〔むたい〕}に突いて懸る。此様子を義弘見て、旗本の左備秋元上野介が手を、堀江・岡本兩備の加勢に差越さる。秋元、敵の左手を押廻し、堀江・岡本が後を守つて、備を設けて詰寄する故、敵の先衆、後を氣遣ひ、戰少しめてになる、三浦父子、彌、競進んで相戦ふ内に、三浦成良、北條家の先手富永と、互に馬上にて名乗り、組んで落ちて首を取り、立揚る所を、富永が内、谷川といふ士、助來つて名乗りかけ、成良が右の肩先綿嚙を切落し、深々と切付くる所を、成良が見小姓峯上新太郎、谷川を突伏せて首を取る。敵先手一備

の將富永討死して、其備敗軍する故、殘る備もむらくなる故、味方、利を得て切懸る。扱又、氏康先手の内、遠山直宗と名乗りしを、正木手へ討取り、岡本・堀江二備、氏康旗本組の備を追行く時、北條家二騎の士乗下り、采配を取つて、亂る、味方を、押纏むる様子見事なるを、味方旗本より、岡本・堀江備の檢使町野卜意が子甲斐守、あれを討取らんと、毛付をして乗出す。岡本隨緣齋之を見て、檢使を討たせては越度なりとて、^{〔印イ〕}遠藤越後村戸主膳に、我が備を立堅めさせて、足輕大將岡庭八郎左衛門が一組を、我が跡に引付けて、町野甲斐守に乘續くる。甲斐守、彼の一騎士と槍組み槍付けて、馬上より突落しけるに、其身も馬よりあまりて落るを、今一騎の武者反合す。其敵は馬上、甲斐守は歩立にて槍組む處を、隨緣齋乗付けて、其敵を突落し、被官の宍戸源右衛門に、首を取らする。甲斐守が討取りたるは、氏康の近習組頭北條三左衛門といふ者、隨緣齋が槍付けて討たせたるは、三左衛門が片相手、大山修理といふ覺の士なりと、後に相聞き候。其より悉く敵を追散らし、川端より七町許り追討ち、早々國府臺へ引揚げて、凱歌を揚ぐる事、敵敗すると雖も、大軍なる故、遠慮を以て斯くの如し。右初度の戰、勝利件の如し。

附右町野甲斐守が父といふは、義弘近習の侍大將武功の人にて、三浦右馬頭成良が舅なり。此甲斐守手柄の儀に付いて、不思議の咄あり。其年の元旦、三浦成良が女房ちしろの後に立置きたる假粧間の屏風の上に、我が弟の甲斐守が首現れ、血筋、屏風に流懸り、につこと笑つて、失せもやらでありける様子、前の鏡にうつり見えたり。女房、少しも騒がず、側なるうがひ水にて手を洗ひ、其首を拜み、今度の御陣に、弟の甲斐守に高名させて給ひ候へと、心靜に觀念する。暫くあつて其首消失する。其八日の一戦に、無類の働之あり。殊に岡本備へ使に參り、毛付の高名なるを以て、義弘より御感狀給はる事、里見家にて隠なきなり。

第四、三浦右馬助良俊、父成良死後に、下野守と號す。相替らず佐貫に居城仕る。然るに、天正三年乙亥九月三日、上總國蟻の木城主椎津中務少輔を、義弘御成敗の様子は、是れも北條より計策に乗り、里見へ逆意を挿み、相州衆を上總へ引入れ、切取らせんとする事顯はれ、佐貫城主三浦下野守成良其子右馬助良俊父子を士大將として、こいとの城主秋元上野介久留利城代山本彈正山梨孫九郎・大多喜の正木大膳衆押向ひ蟻の木城を取巻き攻むる。城兵、身命を惜しまず之を妨ぐと雖も、大軍なれば終に乘取らる。此時、佐貫衆眞先に城へ付き、

良俊一番に屏へ乗り、諸勢を招き勇氣を進むるを見て、味方の面々、大將の子息を討たせては瑕瑾なり。幼少の良俊に越されたりとて、喚叫んで取寄する。〔攻カ〕三浦家の者共は、猶以てひたひたと屏を乗り、右馬助が矢面に、立塞つて競入る故、二の廓迄乗移る。敵椎津中務は、死期の働を快くして、冥途の旅の物語にせんとて、本丸より突いて出づる。大多喜衆も續いて乗入る。良俊、采拜を取つて下知して、出づる敵を幸と、本丸へ付入れよとて、勇み懸る鎧の袖を引切り、槍を提げ椎津中務が弟椎津帶刀と、槍を合せて突倒し、我が被官の佐垣次郎九郎に首を取らせ、諸卒に下知して、門内迄押入れ、爰にて又、攻合之ありて、敵味方、手負死人多し。良俊も敵三人、我れ一人にて突合ひ、右の股を突抜く。味方差續ぐ故、深手なれども死せずして、三人共に被官共之を討取る。其内、本丸後虎口より萬喜衆乗入れ、敵三浦衆と攻合烈しき故、後虎口を堅むる兵少く、終に本丸も破られ、三浦衆も城を踏破る故、椎津中務は、櫓へ上り火を懸けて、腹かき切り、猛火の中へ入りて死にたり。良俊此働に因つて、義弘御感狀、父が所領の外、別に所領を賜ふなり。

翌天正四年丙子の夏、北條衆と里見衆と、伊豆三崎表にて又船軍、三浦父子とも出帆せしめ、

三浦手へ大船三艘、小船四艘乗取る。其砌、良俊十六歳なれども、弓矢の術賢く、尤も剛強なる故、大船三艘の内二艘は、良俊一箇の下知にて乗取る。二艘目の船に乗る時、良俊自身、敵船へ乗移り切つて廻り、四五人に手を負はせ、殊に其船大將梶原圖書助といふ中老の者と、引組みながら海中へ落ち、良俊、鎧通を抜きて敵を刺し、首を取つて浮揚り、味方の船に助け乗せられて、難儀なく無類の働なり。右馬助も、左の脇腹に、上皮をぬうたる手疵ありたるを、某軍八も見覚え候。水中にて圖書に突かれたる疵なり。扱此時の軍は、勝負なく相引と申傳ふるは、船数は里見方へ多く取り候へども、敵を陸へ追揚げずして、海中の攻合許りに候故に、勝と申さず候事、船軍の作法なりと、里見家有體の咄なり。

大多喜の城主正木古大膳も、仔細あつて御成敗の時、久留利衆佐貫の三浦父子、其外近邊の上總衆、又は房州の旗本よりも、大多喜へ押寄する刻、良俊父の助言を受けず、一身の采拜を以て、人數を使ひ、敵城外廓を一番に乗取る。其内、里見家よりの計策を以て、正木被官の佐々木休三、主の大膳を討つて出す故に、降參する者は命を助けられ、逃ぐる者をば擲取られ、命を輕んずる者四五人切死に候。

附近年の正木大膳は、里見安房守忠義の叔父なり。父義康の弟なるを以て、正木氏を繼がせ大膳になさる。古風奥深し。心持之あるか。

天正十八年、小田原陣の後、里見義頼、上總國を沒收せられ、上總衆房州一國につぼむ。其時は、房州堀米といふ所に、居館を築きて居住なり。義頼の子義康、御當家へ出仕ある故、下野守成良太郎左衛門尉と名を改め候は、下野守忠吉卿の御名を憚つてなり。寛永十二年乙亥十一月十日卒す。此良俊は、某軍八定房母方の祖父なり。

管窺武鑑^{上之下}第三卷 舍諺集 終

管窺武鑑 中之上 第四卷 舍諺集

軍配の事

愚父舍人助定吉、ある時、某にいふ軍配必ず用ふべからず。亦用ひずんばあるべからず。軍配を廢すれば利を得、軍配を用ふれば利を得。異朝本朝古今名將皆然り。謙信公旗本の武者奉行二人の内、宇野民部少輔兼晴入道鴻松軒といふ勇功の士、軍配者なり。世に流布の軍配とは、違つて實なり。實といふに口傳あり。藤田能登守信吉、之を傳へられたるを、能州より某傳へたり。今、汝に授くべしとて、某定房に、一卷の書を授けられたり。奥儀祕書なる故、此九卷未書天人地三品の書に之を記す。圖に書して、口傳するものなり。

右宇野民部少輔兼晴は、壯年より姪肉を斷じて、鴻松軒になり候故、子もなきに付き、家老益田新右衛門に、軍配を殘らず傳へて、景勝公へ出す。景勝公仰せらるゝは、年寄り魚鳥喰は

ず、津液枯渴氣力勞衰しては如何なり。一日も存命なれば、我が家の爲めなり。最早、軍配をも傳授仕りたる間、精進を落せよと仰せらる。鴻松軒、堅く辭し申しけれども、達て仰せらるゝ故、精進を落さるゝなり。頃年迄、上杉家の益田民部は、益田新右衛門堵名跡なり。新右衛門より軍配を傳授せり。右の傳、天は子に開け、地は丑に開け、人は寅に生ずるに基いて、子より生じ巳に終るを陽とし、午より亥に終るを陰とす。丑は二陽の地にて午を含み、方角の吉凶を見るに子寅の維にて、土なり山なり地の象なり。未は二陰にて子を含み月の善惡を占ふ。寅は陰陽相對未に通ずるの二陰、申は陽陰相對丑に達するの二陽、兼ねて日時と方角との吉凶を考ふるなり。是を以て乾坤陰陽の旺年生月を考ふる者は天なり。月日時を育する者は地なり。日時事物者人なり。能く知りて疑はざれば利ならざるなきなり。

柴田因幡守逆心の事

第一、井地峯勘五郎とて、謙信公御座を直したる者あり。三條城主山吉玄蕃死して、跡斷えたる故、三條城代に、植田坂戸山城主甘數近江守を差置かる。然るに、謙信公御逝去の時、御

遺言に、山吉が一跡を勘五郎に下さる。謙信公御逝去なされて、其儘勘五郎薙髮して、道壽齋と改むるなり。

第二、三條城附六十二騎の與力あり。謙信公御逝去頓てより御館亂出來騷動故に、井地峯勘五郎に、山吉が一跡仰付けらる、儀、遅々の内、彼の勘五郎に、柴田因幡守戀慕ひ密通す。景勝公聞召され、兩人共に不義に思召しけれども、國のさたちならんとて、御怒を抑へ仰出でられず、山吉が跡職も彌、御延引なり。然る所、天正九年の冬、柴田因幡守、彼の道壽齋に申すは、山吉跡職程の所は、我等手柄を以て、其方に取らすべしと語らひて、因幡守、人質に置きたる我が母を盗み出づべき様之なき故、母を捨て、夜中に春日山を立退き、我が領知蒲原郡柴田城に楯籠る。道壽齋をば井地峯城に籠め、池の端には因幡被官池端鴨之助を入置き、新潟〔沼垂〕・乗足にも城を取立て、新潟には伯父の柴田刑部左衛門、乗足には武者善兵衛を籠め、謀反の色を立つる。

附景勝公、柴田か母を御成敗なされざる所、翌天正十年の秋、信州より御歸陣の節、直に柴田御發向なさるべき爲め、越府御逗留の時、柴田が母、舌を喰切つて死に候は、幾程もなき命を

永らへ、如何様の憂目にかあはん。又は子の因幡も、母の苦を見れば、猛心も弱みて、勇氣の障にもなるべしとて、斯くの如し。鐵上野守、竊に景勝公へ義を得て、死したるを隠し、諸人見懲の爲めに、生首を取り挽くとの義なりとて、越府の往還の岐に於て斯くの如し。口傳。

第三、柴田より半道餘東に梶城あり。城主梶右京進は、春日山に居て、留守居許り少々之あり。井地峯道壽齋押寄せ、同年極月十九日の夜、忍入りて之を乗取る。常々案内は能く知り、其上、柴田逆心の事、梶の留守居未だ知らず、不意に寄せられたる故斯くの如し。道壽、其邊の地下人の人質を取り、百姓の内にて能き者を選び、一兩人假の將に申付け、城に百姓共を籠置きて、耕作をさせ、寄居の取出と名付置くなり。越後家武者詞なり。

第四、柴田、我が持の今泉といふ所にも、取出を搔揚げて、是も寄居の取出に仕置くなり。

第五、其年は月迫、殊に例に勝れ深雪故、御手遣なく、近邊の士に抑の儀を仰付けられ、明春、雪消早々、御出馬ありて、柴田・伊地峯御成敗なさるべしと相究められ候所、翌年の春、信長衆働く故に、柴田・井地峯への御手遣御延引なり。

景勝公、越中國魚津城後攻の事

第一、天正十年壬午、三月十一日、織田信長公、甲州武田勝頼公を攻め亡して、勝頼公の郡國を裂割けらる。是より先天正六年、謙信公逝去を聞いて、信長早國分は、越前は柴田修理勝家、加賀は佐久間玄蕃、能登は前田又左衛門利家、越中は佐々内藏助成政、此外にも多し。手柄次第に切取るべしとあり。右の通故、武田滅却の砌、柴田修理、越後へ望をかけ、信長の侍大將、關東に留りたる面々相談は、甲州家の譜代新參の者共、定めて上杉景勝か、北條氏政へ頼附くべし。上杉は、隣國にて殊に景勝強將なれば、大方越後へ隨ふべし。景勝をさへ攻め亡さば、餘國は、手間取るまじと存じ候。然る間、佐々と柴田とは、越中より働入り、森勝藏は、信濃より太田切口へ働き、瀧川は甥の義太夫、沼田より三國峠へ懸り働入るべし。然れば、景勝、此口々へ手配すべしと雖も、被官の柴田因幡守逆心し、阿雅・北二郡の内、蒲原郡は、過半因幡領地にて取りしくなれば、瀨波の者も、大方景勝を見放つべし。一方勝利を得るならば、三方共に利を得べく、景勝滅せば、信濃・上野はいふに及ばず、能登・加賀・越中迄

も、治るべしと相談して、諸方より近々働入るとの註進ある故、景勝公、柴田への御働を、先づ閣かれ、信長衆へ向ふ手組半分を仰付けらる。

一、越中板倉城主河田豊前・同奥津城主吉江織部、其外、戸山・末盛、此四城へ加勢として、越後築地の中條越前守・同長島城主吉江喜四郎、並に寺島六藏・吉江常陸入道・竹股三河守・三本寺貞次郎等、彼此大小の物頭十三人之を遣さる。附、貞次は、頃年伊達政宗の所に罷在中條帶刀が事なり。

二、瀧川義太夫抑、志水城主長尾伊賀守・樺津城主栗林肥前守に、萩の松本左馬助・高橋修理等差加へて、三國峠にて相支ふ。三國峠といふは、上信越の堺なり。

三、森勝藏長可抑、苅瀬城主安田總八郎。附、總八郎死後、其跡を舍弟の彌九郎に給はり、上總守になされ、七手組の頭を仰付けられ、後迄斯くの如し。黒瀧の山

岸右衛門・菅野升坂刑部・垣崎彌次郎。附、是は謙信公御先を仕りたる士大將垣崎和泉守の子なり。安田筑前守を初め、各、斯くの如し。右の檢使として、旗本より新津丹波守を差副へられ、此衆、信越の堺太田切・小田切口に待ち是に備ふ。

四、越國、柴田・井地峯・池端・新潟・乘足の抑、

阿雅・北二郡の内、蒲原郡衆には、篠岡の酒井新左衛門・下條采女助・杉原の左近・安田の城衆、

同瀬波衆には、村上の本條・越前・色部の修理・相州の治部少輔・黒川の左馬助・竹俣の三河守留
守居、或は築地・薩摩等差副へて斯くの如し。

扱又、古志郡にて、護摩堂の宮島三河・天神山の佐藤平左衛門尉・頸城郡にては、雷の丸田周防
守、斯様の衆は、蒲原郡近邊故、各居城々々に之を差置かるゝか。又は留守を丈夫に残し
て、御供に出づるも之あり。彼此の人数を引いて、景勝公旗本は、漸く四千に足らず。三條
城代甘數近江守は老人、殊に謙信公の御先を仕り、數度の武功名譽の士大將故、總大將代仰
付けられ、御供を御免、御跡を堅固に仕置く故の役なり。春日山御留守居は、鐵上野介なり。

附、此上野介子なき故、此後島倉吉藏といふ若者を、景勝公御見
立て、上野名跡に仰付けらる。後鐵孫左衛門と改むる是なり。

第二、越中表柴田修理亮を大將として、佐々内藏助・前田又左衛門・佐久間玄蕃・徳山五兵衛・
柴田伊賀守等牒し合せ四萬八千の人数、越中へ討入ると聞えければ、越後衆評議は、敵は大
軍、味方は小勢、四の城へ籠りては、一城の人数雜兵共に、千五百の内外なれば、防戦なり難
く、景勝公の後攻も、旗本小勢なれば、四城へはなるまじ。然れば、戸山・末盛兩城は捨て、魚
津一城を堅く守りて、敵を越後へ入れざる様に然るべし。松倉城をば抱へ見るべし。敵に

人数を分けさせては、景勝公、魚津後攻の便にもなるべし。それもならずば、松倉城をも捨
て、河田豊前守も、魚津へ籠るべし。敵は他國勢、味方は所の案内能く知る事なれば、日數を
送る程、敵は人馬疲れ、味方は後攻を請けて、兩方より切つて懸らば、勝利を得べしと談合決
定す。

敵柴田・佐々、三月下旬、越中に討入り、戸山には佐々人数を殘置く。是れは景勝後攻の時の
爲めなり。扱四月八日より、魚津・松倉兩城へ取寄せて之を攻むと雖も、事ともせず、十日の
夜、吉江喜四郎突いて出で、敵二百餘之を討取る。中に柴田が從弟の柴田右近を、喜四郎内
の長島宮内、之を討つ。斯くの如き故、柴田・佐々河北を攻め、遠く引退いて、大軍の猛威を
示す。味方はに恐れず出戦ひ、又退き夜込などして、敵に鹽を付くる。然れども、敵大軍な
る故、少しも弱る氣なく、城兵を屈伏させ、其後、攻め破るべしとの工夫なりと見ゆる。此由、
景勝公知召さると雖も、諸方御手遣に隙なくして、後攻遅々に及び、魚津城漸く難儀なりと
聞き給ひ、先づ手合として、能登の畠山、其頃は上條
五郎といふ同國朝倉、或は遊佐家中の兩三宅・温井等、
越後衆には赤田の齋藤二郎右衛門、其時は下野守
河田軍兵衛扱又越後・越中の堺宮崎城主不動山城守等を

差遣はさる。其前、越中表へ御飛脚を以て、魚津加勢に遣されたる衆へ、景勝公より御狀賜はる。其寫、

其表、敵、今に長陣の由、辛勞心盡、中々痛入り候。各、心中程思やり、心も心ならず候。隨心の衆たてこもられ候故、城中無恙之由、勿論左様に可_レ有_レ之と察し候。織部父子三人喜四郎事は、既に謙信御芳志御眼力を、跡にけがさず候間、此度の儀不_レ珍候。長與次も、謙信公介抱の者に候間、尤も其恥を可_レ思候若林蓼沼事は、旗本のさ手に候間、是非無_二申事_一候。石田事、何れも兄弟共に及聞候といひ、此度、旗本に召使候上は、其しるし可_レ有_レ之と思詰め候。安部事は不_レ及_二沙汰_一候。藤丸事は、於_二加州_一覺の者に候間、是又無_二是非_一候。龜田事は、若者之事に候間、定而一かど可_レ稼候。三河守先年の一亂にも、無_二に候_一き。其上、年頃といひ無_二申事_一候。二本寺事、名字といひ其身若きといひ、代々弓箭之家に候間、此時、定而是非と可_レ思候。旁かゝるおもひもなき事は有間敷候。將又、信州へ仕置隙明候間、此節令_二出馬_一、北國弓矢之手附、是非々々依_レ之爲_二先勢_一、能州朝倉、遊佐家中兩宅、溫井並に上條五郎齋藤下野守、河田軍兵衛、不動山城、堺之城主、何れも差越候間、能州衆打立候

を、彼の飛脚見届候間、可_レ被_レ爲_二才覺_一候。出馬は三日可_レ爲_レ跡候。出馬なき以前、まつくら其他重而差越人數と合□□□□肝要に候。目出度於_二其表_一可_レ申候。謹言。

天正十年卯月十三日

景勝

- 中條 越前守殿 一、此十三人は、敵、越中へ入ると聞召し、越後より魚津城へ、加勢に遣置かれたる衆なり。
- 寺島 六藏殿 二、御書面能州衆、越後衆へ、此飛脚より跡に打立つ。是魚津後攻として、或は旗本先勢として差遣すなり。
- 吉江 喜四郎殿
- 龜田 小三郎殿
- 藤丸 新介殿
- 安部 右衛門殿
- 小本 寺松藏殿
- 竹俣 三河守殿
- 桑沼 掃部殿
- 若林 九郎左衛門殿 三、此御狀の時迄は、河田豊前守父子同心被官共に、松倉
- 石田 采女正殿

長 興 次殿

籠城、後に敵を追散し、魚津

吉江常陸入道殿

へ被籠らるゝ也。以上。

魚津籠城衆は、此様子を聞きて各々競ひ、敵は之を聞きて恐る。然れども、今更、引取るべきにあらざれば、楯・竹束を以て繰寄せ、城の虎口前寄衆の陣場手薄き所には、蒺藜を蒔き柵を振り、城より働出づる事、ならざる様に仕る故、尤も攻め懸くる事もならず、食攻の様子には、越後家弓箭の手柄なり。味方は魚津・松倉の人数、三千餘四千足らず。敵は四萬八千、信長家隨一の士大將各々取圍む。總じて城攻は、一人を五人に當つる大法なるに、是は三倍して、一人に十二人に當る。雅攻がせめにもなるべく、小城を攻めかね、柵・虎落を附くる事、越後家を恐怖する故なり。然る所、景勝公の先勢は、向ひたる能州衆、四月十六日、宮崎迄著いて、後攻の手首尾の爲めに、上方の敵と一戦を遂げ、首級三百六十餘、之を討取りて、春日山に之を註進す。扱又、河田豊前守は、敵、松倉城へは取懸らずして、五千許り抑を置いて、直に魚津へ取懸る。是は魚津をさへ攻め落しなば、何時迄も、松倉には抑を置き、又は戸山にも人数を残す。然れば、河田を働かせずして、越後へ討入るべしとの事なり。河田存するは、敵

大軍なれば、少しの人数を抑として、此方へ向ひたりとて、敵勢さのみに弱りにもならず、味方の強みにもならず、愁に、我れ此城を守りて詮なし。後攻の越後衆に加はり、一戦を遂げ、若し勝利を得ずば、討死すべしと思究め、城を拂つて突いて出で、抑の敵と攻合を初め、勝を得敵を追散らし、山嶺を通りて宮崎に至り、上條五郎と一つになる。河田無類の働なり。扱又、越後衆、河田豊前と相談して、同廿一日、上方衆の陣場ちんばへ相懸る。敵討つて出で戦ふ。味方、八備に作り武略能く仕る故、是又勝利にて、敵の陣場ちんば涯迄追撃つと雖も、小勢なれば制止して、備を立堅むる。河田は、前方より味方右の方の敵を請取り、一戦して敵を追立て、敵、味方を脇に見捨て逃ぐる敵に追並び、前田又左衛門陣場へ指して追入れ、其陣場をも討破つて、南方の虎口より、魚津城へ難なく入るなり。上方衆、越後家の弓矢斯くの如きの様子を見て、景勝自身出馬ならば、一入手強なるべしとて、陣取の外に、土居を築き、堀を掘り、柵をつけ櫓を構へ井樓を組揚げ、悉皆籠城の如く仕る。是れ柴田修理、分別を以て斯くの如きなりといへり。

第三、景勝公、伊田城主直江山城守を一の先とし、旗本を二の見と定め、漸く三千許りの人

數にて、魚津後攻として、四月廿日、春日山御發駕、名達浦本（鬼）伏へ懸り、親不知子不知を右に見て、宮崎の上の山に傳ひ、越中の天神山迄、飛脚道二日の所、難所故、四日に押しして、廿三日に御著陣、天神山より大岩寺野迄取續けて陣取り、成願寺川を前に當て、備へ給ふ。然れども、佐々柴田、陣場に堅く籠り居る故、懸つて戦はんとすれば、城攻の如く、殊に景勝公、小勢なる故控へ給ひ、五十騎餘、足輕五十許り、足手健なるをすぐり召連れられて、大斥候に出で給ひ、敵陣近く押寄せ、鐵炮を打懸けさせ給へども、敵一圓に出でざる故、若き者共、堀水を吸み馬を洗ひ引返す。四月廿九日の事なり。五月十三日、景勝公より倉田佐五允、長尾加賀守を、敵方へ使に遣はさるゝは、景勝、後攻に來り候へども、各、籠城の如く堅固の陣取、せがれの景勝を氣遣ひての儀にては、全くあるまじ。討出で一戦を遂げらるべきや但し城を攻めらるべきや、返答次第景勝も、相應の働仕るべしと仰遣はさる。兩使、敵の陣場近く行きて、矢文を以ていひ入る。敵、城より返事に、此方よりは出でて一戦も仕るまじ。城をも攻むまじ。御行は、其元御勝手次第なりと、取合はざる返事なり。兩使、彌堀近く乗寄せ、敵の様子を見分する時、景勝公より差副へられたる若手士廿五人も、同様に乗寄する。

敵より弓鐵炮を打立て候へども、少しも騒がず、心靜かに見定め候所に、佐五允、馬を打たれ落馬仕る。敵より之を討取らんと、三十騎許り突いて出づる。佐五允、起直つて眞先に進んで槍を合する。残る衆、馬を以て敵十四五人乗倒し、六七人切捨つる。敵方より又味方を助けて、廿人許り突いて出づる。追入れ追出し三度攻合之あり。先手の足輕大將丸田伊豆、五十の足輕を二手に分け、敵の右へ詰寄する下條采女に、佐口傳兵衛差副へ、二の見として備を立堅むる。扱又、本松外記之介（助）敵門の内へ一番に押込み、佐々内、覺の者井筒隼人を討取る。井筒が弟刑部といふ倅、兄を助けて外記を討つ。越後衆の名山太郎兵衛押込みて、其場は去らせずして、刑部を討つて、本松が首と矯り持隠して歸る。越後衆も、本松共に三人討死仕ると雖も、何れも首を矯て歸るに、敵より跡を慕はずして、此方の退くを幸と、喜んで門を閉づるなり。

右の攻合に付いて、御感狀兩通之寫、

今度至越中表、信長方陣取の外構土手際へ押詰、迫合の時、於虎口前一番に合槍、剩、其仕様宣之故、終に得勝利を一事、悉皆其方在子武功。名譽之働難勝計候。仍感狀如件。

天正十年
五月十五日

景勝

倉田佐五允殿

今度至_二越中表、信長方陣取之外構土手際へ押詰、迫合の刻、不_レ劣_二于本松外記之助、門内へ押込令_二高名、殊矯_二本松首_一而、敵に不_レ爲_レ討_二取之_一。其武勇、最以神妙之至也。依_レ之御感狀如_レ件。

天正十年

五月十五日奉_レ之

直江山城守

名山太郎兵衛とのへ
是は御旗本紐也

長尾加賀守も、御感狀頂戴、其外にも之ありと承及び候へども、寫し求めず候。

第四、敵方今迄の構を、外に又二重取出し、堀を掘り土手を築き、屏を掛け人數を配り、用心を堅固に仕る。信長方は四萬八千餘の大軍、味方は城兵と後攻と共に、九千に足らぬ小勢、殊に當春、武田を押潰し、武威甚しくして、北條家も頭を傾け、奥州迄も一遍なるべき。上方西國は、元來天下支配の信長なり。景勝は、越後一國なり。剩、家來の柴田因幡逆心にて、未だ治まらぬ内といひ、廿八歳の若大將なるに、斯くの如く敵の恐るゝ事は、謙信公の威風殘

りて斯くの如し。扱景勝公は、五月廿五日の朝、天神山に甘_傳數備_傳後仙_傳城_傳主_傳に、人數百餘差添へ殘置かれ、山々に旗の様子、口_傳直江を先鋒とし、旗本を二の見として、敵の構へ取懸らる。柴田修理は、各_傳の出づる事無用と制止めたるに、佐々前田・佐久間・徳山・柴田・伊賀、堀際へ出張するを、直江に切捲られ、流石の佐々なども、菅笠三蓋の小纏をぬきて、逃入りて門を閉づ。直江、采配を采つて、猶豫なく追懸けて、敵の陣取る一の構乗敗る。此堀涯一戦の時、一番槍本多彌兵衛なり。二番槍は之なき様子、口_傳魚津籠城の衆も、味方の相圖を受けて、突いて出で候へども、敵方陳場土居・堀・屏・虎口前には、蒺藜逆茂木ある故、味方働不自由の所、景勝公、直江備をば同勢に控へさせ、旗本を以て、敵方の二の構を難なく乗崩し給ふ。此時、敵方端々小荷駄を附けて、逃支度仕たりと、翌年柴田伊賀が被官外地甚五左衛門といふ者、直江山城守所へ奉公に罷出で、後々使番仕り居り候。此者の物語を、愚父も承りたる由申し候。扱斯くの如くなれども、味方小軍にて、二の構迄乗移る程の働故、手負死人も多く、諸勢草臥れ、城兵は出で候へども、敵陣場城攻の如くにて、首尾合はする事ならざるに付いて、二の構の敵小屋に、火を懸けさせて引揚げられ候。討取る首級七百五十三、堀涯に懸並べさせ、勝

関を揚げられて、天神山へ御馬を入れらる。味方にも討死三百餘、其内武功の士大將齋藤下野守・足輕大將本郷金七討死なり。敵佐々内、三十騎の組頭蒲田主税を、旗本組の夏目宮内之を討取る。其外宇野・中村・笠岡・倉本・伊丹右京などとして、名ある者多く味方へ討取るなり。然れども、敵を追拂はず、残念に思召す。是れ柴田修理工夫にて、堀構堅固の故なり。

附此時、直江内にて一番乗原田監内、二の構の一番乗、旗本生駒右馬助なり。

右の働に付いて御感狀の寫

今度於越中表、抱之城爲後攻令進馬之刻、數萬之信長勢、味方雖小勢恐景勝威風、陣所の外、三重四重構土手堀・屏・矢倉而悉皆又籠城之爲體也。然る所へ押詰、欲勵後攻一戰之本意之砌、やさしくも、佐々、備を繰出し、至土手涯可遂防戰覺悟の時、其方、對于彼等武略宜無類之働故、悉く踏敷き、即取懸而一構乘崩し、敵徒數多討取之、因其餘猛、以旗本二構迄無難乗移得勝利事、偏に其方在于采拜。武運名譽之至、難勝計之矣。表時之吉例、太刀一腰長馬一足贈進候。彌相備面々に加相談、至下賞罰尤無私、以後忠義肝要に候。猶歸陣之節、一廉恩祿可報謝者也。仍狀如件。

天正十五年
五月廿六日

景勝

直江山城守殿へ

今度至越中表、馬數萬令遣之信長勢、陣取之場所へ押詰、踏破之時、敵少出、土手際欲遂防戰刻、其方一番槍勝諸軍働、甚以勇健之至也。仍感狀如件。

天正十年
五月廿七日

景勝

本多彌兵衛とのへ是は直江相備衆なり

今度至越中表、令發向數萬之信長勢、陣取之場所へ押詰、踏崩之砌、其方於二之構一番乗、其譽無隱、尤神妙之至也。依之感狀如件。

天正十年
五月廿七日

景勝

生駒右馬助とのへ是は旗本衆なり

今度至越中表、令進馬數萬之信長勢、陣取之場所へ押懸、踏崩之砌、其方外構之一番乗、勝諸手働甚以神妙之至也。依之感狀如件。

天正十年
五月廿七日

景勝

景勝公越中魚津城後攻の事

石田監内とのへ是に直江衆なり

今度至_二越中表、被_レ遂_二御出馬數萬_一之信長勢陣取の場所へ押懸け、踏破之刻、其方於_二三_一之構之内、蒲田主税討_二取之_一、莫大之働、因感被_二思召_一之狀如_レ件。

天正十年

五月廿七日奉

大石播磨守友直

夏日宮内とのへ是に旗本衆なり

此外、御感狀頂戴の衆之ある由、承り候へども、之を寫し求めず。

第五、大田切・小田切口へ向ふ敵森勝藏、信州の高坂源五郎・六田・蘆田・小笠原を初め、彼此相催して、二萬三千許りにて働來り、五月廿八日、大田切の彼方に著陣し、廿九日巳刻取懸る。敵八千、味方二千五百、大田切を隔て、相戦ふ。味方の右は明高山、左は喜佐川、敵六七千宛、二手に分れて廻り來る。味方も千五百宛手分して向戦ふ。三方の敵味方、未刻迄二時許りの戦に、味方討死二百六十許り、敵を討取る數は、四百有餘なり。大切所の地にて、敵味方共に、働自由ならざる故に、其日は互に引取るなり。此時、越後衆評議に、敵、明日も今日の如く働くべきは必定なり。さあらば、敵は大軍にて新手入替るべし。味方は小軍、今日殘ら

ず働いて疲れ、援兵もなければ一戦危し。今夜、關の山迄引取りて、加勢を乞ひ、以後の勝利の工夫然るべしとて、其夜、關の山迄引退く。然る所に、三條城代甘數〔槽〕近江守、諸方を氣遣ひ、味方の弱き方へ加勢をすべしとて、春日山へ來り居て、大田切の様子を聞き、八百の兵を率し、春日山より押向ふ所に、味方早大田切を引き、關の山に陣取る故、甘數〔槽〕、大田切表の一戦の様子を聞き、明日、敵取懸るべきは必定なり。今日の戦に各罷りぬらん間、明日の軍初は、某仕るべし。各は二の見を仕るべし。其に付いて一武略仕るべしとて、敵方へ申送る。一、景勝、越中表に於て勝利を得、今夜關の山迄著陣せしめ候。然れば家來の者共、大田切に引取る事、無念に候。今日の一戦、自他共に草臥れ候と雖も、其方は大軍なれば、新手の人數多かるべく候。當方越中出陣の者は、身倦ましめ候故、當所へ召連れず殘置き候。春日山留守の兵共、又甘數〔槽〕近江守等を召連れ候。此者共、諸方の手に合はず無念に存じ候所、此度の儀、本望是非一戦と希ひ候。殊に景勝自身、是迄罷出で候上は、必ず明日一戦を遂ぐべく候と、高札に書いて、關川の町に立てさせ、押來る敵の先手功者にて、此札を取捨つる事もあるべし。頼もしき士三人に申付け、敵森勝藏が旗本、或は二の手の士大將各へ、使となり自

身持行くべしと申付け、一兩通書付渡し、敵軍行の邊へ隠し置き候。傳。

二、甘數〔槽〕近江守、半途迄人數を出し、旗を伏せ隠れ居て待備ふる。

三、味方、續の山々に紙旗、其手々々の紋を畫き、雜人に持たせ、十五人に一人宛の小頭を付け隠置き、相圖次第に押立て候へと申付くる。

四、敵の寄來る道筋山々へ、目付を遣し、段々に隠置き、敵の様子、註進をせよとて遣し置く。右の通、内談備定して相待つ所、案の如く翌六月朔日早旦、上方衆進來り、越後方の引取りたるを悦んで押來る處、關川の町に立てたる高札を見て、驚き相談す。景勝自身の加勢といひ、留守に残したる者共を召連れられ、今度の騒亂に、諸方へ手遣あれば、手に合はざる者はあるまじければ、留守に残りたる者は、此筋へ向ふを幸なりと、戦功を一入勵むべき義なり。昨日働きたる者共、力を得て、加勢と働を争ふべし。景勝、越中にて勝利を得、味方は後〔おくれ〕の由なれば、彼我の強弱各別なり。然れば、昨日の一戦にて、敵引きたるを、此方の勝利にして、大田切・小田切へ引取り、切所〔せつしよ〕を構へて、備へ然るべしと一決して、備を繰引き候へども、大軍なれば備騒立つ。甘數〔槽〕、此様子を見て相圖の旗を押立て太鼓を打つて押向ふ。敵彌々騒ぐ

所に、山々の旗を一度に押立て、貝太鼓を合せ鬨を作懸け、弓鐵炮を放つて、勇壯なる體を、勝藏先手見崩〔みづな〕して、二の手へ崩れ懸る故、總軍も亂立つて、跡をも見ず引く所を、上道一里半許り、大田切迄追討ち、首級雜兵共に、二千六百餘之を討取る。或は關川に押流され、或は谷涯へ倒落ちて、死にたるもの數を知らず。味方は手早に關川迄引取る。悉皆甘數〔槽〕近江守武術故なり。景勝公、御褒美限なく、御感狀御加恩多く給はる。御感狀寫し求めず候。

第六、太田切廿九日一戦、味方關山迄引退き候様子、六月朔日の夜註進を、景勝公、越中に於て聞召され、同二日、越中表を聞き御馬を納れられ候。是は味方、關山へ引退きたれば、敵競進み、關山までも味方勝利を失ふべし。然れば、勝藏、春日山まで働入るべしとの御氣遣にて、斯くの如し。是に因つて、魚津の寄手佐々柴田悦び、城中へ申入るゝは、景勝、今朝當表御引拂ひ候儀、森勝藏、太田切口を破り、春日山へ取懸り候故と、推察せしめ候。各々も、是に詮なき籠城仕らるべきよりは、城を渡され、旗本へ加勢尤もたるべく候と申越す。城中衆談合に、此城を抱へ持ちても、春日山落城に及び候はゞ益なし。勝藏、信州或は甲斐・上野迄も、語らひ集めて働くと聞ゆ。御旗本許りの後攻危ければ、我々も差加はり、然るべき儀なれど

も、敵に方便たばかられ出で、命を失ひなば、此志も水になり、此城を枕として死すべき所に、命を惜んで、城を渡したりとある批判にあは、一身はさて置き、主君迄、疵になるとて、同心もせざりしを、又柴田・佐々方より、各、命の儀は、下々迄全く構ふまじく候。望に任せ、人質を渡し申すべく候。それを召連れらるべしと、再三申越すに就いて其評議候へども、春日山の儀、心元なく加勢の志、深切なるを以て、六月三日、佐々方よりは、甥の佐々新右衛門、柴田方よりは、柴田專齋は修理従弟にて、武者奉行を申付くる剛士なり。右兩人を質に取り、城兵皆、三の回輪へ窄みて、本丸を佐々に渡す。佐々、本丸を受取ると、其儘弓鐵炮を放ちて、内外より取包みて、越後衆を攻むる。城主吉江織部・松倉の河田豊前・戸山・未盛兩城代、此城の加勢各、十三人、此上は力に及ばずとて、右兩人の人質を刺殺し、三の丸へ攻め入る所の敵中へ突いて入り、散々に相戦ひ、敵を追退けて引入り、切腹仕る。同心被官は、思々の分別に仕れと申置く故、何れもいひ合せ敵中へ入り、切死に仕るもあり。切りぬけて越後へ歸るもありき。魚津終に落城なり。敵に方便られて斯くの如し。本意なき仕合なり。

扱景勝公は、同四日に、春日山御歸城、關川にて甘藪武略〔槽〕を以て、敵切崩され候へども、今に

太田切を塞いで、在陣の由を聞召され、五日には御出馬あるべしとの所、信長父子・舎弟信房共に、六月二日、惟任日向守光秀逆心して弑され給ふ由、四日の夜中聞ゆると、其儘、森勝藏、太田切を捨て、信州海津へ引入れ、其れより上方へ上る。越中の佐々内藏助も、魚津を捨てて戸山へ退く。柴田修理も越前へ引いて入るなり。

第七、三國峠の事、瀧川義太夫、上野・武藏の兵を催し、一萬餘にて五月廿三日、三國峠へ押上らんとするを、抑の長尾伊賀守・栗林肥前守、各、峠の此方に待備へたるに、義太夫、一の先を致し、坂を半登りける時分、味方、兩方の山に弓鐵炮を立雙べ、打懸け、仕る中より、長尾、先を致し、栗林二の見にて、土何れも諸道具を追取り、長柄を押退け、眞下に切懸る故、敵は自ら退き、味方は自ら進み、其上敵の二の見の兵は、坂故助くる事ならざる故、悉く追立てられ、上道一里半程引いて、猿ヶ京城へ逃入り候。味方は小勢なる故、十七八町追討して、引揚げ候へども、敵は我が味方を敵と思つて、永引仕るなり。敵を討取る數二百許り、凱歌を執行ふ。三國峠の攻合と申傳ふるは是なり。

一戰、自國他國の差別を以て、敵味方の強弱・人數の多寡に因つて、勝利ありとて、圖して口傳するなり。

景勝公越中國魚津城後攻の事

右の攻合に、栗林は、二の手なる故、働かざる間、首尾を合せんとて、討つて出でける時、敵、多勢なれば、自然三國峠へ働くべきかと、跡を氣遣ひ長指を頼み、残し置く加勢の衆をば、我が備に組合せて、同勢として廿五日の曉、敵地焼働に出づる。敵如何思ひけん。少しも妨げざる故、猿ヶ京の在家悉く放火し、城際迄焼詰めて、手軽く引取るなり。敵恐れたるか。其後、三國峠へ働き出でず候。是又、信玄公の事を聞き、沼田迄早々引退くなり。

景勝公、信州發向の事

第一、信長の事に付き、森勝藏は退散、越州魚津は落城、景勝公機嫌宜しからず、信州へ働かるべしとあるを、家老衆各、當月中は人馬を休め給ふべし。頃日の疲身に、又信州へ御働候ては、敵合如何なりと、達て留むる故、今迄の働御吟味、賞罰の仕置あつて、家中の面々、在所へ暇を給はり歸つて、休息仕るなり。

第二、右の通に候所、信州河中島四郡の衆、佐久郡植田の庄尼ヶ淵の眞田安房守・小縣郡小室の蘆田源志の内、松本の小笠原を初め、悉く景勝の幕下に屬し、誓詞を以て歎き、出張を待

ち候由、申來るに付いて、幸と思召し、村上源五郎岩井備中を、信州長沼城へ先立て遣され、其様子を聞召届けられ、同月十六日、景勝公四千三百餘の人数にて、信州へ御發向、其日は關の山迄東道五十里押し、十七日には、野尻と小室の間の原迄、四十五六里押し、十八日には長沼城迄廿六七里、未の上刻に御著。越後流備押斯の如し。遠江は人数の多少に因る。長沼城には、岩井備中殘居て、村上

源五郎、小室迄御迎に出で御供仕る。信州衆各、は、御迎に出でず、海津城に罷在り、長沼より一左右次第に參る筈に、村上と岩井とへ申定めて、右の通なり。同廿二日の朝、信州衆御禮申上ぐる。是に付いて、景勝公御遠慮奥意之あり。

附此節、藤田能登守、始めて景勝公へ御禮申し上げらる。前の書にあり。

第三、同廿三日、海津へ御移りあるべき爲め、姉婿の畠山を、前廿二日に御先へ差遣されて、本城を請取らせて、今日、彼の城へ御著陣、御仕置等仰付けられ、眞田・蘆田・小笠原に案内させ、御手遣の御催の所に、北條氏直、武州酒塚原にて、瀧川に打勝ち、其威勢盛にして、信州へ出軍なり。氏直公の母儀は、信玄公の御息女なれば、勝頼こそ北條家と敵なりと雖も、信玄公の孫なり。信州衆、北條家へ隨順仕るべし。若し異儀に及ぶ族は踏潰すべしとて、五萬五

千の大軍にて、働來らるゝ由相聞えける故、高坂・眞田・蘆田・小笠原四人別心して、氏直へ隨順なり。景勝小勢なり。我々案内して北條家に屬し、先立て忠義を盡さば、信州の總職を得べし。然れば、高坂は海津に留り、殘三人は、北條と一つになり、先手を致し、川中島・屋代表善光寺迄も働き候時、景勝出で差向はれ、一戰の節、其鹽合を見て、高坂城に火を懸け、後より切懸るべし。相圖の火を見れば、三人の者共突いて懸り、上杉衆を前後より挾撃つべしと、内談評議して、同廿五日、右三人の士大將總て陣を引拂ふ。景勝公、兼ねて斯くの如きの御遠慮にて、信州衆一手々々へ、横目目附の者三人宛、隠して附置かるゝ故、右の様子告げ申して御存知なさると雖も、其夜は、御存知なき體になされ、翌日、其手々々に附置かれ候目附・横目を、密々召寄せられ、信州衆の様子御吟味なされ、右三將の外、殘の衆には疑はしき事御座なく候。高坂源五郎は、頃日、眞田・蘆田・小笠原と折々出會ひ候。若し右の談合申すも、存せず候と、高坂に附置かれ候三人衆申上ぐるに付いて、高坂を本丸へ召寄せられ、番を附置かるゝなり。扱尼ヶ淵より諸方道筋詰りゝに、忍の者を遣隠し置かれ、疑はしき者あらば捕へ候へとて、參り、同日の夜、故胡亂の者通り候を捕へ、眞田・蘆田・小笠原方より、高坂への

狀あるを取つて之を差上ぐ。氏直公彌、廿八日に、其表へ御働きなさるべき間、内々の通り相替らず分別尤もとの文體なり。是に因つて、景勝公、高坂源五郎夫婦並に三ツなる男子、以上三人を、海津の本城に磔に懸けられ候。扱味方御備定、

一、越後衆各に信州衆三頭は、小田切安藝・市川對馬・芋川越前、之を組合せ、直江を先手になさる。

二、景勝公旗本は、越後衆計り二備になされ、直江が二の見になされ、岩鼻へ押向ひ、筑摩川園平川を前に當てゝ、二千五百許りなり。

三、海津城より筑摩川の下を越えて、右方の後^{うしろ}は犀川・煤花川とも申し候。左は筑摩を負うて、一騎も逃れじと相備ふるは、信州衆なり。是も二備に手分して、此士大將は、垣崎彌次郎・村上源五郎、此二の見は士大將泉澤河内守、人數合せし四千なり。

四、海津城には、畠山に岩井備中を差副へられ、人數三百餘殘置かれ、信州衆の人質を取つて、本城に籠置かるゝなり。信州衆の一戰をば、海津の天守より、景勝公御牀机の場丸山へ相圖をし、岩鼻表の一戰は、旗本より海津城内へ相圖をなさるべく、一戰の様子、味方互に知

り、氏直の旗本へ、無二無三に懸つて、一戦を遂げらるべく、其弱き所を見届け、海津には岩井を残し、信州衆の働次第に、人質の差引を仕り、畠山は城より出で、敵を切崩すべしと仰付けらるゝなり。附此畠山は、今の畠山長門守の父、上條入庵なり。

第四、六月廿八日、氏直公、人數五萬五千を引率し、眞田・蘆田・小笠原、先手を仕り、尼ヶ淵より出で筑摩川を渡り、岩鼻表へ押し、屋代へ懸り、川中島へ相働き、其日の巳の下刻、善光寺表へ取續いて備を立設くる。景勝公も、海津を出で、丸山に御旗本を立てられ、岩鼻の此方へ、直江山城守一の先、其二の見は景勝公旗本、筑摩川・園平川を前に當て、備へられ、此方信州衆も、備定の如く、靜に備を立設くる。敵味方三十町隔る。敵上より懸來らざるは、高坂が相圖を待つてなり。然るに、景勝公より河田軍兵衛・大關彌七兩使を以て、高坂父子夫婦三人の首を、北條氏直へ持たせ、仰せ遣さるゝ様は、高坂源五郎儀、眞田・蘆田・小笠原と御相談せしめ、北條を當表へ引出し、逆心の不義露顯に付き、成敗せしめ候。北條に對し忠勤の者の首に付いて、持たせ遣し候。宜しく御弔尤もに候。景勝小勢、北條大軍の所、裏切を作り、一戦勝利を得らるゝと雖も、北條弓箭の恥辱、末代に至り隠れあるまじく候。最早、裏

切り便なく候上は、互に潔き一戦口の信州兩方手柄次第たるべく候。此方より戦を初むべきや。其方より初めらるべきや。返事に應ずべく候と、高札に書いて立て、首を添置きて歸り候へども、其日未刻迄、返事なきの所、北條方の備動く。此方へ懸り來るかと思れば、左はなくして、透波二人罷歸り、北條は、尼ヶ淵へ引取る様子なりと申來ると、早備を繰下げ、先手を殿備に用ひて退散の色に相見ゆる故に、景勝公、筑摩川を越え、又大關・河田を兩使とし、直江に組合せられたる信州先方の合備衆の内より三十騎、越後士二十騎、合せて五十騎、能き者をすぐつて差添へられ、兩使に仰遣さるゝは、景勝と一戦あるまじき體に候。是迄の働は、高坂裏切の行一つを頼みての事と相見え候。小勢の景勝に、裏切なくては合戦なるまじとして、引取らるゝ事、世間の嘲と存じ候。景勝、早筑摩川を越え備へ居り候間、是非、一戦を遂げらるゝ尤もに候と仰遣さる。兩使馳向ひ、二町程此方に備を二段に立て、河田大關唯二騎、北條氏邦の備へ乗入れて、右の口上を申す。氏邦の返事に、氏直に申聞かすに及ばず候。景勝事、存外の小勢にて出陣、大軍に向つて疼いたまず、弓箭を取られ候。其を尤もとは感せずして、一戦は武道の本意にあらずと存じ引取り候。是より北條は、甲州へ働き候。景勝は、

當地の入手分別尤もに候と、申捨て足次あしなみ早く引取り候。兩使、此返事を聞き、其場を少しは退き候が、兩人談合して申すは、我々に五十騎の人数差添へられ候は、御旗本迄註進遅かるべきに因つて、敵の返事次第、心操の働をも致し候へとの、御奥意なるべしと申談じ、備を能く立設け、敵の様子を窺ふ所に、真田・蘆田・小笠原三人に、松田衆差加はり、殿して退く。河田・大關、五十騎を二手に分け、河田采拜を取つて、真先に乘懸り、敵の歩卒を踏倒させ、十一人之を討取る。蘆田内の富永といふ者、小反するを、小田切安藝内森本半之を討取る。敵七十騎許り盛反す。二の手の大關、横合に懸つて切崩し、敵引く所を慕うて首九つ之を討取り衆を下知して引揚ぐるを、真田衆と松田衆と入交つて、大關を喰留むる。河田又入替つて、敵を請取り追散らす。此様子を旗本へ早く知らする口傳を以て、直江見て、我が備を下知し、貝太鼓を合せ後より續くを以て、敵崩るゝなり。就中足輕大將長尾藤八郎、足輕一組五十差續いて、河田・大關が働に構はず、敵を矢長に引受けて、然も矢玉を放たずして靜に備ふる。此作法口傳河田・大關、敵圍の間を二遍乗切り、味方を手早に引揚げさする。兩人無類の働なり。河田手へ首十二、大關手へ九つ、其外雜人共二三十踏殺させて罷歸り、右の旨委しく言上す。故に

敵方へ目附の透波を差遣され、其日申の下刻、海津へ御馬を入る。

右の様子に因つて、前方申し通せざる衆も、悉く味方に屬し候故、川中島御手に入るなり。

附藤田能登守、長沼にて御禮申され、直に御供、丸山の御旗本に居られ候。北條家の儀、御聞きなざるべき爲に、一入斯くの如し。然る故、舍人助も丸山に罷在り、見届け聞及ぶ各の咄も、數度承覚え候。

扱北條、其日は尼ヶ淵へ歸り、輕井澤に陣取り、甲州を望み平澤迄押行く。是より以前、家康公、甲國へ御討入故、御先衆長澤迄討つて出づる。尤も北條衆大軍なれば、諸口より討入らんと仕るを、御當家の衆、之を防ぎて同七月より霜月の末迄、御對陣の内、七十度餘の小攻合に、北條方、一度も勝ちたりといふ沙汰之なし。然る故、北條方より種々手を下し、扱に致し、信・甲・駿三ヶ國は家康公、上野は北條と約し、其上、氏直は家康公の御婿にとあつて、御無事相談懸に御馬を納れ、翌年天正十一未七月、家康公の御息女、小田原へ御輿入なり。家康公、北條家と御無事の時、真田安房守、北條を非見て、家康公へ隨心仕るなり。

第五、上杉四千三百の小勢を以て、北條五萬五千餘の大敵を追拂ひ、信州川中島・埴科・高井・

更級水内此四郡、景勝公御手に入る事、無類の名將かなと、自他共に褒むる。其節、何者か作り候ひけん。

浮名をもながして恥をさらしな月かげかつの色にまされる

其頃、所々に於て人の口號、又は扇に書いて言慰む狂歌是れなり。扱景勝公は、海津城に御逗留、信州表仕置仰付けらる。

一、海津城に村上源五國清を差置かれ、更級郡を下され、高坂被官同心共に附けらるゝ事は、村上殿本意の儀を思召されてなり。筑摩川を限り、西は海津組とあつて、村上合備なり。

附高坂介副の小幡山城をば、下野守になされ、春日山へ召寄せられ、御旗本組に仰付けられ候。

二、福島城、前々の如く隅田左衛門尉に預下す。

三、市川城、前々の如く市川對馬。

四、綱島城、前々の如く綱島豊後。

五、寺尾、前々の如く寺尾傳左衛門。

六、豫摩瀬、前々の如く豫摩瀬。

七、西條、前々の如く西條治部少輔。

八、東條、前々の如く東條。

九、大室、前々の如く大室源次郎。

十、坂屋、前々の如く坂屋修理亮、或は保科左近允。斯様の衆、大方海津組なり。

一、長沼城、越後家、島津淡路守を差置かれ、筑摩川の東は、長沼組に仰付けられ、島津相備なり。然れば、川中島四郡を二備に分て斯くの如し。口傳。

二、猿が馬場の麓龍王城、前々の如く清野左衛門尉に預け下さる。附清壽軒は、其頃隠居なり。

三、牧の島城、芋川越前守、此子彦三郎共に、其頃武田家を牢人仕り、越後へ頼來り忠功ある故、此度、本意仰付けられ候。

四、善光寺別當、栗田永壽前代の如く仰付けらる。

五、屋代、前代の如く、屋代左衛門に預け下さる。

- 六、尾味城、前々の如く尾味左兵衛。
 - 七、青柳、前々の如く春日源太左衛門。
 - 八、春日、前々の如く春日右衛門尉。
 - 九、小田切、前々の如く小田切安藝守。
 - 十、飯山をば、越後家岩井備中守に之を下さる。
- 右の外、小き搔揚を持ち、城を持たずして、五百貫千貫許の侍多し。又は夫より小身の士に至る迄、御仕置正道に仰付けらるゝなり。扱又、信州衆上野平二兵衛・跡部甚内・甲州旗本組の佐藤一甫齋を、春日山へ召連れられ、御旗本足輕二百人宛御預け、信濃足輕大將と名づけ、其召使はるゝ様、口傳、其外、信濃衆を御旗本に召置かれ、或は士大將衆へ、與力被官に下されたるも多し。

景勝公、越後蒲原郡へ信州より御馬を寄せらるゝ事

第一、景勝公、今度の一亂に就いて、柴田への御手遣御延引、八月四日、信州海津城より直に

御出馬、野尻迄御著、五日には、春日山城下の町を押通し、東道七里行き、府中に御著、こゝにて、御供衆の内、柴田近邊の面々には、御暇を下され、日限を仰定められ、御先へ之を差遣し、景勝公は、府中に六日御逗留、十一日に發崎に御宿陣、其より柏崎・出雲崎・三條・菅野に御宿陣、十六日杉原城へ入らせられ、十七日寅刻城主杉原左近將監案内として、柴田・井地・峯・池之端三の敵城の間に、堅固に御陣取なされ、敵城御巡見なり。扱又、敵疲勞の御手遣として、二組宛番代に、毎日刈田・放火働仰付けらるゝと雖も、敵、一度も出でず、味方も小勢故、城は御攻めさせなされず候。

第二、御馬を寄せらるゝ次手ついでなれば、敵城御攻めなさるべしとの御觸れあるを、宿老衆、此度は打續く長陣にて、諸勢、殊の外勞倦み仕り候間、先々御旗を納れられ然るべく候。いつ迄捨置かれ候ても、柴田事に候へば、差したる事仕出すべきにあらず候と御諫申上ぐる。口傳。景勝公仰付けられ、十月廿七日の曉、刈集めたる稻穂・陣屋等に火を懸け、陣拂の節、風あつて様子能く、其烟下を引揚ぐる。殿備、所の案内者なれば、達て望によつて、杉原左近に仰付けられ、其日卯の刻許り、小荷駄を先へ繰り、一里半許り押行く時、俄に天氣變り、雨雪夥しく、風

烈しく吹いて東西分らず、諸備の火繩の火も消え、御持筒七十五挺、百騎の笠著たる衆許り、火を消さずして持ちたり。口傳。此時、柴田忍來り、山手へ付いて能く見切り、山手へは歩卒を用ひ、本道へは柴田が兵何れ三千許り、関を作り突懸つて喰留むる。杉原、備を立設けて能く切拂ひ、繰引に依つて、春日山衆、放生橋を越ゆる。杉原、一入精を出し、敵を防ぐ所に、敵、山手の兵と一つになつて、無二無三に斫懸る。杉原内の小原雅樂、小返して敵一騎之を討取る。是に續いて、廿六七騎返して防戦ふと雖も、敵猛勢にて追立てらるゝ故、柴田勝に乗りて競ひ來る。杉原自身取つて返し、六七町程押返し數多討取る所、柴田・井地峯兩人、我が旗本を以て兩手に分け、後を取切る故、杉原一足も引かず討死す。直江は、殿備の二の手なれども、二の見を入るゝ事ならず。其處返せば、味方の右は山、左は水田深し。放生川は狭けれど、谷川にて岸高く底深く、岩石多く働自由ならず。柴田方は、彌、競ひて喰留むる。直江、請取つて防ぐと雖も、右の通、節所にて、風雨は味方へ吹懸る。敵は案内を能く知り、殊に杉原を討取つて競ひ進む。景勝公、御旗本を以て、敵を追拂はるべしとて、持たせ給ふ片鎌の御持槍を取つて、既に乗出で給ふ時、沼田率人藤田能登守走り寄りて、御馬の口に縋り

付き、唯今、柴田をば追拂ひ申すべき所に、輕々しき御事勿體なし。某參り、見積申すべく候。我々討死仕りての以後は、免も角も、御分別次第なりと申して、御馬の口放つたと、手明衆に堅く申付け、藤田、采配を取つて、上野より附來たる士八十三騎、外に手明の者廿五人には、長柄を持たせ、足輕或は長柄槍持等をば、御旗本の役者衆に預けて殘置き、手明の長柄に騎馬十人許り交へて先兵とし、殘る士を我が旗本と定めて、山手へ押立て、山手の敵を乗割り、本道の敵へ横合より関を作り、一度に乗入れ、一度に居りしき、敵少し猶豫するを以て、藤田手先へ敵を請取る。是れは敵、直江衆を追立て、直江も敵を偽引おびいて、廣みにて盛反さんと仕る所なれば、斯くの如し。又畠山も、山手へ付いて、藤田が如く、関を吐つと作り、太鼓を早め懸るを以て、敵彌あしなみ足次亂るゝ。其度を逃さず藤田自身、槍を取り真先に進み、敵を一騎突落して、魚津賀門右衛門に首を取らせ、味方を下知して切立つる。後より畠山差續く。直江も備を立堅め、入替らんとする故、敵敗北す。放生橋を追留として、八町餘追討して討取る首數三百有餘の内、八十六藤田手へ之を討取る。其外、放生川谷路へ倒落ちて死する者多し。又藤田、山手へ働くを見て、安田・泉澤を初めて、山手へ切懸り追崩して、首數百六十

之を討取る頃迄、松平越後守殿所に罷在る荻田主馬も、此山手にて一人を討ちたり。其他所
所にて取りたる追首共に、諸手の首數雜兵共に、合せて五百七十餘、味方討死四百餘、就中老
功の士大將杉原左近討死なり。附敵は、放生川を追留り候を、幸
と悦び、早々城々へ退くなり。

第三、右藤田攻合の少前より、天晴れ候故、此競を以て、敵城へ取蒐らるべしと仰出さるゝ
御奥意あり。宿老衆、達て制止申す。口傳。然る故、御馬を納れられ、山手へ備を分けて押す。

本道は小荷駄を押す。小荷駄の殿は藤田能登守之を承る。小荷駄奉行兩人は、丸田周防、山
岸右衛門なり。山手の後備は、泉澤河内なり。霜月二日、春日山へ御歸陣、五日より七日御
能仰付けられ、御機嫌よし。附、愚父舍人助も、藤田と連れ、其場へ参り委
しく見覺え候。十四歳の幼時故、軍功はなし。

第四、藤田、忠勤を抽んで御感狀を給はる。本書寫し。初めす候。初の極月、吉江喜四郎後室を、藤田妻に縁
組仰付けられ、吉江一跡長島城共に、之を下さる。閏極月朔日、婚禮相濟み、喜四郎役儀の通
り七手組の頭、剩、先手を藤田に仰付けらる。藤田手前二百五十騎、與力五十騎、合せて三百
騎の士大將なり。

附吉江喜四郎は、謙信公代より武功の士大將、當春越中魚津城加勢の大將に参り、討死仕り、

男子一人四歳、其姉一人あり。四歳の男十五になり候は、別に吉江の跡を下さるべき間、
其内、藤田護立て候へと仰付けられ、名は長満といふ。十四歳天正二十年、越後頸城郡にて
領知給はり、喜四郎になり、十九歳にて卒す。前書に之を記す。此書
の末にも之を記す。

第五、杉原左近將監討死故、杉原城、其近邊の衆、番手に居る。然るに、左近親類にて、家老
仕る細越將監と申す者に、杉原衆を預けられ、直に杉原城に差置かれ候。此細越方へ、柴田
因幡より、當方へ随心候は、杉原城は勿論、其外に立身させ、運を開き候は、其望に應ず
べき旨、誓詞を認め、柴田の地下人才覺ある者に持たせ越し候。細越領掌し、初の極月中頃、
柴田衆を引入れ、番手衆を過半討つて、杉原城を渡す。柴田、即ち細越に城を取らせ、劔持市
兵衛・梅津宗山兩人を差加へて、杉原城を柴田より持固むるなり。

景勝公、柴田發向の事

第一、天正十一年癸未三月下旬、信州海津外曲輪に差置かれる衆の内、屋代左衛門、人質を
捨て、海津を去つて居館の屋代へ引拂ひ候。是は去年、眞田・蘆田・小笠原逆心に一味仕りた

れども、本意を失ひ候故、其色を隠し居り候所、屋代内堀江といふ家老、我子を少しの咎に成敗せられ、恨に存じ立退き、主の逆心の儀を、景勝公へ、訴へ申すべしといひ置いて出づる故、屋代堪忍ならずして、海津を立去るなり。

附右の堀江をば、安田上總介に預けらる。此堀江太郎兵衛後迄罷在り、心緒の働仕る。扱海津の註進より、堀江が言上早くして、四月二日、富永備中を御使として、海津加番衆へ御狀を遣さる。左の如し。

急度以_二使者_一申届け候。仍今度、屋代左衛門、海津立除き候仕合、時宜如何覺の外に候。縦、私の宿意に候とも暇に及ばず引籠候間、可_レ覃_二其仕置_一候。各、別而累年忠信之條、一廉奉公肝要に候。猶富永備中守相_二銜口上_一。〔候脱カ〕謹言。

四月二日 景 勝

清野左衛門佐殿

寺尾傳左衛門殿

西條治部少輔殿

網島豊後守殿

大室源次郎殿

保科左近尉殿

右の通なれども、屋代左衛門、屋代へ引入りてより、直に關東へ逐電故、計留めず候て、信州衆無念に存するなり。御使の富永より義を伺ひ、屋代の館を掃捨_{〔拂〕}て、屋代三千貫、即ち御料所になる。後に眞田源次郎に過半下され候。末に之を記す。

右の儀、其外諸方の儀、御隙を明けられ、同年八月、柴田へ御發向、藤田能登守に、信州海津組を仰付けられ、先手になされ、村上源五は、海津に残らるゝなり。

一、藤田合備衆を、組合七手に分け、藤田旗本共に入手と備定め、御先右の方を請取る。

二、左の御先は、島津左京亮父淡路守、長沼組相備を將ゐて、斯くの如し。

三、藤田二の見は安田上總介。

四、島津二の見は河田攝津守。附若名を軍兵衛といふ。御館以來數度の働、其忠功に依つて、今度仰付けられて斯くの如し。

五、御旗本の前は、直江山城守。

景勝公、柴田發向の事

六、御後は泉澤河内守。

七、須田右衛門尉は、所に依つて能き地形を見て備ふ。轉變の備なり。口傳。

右を、越後家七手組といふ。一備八手と手分け仕り候。藤田の如きなり。然れば御旗本共に、八備と定む。八々六十四手なり。此外、勝利の一備とて、謙信公定め置かるゝは、祕して名をもいはず、旗本備と定めて、合せて又分る時は、九備となる。残る備も、各、八手と雖も、此勝利の一備は、何れの備毎にもありて九手なり。然れば九々八十一手なり。但し作法は定めて、様子は定めず、人數の多少を以て、其敵・其時・其場に依つて臨機應變、大將一つの采配なり。

八、小荷駄は泉澤合備衆の内、二手に申付く。是れも所による。口傳。

九、御旗本組御脇備は長尾伊賀守・長尾加賀守左右各番なり。

右の通、備定あつて、總人數八千餘、未の八月十五日前は、長尾家出陣を厭ふ作法なるを以て、十六日春日山御進發、其日垣崎城に御著、廿日には菅野迄押して陣し給ひ、廿一日、上道七里、杉原へ取詰めらるべしとの事にて、卯の上刻押出さるべしとの定故、夫より前、先衆段

段備を出し、あが川の南迄、其日の五つ過に押付け候時、佐々岡の酒井新左衛門、我が城より人數を連出し、川の向に備を堅め、敵を抑ふる如くして、味方の諸軍を渡させて、旗本の供仕る。阿雅川より一里餘押行き、杉原の敵城二里許りこなた這方にて、何とかしたりけん。味方の備、下々よりくつち磅出でて驚しき故、武頭物奉行、乗廻して制すれども定まりかね候故、諸手共に騒動す。景勝公、采配を取つて、貝・鐘・太鼓を合せ、旗本より一度に咄と関を揚ぐる。諸備共に、悉く関をは合する。續けて三度関を作つて、即ち抑へて関を止むる。関の聲止まると其儘定る。此時手毎の武頭物奉行、〔定イ〕噪ぐ備を押立て前の如く法備を押す。是れ誠に微妙精發の大將、一心智術の餘なり。口傳。其後、藤田に反目舍人、此書を感じて、藤田に問ふ。答に日頃嘗試思案工夫の分別より出づる。さる故、老功といふは年によらず、武功に老いたるをいふ。右は即ち躍の時の音導の如し。諺納めては、必ず、音導を待ち候内は靜なり。之を以て斯くの如し。

第二、藤田能登、一の先にて杉原近く迄押行く所、杉原城より細越將監、雜兵八百餘の人數を以て、二手に備へ、城より八九町程出張つて勝負を待つ。藤田君命受けざる所是れなり。彼を追散らせとて、御旗本より差添へられたる佐藤一甫齋を會釋勢に用ひ、藤田は備大將と申しながら、當家の新參なればとて、一の先を請取つて備ふ。藤田左の方は、市川對馬寺

尾傳左衛門二手を組みて一手なり。藤田二の見は、綱島豊後なり。市川寺尾が二の見は、隅田左衛門なり。一跡は大室一備なり。斯くの如く備配仕る。御旗本も此様子を見て、遙の跡に御牀几を居る。扱又、向へば左敵の右脇に、大なる茂しげみの森あり。是に敵の伏奸あるべしと積り、西條・東條兩手を押向け、伏奸を討拂つて後敵と取鏢るべしと首尾を定めける所、佐藤一甫齋の思慮もなく、我も當家の新參なれば、一手涯抽でんと、跡々も構はず突いて懸る。敵も太鼓を打つて靜に懸る。一甫、眞先に槍を取り、自身の一手を率ゐ、後の藤田備に、六七町も進んで杉原衆へ懸る。細越が一の手、弱々と應答へて引く。佐藤、彌、競懸つて追ふ所に、茂の伏起つて、佐藤が備の正中へ切懸る事は、西條・東條森の伏を、討拂はざる以前に、佐藤汐合を考へず、一ヶの武勇を勵まさんと、不遠慮の働故なり。細越將監は、自身二の見に罄へけるが、驀馳に突懸る時、佐藤を引懸けたる敵も、返して突懸る。されども、流石に甲州より出でたる一甫齋なれば、我が人數を能蹴繚らして、手早に引退けども、敵慕つて追懸る。藤田之を見て、思慮なき佐藤が働かな。我が備は道の右手へ著いて、佐藤が逃ぐるを通せと下知し、士衆、持道具を取つて折りしき、長柄と入交る如くにして待備へ、足輕をば、味

方左の方へ雁行に立つる。藤田合備衆も、續いて備ふ。然れば、案の如く細越將監、采拜を取つて、佐藤が備を悉く追立て、逃ぐる一甫を討取らんと、敵味方入交るが如く勇進んで追懸る。其時、藤田、其町間を積つて下知して、鐵炮を連並べて放さす。玉に口傳の習あり。合戦・攻

後流なり。鐵砲其裏其表敵を撃つて、味方に中らす。是れに依つて、味方は全く、杉原衆は打立てられて追留まる。敵追留つて、足次定らず妄なる所を見切つて、

長柄と士衆權を争ひ扣たき懸る。杉原衆、崩れて引取る所へ、藤田自身、敵中へ乗入り、廣言して敵と攻合ふ。明黒の腰差は細越將監なり。之を討取れと毛付して、將監に言葉を替はし、互に馬上にて渡合ふ。藤田、細越に右の太股の裏を反して、突抜かるゝと雖も、終には細越を、馬上より突落して、瀧本囚獄に首を取らする。此時、細越が與方の士助來つて、能登守が射向脇引の上外を突く。是は薄手なり。其槍を抑へて、槍組み突合ひたるは、夏目舍人助十五歳の時なり。其敵は、田中日向守といふ剛士、舍人を助來つて其敵を突伏する。日向守、舍人にいふ。我等は後に仕置きたり。其方は、若年といひ、殊に敵と槍組み給ふ。我等は脇より手もなく突伏せたるなれば、助槍なり。此首を取つて、高名にせよといふ。舍人いふ。我等槍組み候へども、突殺したるは其方なり。それを我等が高名に致すは乞首なり。初働に

忌々しとして、其場を立去り、敵中へ討つて入らんと致す所に、細越討死して、其一手堪兼ね、後に控へたる劔持市兵衛備へ崩懸る。藤田衆は、早追留つて備を立堅むるは、最前に茂へ向ひたる西條・東條二備と、藤田左備の市川・寺尾に、逃ぐる敵を渡して、斯くの如し。然る故、舍人重ねて手に合はず候。

附杉原常陸、此時は大關彌七と申候。御旗本にて申斷り、見物ながら藤田手へ來り、舍人が左の方にて、心操の働あり。然る間、舍人、大關が後へ廻り、綴を一太刀切附けて、唯今の働、互の證據なりと詞をかはず。之を證據の取様、口其に因つて、其時の舍人が様子、旗本を初め諸手共に之を知る。扱又、藤田合備の衆も、逃ぐる敵を追懸けて、數多之を討取る。藤田手を負ひ候故、三合力者を以て、敵を抑へ段々に引入れ、藤田手前の一備へ、首數五十七之を討取る。是は攻合の首なり。其外、百餘は追首なり。合備衆へ懸りて、斯くの如く首帳を以て、凱歌を執行ふ。其日、景勝公は、杉原の原に陣取り給ひ、藤田には、深手負ひ候として、養生の爲め御暇にて、春日山へ遣され、藤田手前の人數は、酒井に預けて、佐々岡に差置かる合備の衆は、御旗本の武者奉行小倉將監に、假の大將分にて御預け、藤田の如くに、左手仰付けら

るなり。

一翰申送候。仍今般於水原之地、追合之刻、貴所以一備悉切崩し得大利、某謀略健名莫大之處、剩、自身相稼、敵の備大將細越將監に對し、毛付而討取之、蒙手疵之段無雙の譽併感入り、是非可申様もなく候。依其競柴田より出たる奴原をも、存分にまかせ口ちらし候。雖而可勵勝手候間、當表之儀無氣遣、手疵之療治肝要、尤可爲忠信候。益田新右衛門・今川紅庵付置候上は、早速平癒せんと嬉しく候。爲見舞梶源太左衛門差遣候。委細口上に令演說候。謹言。

天正十一年

八月廿七日

景勝

猶以用之事、於有之者鐵方迄可被申候。萬喜期歸陣之時申候。

藤田能登守殿へ

右是は、柴田御在陣の内、御見廻として、藤田方へ御使を遣されたる時の御狀の寫なり。

第三、杉原城、細越討死、其力弱るべし。御勝利の競を以て、攻め落さるべしと各申すと雖も、景勝公御攻なされず候事は、當城は、柴田が被官共持ちたる小城なれば、攻められ候は

ば、早速落つべけれども、根城の柴田城、堅固の地自由に攻め落す事ならずして、落よき小城被官共籠りたるを攻落し、手柄がましく仕るは、沸たぎらぬ弓箭なりと、批判を請けては、武名の越度なり。今度藤田攻合の時も、別の備に助けさせず、藤田一備許りにいひ付けたるも是なり。柴田が根城落ちなば、残る城共は枝葉なり。當城を攻め落すとも、柴田降參は仕るまじ。雅攻にして攻め落し、味方の人數少々損じ入らざる事なりとて、城の抑に、〔篠〕佐々岡の酒井・下條の采女兩人を差置かれて、翌廿二日、杉原の原より柴田表へ御進發、其翌日辰刻前、先衆放生橋を打渡りて、柴田へ向ふ所、柴田因幡守、城より十四五町出張り、三千餘の人數を十備に立て待備ふ。是より先遣されたる透波、此旨追々註進す。是に依つて、佐々傳兵衛・荻田主馬兩使を以て、先手小倉將監方へ仰遣さるゝ様子は、柴田、人數を出したりと見えたり。然れば、此所に陣取つて、敵の様子を見合せ然るべきや。但し敵を追入るべきや。追入るに於ては、其方合備共、昨日杉原の攻合に、疲勞すべき間、其方右の手先を、島津に渡し、左の手先へ安田を繰出ださせ、其方は島津二の見を致すべく候なり。此御返事、急度申上げ候へと、兩使申聞かする。小倉返答に、是迄御働あつて、敵の出でたるを聞召され、此所に御陣取なさる

る儀、敵に機を吞まれ、味方は疑惑出來申すべく候。其所を、敵、見切り候は、味方敗軍の本たるべく候。出でたる敵を見て留るは、武士の本意にあらず候。御一戰なさるゝ外は御座なく候。御一戰必ず御勝利を得らるべき儀、多く御座候。一には、去冬御勢の後を慕ひ、後途は柴田敗軍仕ると、初めは雨雪故、御勢利を失ひ、杉原左近討死。其れより細越を誑し、杉原城を手に入れ、是を鼻にあて、昨日細越、劔持等を御勢へ向け申し候。然りと雖も、藤田、武略を以て切崩し、剩、細越を藤田手にかけて之を討取り、其外數百人討取り候。其様子、柴田定めて聞届け申すべく候へども、さすがに、謙信公召仕はれたる老功の柴田に御座候に付き、今日自身出張仕るは、曾つて實の働にはあらず。昨日の様子を聞き、最前の競と違ひ、底心は恐怖、勿論下々は、猶以て斯くの如くなるべし。其恐氣を以て、備を出さず候は、下の諸人、柴田を淺く見こなすべしと積り、出張仕るにて之あるべく候。打合はせ候は、一攻合にて、御勢、御勝利を得らるべく候。私合備衆、手毎に物見を出し見せ、敵三千足らずの小勢と見申し候。二には戰場能く御座候。三に敵の旗色悪しく御座候。此三ヶ條見定めたると云々。口傳。扱又、某相備、昨日の攻合に草臥申すべき間、備を立替へ候へとの儀、御請申難く候。左様に思

召し候はゞ、昨日御定めなさるべき所に候。只今は、早敵前にて御座候。昨日藤田も、此衆を以てこそ勝利を得候へ。敵も存すべく候。唯今押向ふ者は、昨日杉原にての者なりと見候はゞ、怖氣の敵、彌、氣を奪はれ、之を以て御勢勝利の瑞なり。杉原にて、藤田一備許り仰付けられ、今日も某一備許り仰付けらるゝ儀、諸人共に、必定勝利疑なく存じ、合備の者共も、一入勇進み候へば、備入替の儀は、仕るまじと返答申上ぐる。

附景勝公、柴田必ず働出づべしと、昨日より御積り、小倉と内談、相圖の往反なり。御使も之に同じ、是弓箭の術なり。某謂れば、合備の内大室源次郎に、一手足輕を差添へられ、昨夜中より先へ遣され、敵出づるに於ては、戰場爰なりと考積り、味方より向へば、右に敵の備ふれば、左の方に小山續の茂あり。此中へ遣置き候ふは、勝利の場所を敵に取られまじき爲めなり。敵不功^{〔幸〕}にて其場所に心を注けずして、取しかずば、尤も味方吉事なり。功者にて其所を取りししくべしと存すれども、山手なれば、早速敵の勝利は、思も寄らず。然も夜中なれば、此方の人數を見切る事なるまじければ、敵の勝利あるべからず。夜明けば又、此方より押懸る軍にこそ向ふべけれ。山手へ向つて人數を費すべからず。味方も夜明けなば、早々戰場へ

押詰むべき間、それ迄山手の持ち忍^こふる武略なる故、先立ちて早く取りししくべしと、仰付けられ遣され候。大室、其場を踏忍えられ候譽に依つて、勝利の首尾よし。

第四、前に録する如く、

- 一、右の手先一番合戦、 小倉將監
- 二、此二の見、 安田上總介
- 三、左の手先二番合戦、 島津左京亮
- 四、此二の見、 河田軍兵衛

但し是は、一戦に構はずして堅く備ふる定故、前の三備とも、一手を以て、柴田を討取り候へとの儀、御遠慮の仔細多し。

附三備廿一手は、廿四手なり。廿四手と定めて、廿七手なり。

扱又、小倉は海津組信州先方衆、今度始めて御供故、半役御免半役にて罷出づるを以て、千八百許り、小倉我が旗本を合せて、七手の内、三手は先、三手は二の先、残る一手は、前夜より先へ遣置く一の先三手の内、中の備を請取つて、我が旗を押立て、采配を取つて、勝負の理を能

く申合むる。信玄家の風を能く知る小倉を、背戻るほどの衆なれば、備濁つて旗色よし。左は島津左京、是も信州長沼組なれば、小倉に越えて働かんと思へる衆なり。島津も七手に作り、太鼓を打つて靜に懸る。此兩備の汐合を考へ勝利のとりを仕るべしと、二の見の安田上總介、人數を繰し、其勢を内に含め敵衆の變動作略を窺積り、旗旌動かす鐘鼓音なく、靜に備待つと思へば懸り、懸ると思へば止み、懸待の度定まらず。然るに、味方の備十町許より、此方より正しく一戦を持つて取詰む。傳。

敵間三四町になり、互に鐵砲を初め迫寄り、一町の内外にて、早弓を打違ふる。敵味方共に剛なる故、猶々詰寄る時、柴田方の足輕一人、抽んで能く己を射けるが、鐵砲の手を負うて倒れたるを、小倉足輕の小頭大竹無二といふ者走り出で、一刀切る所へ、敵、釣鐘の差物さしたる武者出で、大竹が左の股を突通す。大竹其槍を手繰つて、敵の甲左の吹返しより、頬をさして、鉾外れに切り、右の綿鬮鬮野迄斬留むる。味方の足輕山田三吉といふ者出で、大竹を引懸け退く。重澤隼人は、大竹に太刀付けられたる敵を討取る。

附重澤が孫にて、上野沼田に罷在る。右の如く、敵味方取鎖る時、大俣鐵砲之助といふ者、後は藤田に奉公、此節は武者修

腰差の鐵砲を持つて進出で、此時なり。各、槍仕れといひながら、懸つて鐵砲を放つ。萩山勘内、小倉備より出で一番槍を合はする。其槍相手は、金の釣團扇差したる柴田内の武功の者なり。大俣、脇を詰めて、其武者を鐵砲にて打倒す。脇に續いたるト傳流の兵法使酒本宮内、其頃は新吉と申し、刀にて忍へけるが押入り、槍下にて之を討取る。萩山、大俣を證據にして鼻を搔く。各、酒本に越されたりとて、競ひ懸る中に、甲州窄人小倉同心土屋總内左衛門、二番槍を仕る。其槍相手は、黒き箕輪の差物さしたる者なり。此者、後に直江衆に罷成る。箕輪彌左衛門是なり。土屋に續いて忍へたるは、木村監物が従弟の木村十左衛門、弓を以て脇を詰むる。士衆何れも差續き長柄足輕を押し除け懸つて、入亂れて戦ふ。小倉兩脇の備も右の通なり。小倉一備の内の二の手衆三手、能き汐合を見て、二の見を入る。敵も功者にて、二の手を以て請取つて斬結ぶ。左の手先島津左京合備衆も懸つて、一戦を始むる様子を見て、一の先の二の見安田上總、是も七手の内、四手は跡に残し、先づ三手を以て、自身真先に進み、柴田が旗本へ祈懸り攻合の時、安田、右の臍を切られ、深手を負ふと雖も、少しも其場を立去らず、能く下知して備を亂さず、敵を多く討取る。此所を見及び、又相圖を請けて、山手の大室、柴田よりの抑は小勢な

れば、何の造作もなく打散らし、歩卒を後に引付け、士衆許り、得道具を取つて先へ進み、柴田が後備へ、無二無三に突いて懸り、切捲つて競懸る。前よりは各、一人攻め懸る内、一備七手と雖も、八手なり。外に亦勝利の一手は、備毎の祕傳を以て、入替りく切崩す。流石の柴田なれども、敗軍して柴田城へ逃入る。之を逃さじと、長沼組衆追懸る故、海津組の衆は、小倉、采配を取つて敵を長沼衆に渡し、人數を纏め、四町の内にて、本の如く備を立堅めて、島津が二の見を小倉持つ。安田も手を負ひ候故、備を引揚げて逃ぐる敵をば、我が合備の内、四手の新手に渡して備ふ。長沼組の衆・安田合備の四手の衆をば、甘數備後守、其軍隊を司り、敵を悉く追討つて、城々へ追入れ、討取る首數總手合せて五百七十餘の内、海津組へ百廿餘之を討取る。右三備の外、旗本共に五備は、少しも動かず、堂々として十六七町後に備へ給ふ。合戦を致したる三備の各は、又備を立設けて、敵を抑ふる所に、河田軍兵衛後より早く押來る。それに續いて、次田右衛門尉も備を押付け、先衆に入替つて請取り、小倉島津兩備は、又次田・河田が二の見となつて備ふ。安田は深手故、備を引入る故、旗本より御下知、兼々の作法の如し。

附右斯くの如きの時、倉田源次郎・山田喜右衛門に、大石播磨守差副ひ來り、場所を申渡せば、兩陣屋の間數廣狹を割付け、七手組士大將衆一備限に之を渡す。七手組の士大將衆、請取つて又我が合備衆へ一手限に割渡して、陣屋を懸くる。佐法品々口傳
鍛鍊之あり。

附右次田・河田・小倉・島津四備之衆は、敵を抑へて居る故、手前にて陣屋を懸くべき様、之なきに因つて、御旗本を初め、諸備より人數高に懸けて出人に仕り、御旗本より使番衆の如くなる功者の衆を、奉行に付けて、陣屋を懸けさせ候。斯様の時は、いつとても斯くの如し。此時は、小倉・島津兩備は、二の手になり候故、其様子次第、少々普請の人を出し候。次田・河田兩備は、人を出さず候へども、合戦に入らざる人を出すなり。口傳。此外、御陣取の作法に付いて、信濃足輕六百人の頭三人といふは、佐藤一甫齋・上野平次兵衛跡部甚内なり。一人にて二百人宛預けて、其人分不斷の様子は、

- 一、足輕七十五人には、弓二十五張・鐵炮五十挺。
- 二、百人には、長柄を持たす。口傳。
- 三、殘の廿五人は手明に仕り、右二役の關代に用ふ。

四、右足輕二百人の小頭と號して、信州先方小身の士卅七騎宛御預けなさるゝなり。其又人分の様子を以て、堅く三十騎の一備と仕る事、三人の信濃足輕大將衆の作法御定、斯くの如し。此三人の衆に、御旗本より功者の衆、一二騎宛差添へて、下知を加へ軍營を取りしく内、彼の足輕大將は、敵地用心の備と定めて差置かるゝ時、其隊伍は、足輕五十長柄五十本を以て、三十騎を小備に仕る様子は替れども、法式は定めて斯くの如し。殘の足輕百人は、御本陣御普請人歩に出す。尤も御旗本より、奉行衆歩足輕を召連れ來り、御普請申付け候に差加へて勤むるなり。敵地の様子に依つて、三人の内、一人或は二人、或は三人ながらも押向はしむる時もあり。扱、御陣取極つて、此三人は、何時も外張に陣取るなり。

附越後家の定にて、一備毎に、長柄の者を多く召連れ候。其長柄槍は、陣屋の柱等に用ふ。尤も槍損すれば闕代に仕る。火消の道具にも、又は屏乗堀越川渡す等にも其用多し。其長柄一備に入る程用ひ、殘りの者には、其遣様あつて申付くる。右の通に就いて、郷村役に當てて人夫を出さする時、能き者を選び足輕長柄の闕代にもなり候爲めに、其外、手を明けさせず長柄をかつがせ候。人夫は弓矢の助、國法仕置の爲めなり。

第五、右の様子を以て、景勝公御陣取、三つの城の間に定められ、刈田・放火等所々御手遣仰付けられ候。然る所、直江山城守、我が備働の勤番に相當る時、九月初、晴の夜、梶の寄居へ取寄する刻、西の方柴田の城間に、燒草を多く積み、雜人共を集め、夜半の頃、火を懸け鬨を作り、鐵砲を打懸くる事、西一方許りにて、斯くの如し。梶の寄居城内に、能き者は少し。驚騒ぎ西の方を肝要と固むれども、城内周章混亂す。其體を外より見積り、其汐合を考へ、東方に隠し置きたる軍兵を下知し、一度に城へ乗入れ、難なく本城迄乗取り、南北へはわざと向はざる故、城中の者共、逃出で落行くを追懸け、討取る首數二百餘なり。景勝御感なされ、此城破卻仰付けらるゝなり。景勝公、少々御病氣故、九月廿九日御歸陣、春日山へ御馬を納れらるゝなり。

管窺武鑑

中之上
第四卷

舍諺集 終

管窺武鑑 中之中 第五卷 舍諺集

小笠原、川中島へ働入り、清野追拂の事

附 村上、海津城代を除かれ、島山を置かるゝ事

第一、天正十一年癸未、景勝公、柴田へ御發向、川中島衆御供に付いて、信州松本深志の小笠原、三千餘の兵を率し、九月初、川中島へ働入り、尾味城に抑勢を置き、猿ヶ馬場あなたの麓迄來りて、清野左衛門佐が龍玉城を襲ふべきの由、之を聞く左衛門佐は、柴田出陣なり。父清就軒、隠居ながら留守にて在城、敵に峠を越えさせては、城中小勢にて防戦危しとて、城より出で山手を取りしき、人數を隠し、城兵四十騎許りなるを、城内共に三つに分つ。然れども五六千にも見ゆる如く、備立仕るは、信玄公の代より武功の士大將故なり。されども、小勢なれば懸つて一戦すべき様なく、敵を川中島へ入れざる手立許りなるを以て、程近けれ

ば、海津の村上源五方へ、早打を以て、其邊の人數早々相催され、左なくば、手勢許りにてなりとも、急に加勢あるべし。小笠原をば、我等一手にて他へ働かせざる様抑へ居り候。加勢に於ては、同勢に用ひ、我等人數を以て、懸つて敵を切崩すべく候。又對陣に及び候とも、とかく敵引取るべし。其時、御下知を用ひ、山手より人數を廻し、尾味・青柳の方より斫懸らせ、後よりは喰留め候はゞ、小笠原共に討取るべしと申遣す。村上、頃日病氣なる間、出勢なるまじと許りの返事なり。清就軒、重ねて申遣すは、人數計りにても差越さるべし。それも如何と存せらるゝに於ては、信州留守の衆へ觸れ遣され、寄合武者なりとも、二三十騎差越さるべし。長沼組・海津組とて、分れたりと雖も、分らざる御定なれば、貴殿の御下知を違背の者、川中島四郡の内、一人もあるまじ。我等も長沼組にて候へども、貴殿へ義を得候事は、内内の御誼を相守つて斯くの如きなりと申すと雖も、村上二日迄遅々故、島津へ申遣す。島津早々出勢と雖も、馳著かざる内四日目、九月十一日の曉、小笠原退散す。三千の人數を九備に作り、三備に尻拂を申付け、段々に合戦を持つて退く。清就軒、采配を取り、是迄働きたる敵を、難なく返す事無念なりと、懸つて歩者二三十・士五六騎之を討取りたるは、三十騎を一

小笠原河島へ働入り清野追拂の事
附村上海津城代を除かれ島山を置かるゝ事

備に作り、残る十騎雜兵合せて四五十餘の備を、山手へ付けて、半に備を下し懸る。其人數、見えつ見えざる様に、旗を多く飾り立て、二の合戦を持つて、河の此方に備ふ。又地下人を驅集め、六七百許り紙の小旗を作り持たせ儼き互つて、犀川の上の山間を越え、猿ヶ馬場の山下へ、押廻さする武略をなす故、敵之を見て、中々返さずして引取る。清就軒自身、三十騎の人數を以て、敵少々討取り、敵の北ぐるを幸にして、手早に引返すなり。

第二、右の様子、景勝公御聞に相達し候所、信州衆の面々、地下人町人にも御尋ね、相違之なきに付いて、村上源五國清へ仰渡さるゝ趣は、其方儀、義清の子息なれば、臆して斯くの如くなるべしとは申難し。景勝を疎略に思ひ斯くの如きか。小笠原に心を通じて斯くの如きか。此二に洩るべからず。仔細は、海津組の支配を仕る上は、病氣ならば手勢を分つて、早々、清就軒方へ加勢に差遣し、組中留守居の面々は、申すに及ばず、近邊の長沼組へも申遣し、兼々申定むる如く、加勢を遣し候はゞ、小笠原を討取るべき様子なるに、三日迄其沙汰なく、清就軒一人の采配に任せ置く事、沙汰の限なり。海津表は、敵地の境にて大事の所なれども、其方に申付け候儀は、義清、窄人して越後へ來り、謙信公を頼み、更級へ本意有りたしとの願

故、謙信公、信玄と弓矢をとり、信州を争ひ給ふと雖も、諸方敵對一方ならざる内に、義清も死去、謙信公も御逝去、本意ならざる所、此度我が代に、其方を海津へ遣し、更級郡を附與せしむる事、前代の筋目、又は謙信公へ孝心を存して斯くの如きなり。然るに、其事を等閑に存じ、今度の様子は頼もしからず。ゆくゆく、川中島を敵に取らるべき事眼前なり。申譯は直に承るべしとあつて、春日山へ召寄せられ、海津城代を止められ、其代として、畠山民部少輔を仰付けられ遣さるゝなり。

第三、清野清就軒へ御感狀下さる。

今度小笠原、川中島へ相働之刻、海津の村上、疎意を不顧。其方以一身之覺悟、至于猿ヶ馬場、而令出張、兇徒悉追拂少々討取之。其佳名莫大最至功無雙之譽也。爲此賞於更級郡一所出置候。彌、後動專一に候。委細息左衛門佐に申含也。仍狀如件。

天正十一年十月五日 景勝

清野清就軒へ

是は、景勝公、柴田より御歸陣、清就軒の子左衛門佐御暇下され遣さるゝ時、清就軒へ御感

小笠原川中島へ働入り清野追拂の事
附村上海津城代を除けかれ畠山を置かる、事

狀下され候なり。

尾味御成敗の事 附 須田譽に付いての

仰渡さるゝ様子の事

第一、天正十二年甲申、信州長沼組の尾味逆心の事は、去年景勝公、柴田御在陣の御留守に、小笠原働入ると雖も、清野に追拂はれ、退散は川中島に與力の便なく、糧の運送も、不自由故と、小笠原分別し、尾味左兵衛督を語らひ、一味致すならば、尾味を根城にして働き、川中島を手に入るべしと計策す。尾味同心して逆心仕る由、景勝公聞召し、時日移さず、三月十三日、御馬廻二千許りにて、春日山御出馬、其日は關の山に御陣、十四日は長沼御著城、彼地へ信州衆を召集められ、仰渡さるゝは、尾味逆心征伐遅々せば、小笠原相加はるべし。早速、尾味が城を屠破るべし。先手へ藤田能登守に、旗本組を差加へて付くる間、信州の面々、其趣を存せらるべしと、直江山城守を以て、之を仰渡さる。信州衆、何れも申さる。御人數は、柴田御陣に疲る。我々は御留守に罷在り、其上、所の案内なれば、御先は川中島の者共

に、仰付けらるべき義に候と申上ぐる。景勝公、重ねて仰せらるゝは、川中島衆、尾味と同國にて、尾味も各、の弓箭の格を知つて、仕能き事もやあらんと思ふなり。藤田が風義は、尾味は知るまじ。尾味が格は、各に藤田聞きても知りやすし。武功のある藤田なれば、先を藤田に申付くるなりと、仰聞けらるゝ故、信州衆、何も〔脱ア〕いれて、此度、武功を勵むべしと思ひ入る。就中福島城主須田左衛門尉抽んで言上仕るは、我々を攔さしをかれ、是非藤田に、御先を仰付けられ候はゞ、餘の人は存せず、某を先づ御成敗あつて、後、左之右とちかく之も仰付けらるべきなり。御成敗成さるまじと思召され候はゞ、御先は某に仰付けられ候へと、切に之を望む。景勝公、此段を底意に思召して、初の如く仰出さるゝ仔細は、越後勢は疲身も仕り、其場所不案内、其上、尾味程の者を、御旗本を以て仰付けらるゝは、事がましければ、信州衆に仰付けらるべき御内存なれども、右の仰出あるは、口傳、組所によつて様子は替る。是に依つて、御先手須田左衛門尉に仰付けられ、二三の軍も、同國衆を組合せられ、其外の御人數は、松本筋の抑、或は尾味の山下、或は詰詰の道に備へて、尾味を討洩さる様に、備定あつて、其夜、諸軍人馬の食を調へ、一騎二人前、一人に四人前づゝ、拵へて持つ。口傳、組所によつて様子は替る。斯くの如くあつて、十五日、長沼を御立ち、

尾味御成敗の事 附 須田譽に付いての仰渡さるゝ様子の事

尾味城より上道四里程此方、小市に御陣取、明日早旦御取詰なさるべしとて、越後勢を息休め、長途を打つて取懸からる事、御遠慮故なり。然れば須田左衛門尉思ふに、景勝公、昨日長沼にて御働の事、尾味定めて知るべし。小笠原を加勢に呼んで、一所に楯籠りなば、我等手際に、城を乗崩す事ならず。餘人に乗取らせては、御先を望みたる甲斐なく、前方の詞にも違ひ、武道の越度なり。上へ義を得る事も遅々すべし。我許りの人数にて、仕難きにあらずと思定め、其夜丑三つに、手勢五十二騎にて押向ふ。程あつて、景勝公聞召し、法令を背き、拔懸仕りたりとて、甚だ怒り給ふは、須田一手にては、尾味を討洩す事あるべしと思召し、景勝公も、寅の下刻御出馬、猿ヶ馬場の峠を越え、尾味の山下迄、夜明けて押著けなされ候へば、早尾味城をば、須田乗取り、火を懸け、雑兵二百五十餘討取り、首帳認め、剩へ、尾味左兵衛を生虜つて繩を控へ、須田左衛門尉某、景勝公へ御目見仕り候。

右落城は、尾味左兵衛油断故なり。山中嶮難なれば、夜中に敵、働來るべしとは思寄らず、夜明けて後にと押詰めらるべし。城地堅固なれば、景勝向はるゝとも、容易く落城はなるまじ。其内に、小笠原後攻をも致すべしと存する事を、須田、考へ積り、前方透波の者に小者共を差

添へ、山々へ人数を廻し、木の枝々に炬を結付け置き、鬨を揚ぐるを聞きなば、彼の炬、一度に火を付けよと申付け遣す。須田、案内は能く知りたり。潛に押詰めて、城を巻き鬨を揚ぐる。城中油断の事なれば騒動す。ましてや、山々の續松を見て、景勝公の御旗向ひたりと思ひ、恍惚廻り候處へ、須田、采配を取つて一番に乗入り、終に夜明方に乗り濟むなり。

附尾味左兵衛督をば、見懲の爲め、尾味山下に磔に懸けられ候。

附同十六日の曉、小笠原、四千餘の人数にて、鳥井峠まで働來り候へども、尾味落城を聞き、て、早々逃入り候由、透波共來つて註進仕るなり。

第二、尾味落城以後、須田左衛門尉へ、直江・藤田に、甘數備後、大石播磨を差添へられ、仰渡さるゝ趣は、△度の働、最も譽なりと雖も、御掟を背き候へば、眞實の忠義にあらず。若し仕損じなば、景勝公御旗を向けられ、尾味程の者を討洩したりと、其方の事をばいはずして、景勝公の温手きと、他國の批判あるべし。生捕に仕りたる程の儀なれば、定めて、敵の虚を察得しての上なるべし。さあらば、何とて御内證に申上げず候や。然れば、一兩手も差加へらるべし。御加勢遅々と存じ候は、打出で候時、直江か藤田方へ、密かに申置かば、諸備も早

早押付くべきなれば、仕損じたりとも、尾味が勝利には仕らせまじ。危からざる分別こそ、尤もなるべき事なれ。跡にも構はず、手早に取懸るは、城内に反忠の者あり。遅々ならざる時、味方にも取沙汰あり。敵へ洩れ聞えなば、其行、無にならんと思ふ時、自然ある事なり。それさへ、法を背けば譽とは仕らざる事なるに、此度の儀は、夜中に取懸る所唯一なり。夜明けて押寄する内、小笠原加勢か、後詰仕りたりとも、景勝公御出馬なれば、少しも手間取らるゝ事にてなし。左様に候ては、須田一手の働、抽んでらるまじと思ふは、一箇の働計りを思ひ、景勝公への忠を、深く存せざる所なり。十分に勝つべき事をも、萬一負けなば如何仕るべきと、重ねての工夫を仕るこそ、武道の吟味なれ。景勝公、此度計りの成功を思召すにあらず。須田一人の不覺悟を以て、以來迄の御軍法を破らるゝ事、御腹立なる間、領知三分の二召放され、三分一下置かるゝは有難く存すべきなり。尾味を打漏すか。利を失ふか。二つの内、一つあらば、法を背くの咎と、二重の罪にて、御成敗なざるべきなれども、勝利の働に御愛でなされて、斯くの如くなりと仰渡さるゝなり。

第三、右の四人を以て、信州衆を召出だされ、御直に仰渡さるゝは、定め置く所の法令を、背くの族は、如何様の大功ありとも、諸人、景勝を軽く存じ候ては、味方勝利を失ひ、國の仕置も逆になり、滅亡の本なる間、逆心同前の罪科に申付け、妻子ともに成敗すべしと、御誓言を以て仰渡さるゝなり。

附尾味城をば掃棄てられ、青柳の春日源太左衛門・同兵庫兄弟に、尾味半領を御加増に下され、與力同心を附けられ、青柳の居館を、堅固に城普請仰付けられ、小笠原筋の抑になされ、御馬人なり。

須田、野心に付いて御成敗の事 并 畠山、海津城代を

止められ、隅田相模守を置かる 附 畠山出合の事

第一、同年五月中、福島須田左衛門尉、城普請を仕る。海津組なる間、畠山より其斷あるべき事なれども、其義なき故に、長沼の島津淡路守より、畠山へ相尋ぬる所、一向取合はずして、日敷を經るに依つて、島津より須田方へ、兩使を以て申遣すは、御持國諸境目ともに、上へ義を得ずして、城普請は堅き御法度なり。此四郡は、畠山と某と兩職の御定の上は、我々見

須田野心に付いて御成敗の事并畠山海津城代を止められ、隅田相模守を置かる附畠山出合の事

分致し、善惡の吟味を遂げ指圖仕る事に候所、其様子申されざる儀、存外に候。但し上より御直に仰付けられ候や。左候は、御證文一覽仕るべく候。さなくば、城普請急度相止めらるべしと申遣す。須田、野心故返答に及ばず、兩使を捕へて成敗し、謀叛の色を立つる。島津、兩使を遣す時、別に又使を差副へ、追々の透波を用ふる故、右の様子を聞くと其儘備を出す。豫麻瀬・寺尾・保科左近・大寶春日左衛門を初め、福島近邊の大身小身共に、福島城へ遠寄して、須田を逃げざる様に仕り、海津在番衆、其外、西條・東條を先として、其近隣衆は、島山に心を付けらるべく、油斷あるべからずと申遣して、島津淡路守は、手前の人數並に長沼在番衆を率ゐて、福島へ押出し、備を定め采配を取つて、無二無三に懸つて、城を乗破り、左衛門尉を初め、悉く討取り候。城半造作なる所へ、不意に迅速に寄せける故、斯くの如く、手間取らず落城なり。左衛門尉も、武勇の士なる故、本城に籠りたる時、櫓に上つて寄手に向つて申しけるは、某、野心を存じ斯くの如くなれども、不運故自滅仕り、奇麗に討死すべし。何れも歴々なる間、手合し給ふべしと申して、櫓より下り、木戸を開いて斫つて出で、四度の攻合に、左衛門尉、手に懸け四人突伏せ、五人目に島津足輕大將武藤團兵衛といふ勇士と、互

に刀にて切結び、相討に討つて、兩人ともに、其場にて即時に死にたり。須田附屬の士、思ひ思ひに働いて、過半切死仕る。生残りたる者共は、捕はるゝの所、以後景勝公其時の首尾を御僉議あつて、命を助けられ、夫々に預けらるゝもあり。或は御成敗、又は坂を越えらるゝもあり。味方も百五十人餘、雜兵ともに討死す。

第二、右の段々、島津方より春日山へ言上仕る。景勝公、御褒美斜ならず。扱又、島山振合、島津不審に存じ候通り、少しも違はず逆意の事、春日山へ、結句早く相聞え候に付いて、島津方へ、島山を迎へ取り、春日山へ差越し候へと仰遣はさるゝ故、島津、人數を召連れ、海津へ參る、兼ねて島津海津近邊の衆加番衆と、島山家來衆と入交せ、本丸二三廓迄、取詰り候様にと申候て差置き候故、島山、異議に及ばず、同道にて長沼へ歸る。夫より相備の内、小備衆二三手に、弓鐵砲の足輕を差添へて、春日山へ送届くる。鐵上野介請取つて之を預る。宇野民部少輔と、大石源之允と兩使に、鐵上野介を差添へられて、御尋なさるゝ所に、島山申さるゝは、須田左衛門尉、當春尾味へ相働き、忠勤を抽んづるの所、存じの外なる御擬作の憤に存じ、種々某に語り申さるゝは、蘆田・真田方へ縁の之ある間、川中島へ引入れ、須田、裏切を

須田野心に付いて御成敗の事并島山海津城代を止められ
隅田相模守を置かる附島山出合の事

致し候は、四郡斬隨へ申すべし。左候は、四郡を我等に與へ、主君に仰ぐべしと、誓紙を以て申候に付いて、御代々の厚恩を擲ち、邪欲に引かれ候て、密々に逆意を企て候事、天罰遁るべき様之なく候。某、己れ命は、左之右之天を怨みず人を尤めざる所なり。然れども、某子供は、景勝公の甥にて候へば、命を助けられ候様に、頼み入り候と、少しも隠さず、臆したる體もなく、有様に白狀なり。此故に、鐵上野介に仰付けられ、畠山夫婦子供迄、屋敷一つ之を渡され、番人を付置かれ、逆意の儀を、深く御隠密、他所へ聞えざる様になされ、上杉家にも、多分は存せず候。御底意深し。御内證は、殊の外御腹立にて仰せらるゝは、須田が掟を背き、拔懸の御仕置を、尤も至極と存せらるべき儀正道なるに、卻つて宜しからず存せらるゝは、武士道不吟味なり。景勝公、諸人の戒に、斯くの如く仰付けられ候。御内心には、其行武勇の程、感じ給ふ間、頓て本領相違なく返し下され、何ぞ事に寄せて、御加恩なさるべき程に悦び給ふ所、須田、不遠慮に邪義を構ふるに同心し、兩代の厚恩を忘るゝは、須田よりは畠山悪人なり。殊に景勝公の姉婿なれば、景勝公の悪しきと存せられれば、諫をこそ申すべきに、後暗き心入、言語道斷なりと御腹立なり。

第三、海津城代隅田相模守を差置かるゝ作法、前に同じ。福島城は、掃捨てられ、須田領知の内、今度の賞として、島津淡路守に下され、相殘る分は、五七人に御加恩として之を下さる。

附右隅田相模守は、謙信公御代より、武名老功の士大將なり。一頃は、越中松倉城にも、差置かれたる由なり。嫡子隅田右衛門を、樋口與三右衛門婿に仰付けられ、直江山城守は、樋口實子なるを、直江大和守婿名跡になさる。然れば隅田右衛門妻は、山城守妹なり。樋口其後、農峯城代に仰付けらるゝなり。

附太閤秀吉公、山州伏見木幡山城普請の時、隅田右衛門近習石黒小太夫を成敗の事は、妻の儀に付いて、様子あつてなり。其時、右衛門、上杉家を立退き、京へ引籠り候。右衛門舍弟隅田大炊頭は、後迄景勝公召使はれ、奥州柳川城御預り、爰にても譽あり。大坂御陣の時も、成功あつて、兩御所様より、御感狀頂戴仕る冥加の士なり。

附翌天正十三年乙酉の春、畠山家老二階堂主計、主人畠山を盗み出す事は、景勝公御内意にて鐵上野介心得なりといへり。畠山、斯様になされたる故、二階堂主計等、本國なれば、能登へ行き忍び居り、伊勢の御師に頼母しき士を、一人仕立て、互に志を通じて相圖をし、能登よ

須田野心に付いて御成敗の事并畠山海津城代を止められ
隅田相模守を置かる附畠山出合の事

り船を用意し、越後直江津の上小田明神迄乗著け、春日山城下蟹津へ、夜中に忍來る。相圖の如く、畠山は女乗物にて、女房二三人召連れて、出でらるゝを、内室なりと見て、敢て咎めざる者なれば、畠山殿の奥御屋形様へ入らせられ、聲高に申すなどとして、難なく出でられたりとなり。畠山の内室、畠山へ申され、男子をば殘置きて、娘を一人同道あつて、秀吉へ奉公に出され候は、其内縁を以て、御運を開かるゝ事もあるべし。其上にては男子も出づる事安かるべしと差圖に就いて、息女一人同道し、能登へ無事に著きて塾居なり。程經て後、石田治部少輔を頼み、彼の息女を秀吉公へ進めらるゝ故、程なく太閤へ、畠山出仕なり。其後、太閤、景勝と御和睦あり。息女の内縁を以て、太閤聞召され、景勝へ御乞請け故、子息達を畠山へ返さるゝなり。内室も一所に引越され候へど、景勝公、達て仰せられ候へども、參るまじと申さるゝは、夫の畠山、主恩を忘れ、逆心不義是に過ぎず。されども、我が意得を以て、一命を助かり候は、夫への志なり。然るに今又、夫の方へ歸り候へば、公へ對し且つ兄弟の義を失ふ。兄弟は手足の如し。手足を斷たば再び接ぎ難し。夫に別れ子を捨て、景勝公へ對し、義を立つべしと、返答あつて相殘られ、尼になつて、後まで越後に居住なり。

附太閤薨じ給ひし後、權現様、畠山を召出さる。上條入庵是なり。入庵の子畠山長門守は、景勝公の甥疑なし。

藤田能登守、佐渡へ渡海の事

第一、柴田因幡守一个を以て、始終危しと思ひ、佐渡へ頼み計策す。北佐渡の河原田城主本間佐渡守同心する故、新保片山五十里澤根吉井などを初め、北佐渡加毛郡衆、皆柴田と一味し、其差圖次第に、越國へ渡海して、柴田に戮力すべしとの儀なり。南佐渡羽持城主本間三河守は、同心せずして申すは、佐渡は三郡の小國なれども、古より弓箭を能く取り、越國の謙信、二度渡海あれども、隨はずして二年迄は、持忍へけれども、謙信、剛強の名將なれば、終には叶ふまじと、佐渡中各、申合せ、三度目謙信の出陣に、馬を繋ぐなり。謙信逝去、景勝・景虎騒亂以後、音絶なれども、内心は景勝へ、訛言を申すべしと思ひながら、兎角して日數を送ると雖も、逆臣の柴田に一味せし事、天理に背き、先祖の名を汚し、當時の武名を失はん事必定なり。景勝より加勢を受け、往くゝは、北佐渡迄も、景勝の手に入るべき事、分別の外他事なり。

しと、申すに因つて、澁手・吉岡・澤田・大野・羽黒・太田を初め、南佐渡羽持・澤田南部衆は、景勝公へ隨心なり。鴻の川を隔て、北佐渡・南佐渡と申す。北は河原田・加毛郡支配なり。南は羽持・澤田兩郡、羽持支配なり。北一郡よりは、南兩郡は狭し。元來兄弟筋にて、河原田は宗領家、羽持は庶子筋故に、河原田は旗本の如し。何れも本間一黨なり。右の通、南佐渡衆、景勝公へ隨心して註進し、七枚づゝの誓紙を差越す。就中、本間三河守、越後執權中へ申越すは、近々御人數を差越され、當地の御仕置等仰付けられ、以來河原田へ御働の爲めに、敵地の様子をも、御見せなさるべく候。其上、南佐渡御手に屬したりと、河原田聞き候は、取懸るべく候。御仕置之れなく候は、一味の者共、其時に至りて、心の轉變必定に候へば、當方先づ勝つべき間、御威光を借り、南佐渡中、堅固に持ち候は、其上にては御加勢なく候とも、苦しかるまじく候。是非先づ、御加勢を望み候と申越すなり。景勝公の家老衆寄合ひ、各、申すは、御人數を遣され、別義なきは尤もなり。若し籌策にて、味方、後おくれを取りなば、御家の瑕瑾なり。此方より取懸る儀は、勝つべき所を見定めて働き、それも後を取る事あるべけれども、取懸に強みなれば、一旦負けても、敵の行に乗りたるにあらず。誤なれども、夫さへ大

將の遠慮ある事なり。唯今、佐渡渡海の思召もなきは、越後國中さへ、未だ治らず、川中島も端々、御仕置に背く者あつて、御隙を明けられざる故なり。然るに、南佐渡より申越す儀、方便ならば、渡海の味方、船より上ると、一戦を初めらるゝは、危き事なり。轉てたて達に乗らるゝ事、早や一つの負なるに、自然、敗軍に及は、御家の恥辱なれば、御加勢遠慮あるべき事なり。然れども、裏心なく眞實に申越すに、御加勢を遣されず候は、南佐渡の者共、御家を淺く思ふべし。他國へ聞傳へても、臆病遠慮と批判あるべし。然れば、南佐渡より人質を取堅めて、渡海せば慥なる儀なりと雖も、程延びて、北佐渡へ泄れ聞えば、其内、南佐渡へ取懸るべし。北は嫡家なれば、心を通ずる者多くなつて、南佐渡、勝利を失ふべし。御家に一味の南佐渡に、勝利を失はせん事、無念の次第なり。内々御隙を明けられ、一兩年の内外に、佐渡へ御渡海あつて、御手に入れらるべしと、御内評定も候間、御人數を差遣され、勝負の所は、其備大將、其時に當つての武略、其器を選んで、遣さるゝより外は、之れあるまじと、各、評議一決して、景勝公へ申上げければ、景勝公も、尤もなりと御了承あつて、御人數遣さるゝに相極まり、其備大將を、藤田能登守に仰付けられ、朱御采配を貸し預けらるゝなり。此御采配は、

公方義輝公より、謙信へ下されたる御采配なり。藤田相備には、善光寺の粟田永壽〔粟イ〕同上野平次兵衛跡部甚内、佐藤一甫齋、越後衆には、萩の城主松本左馬助、志田の齋藤三郎右衛門人數の陣代齋藤兵部、御旗本組より總軍の武者横目に、村松六左衛門父應閑齋、後藤新六入道兩檢使なり。此外、一備へ一騎づゝの武者を、近習衆の内より附けられ、藤田備は三騎なり。但し合せて十二騎、藤田夫々に見積り、之を附くべしと仰付けらる。口傳。右の後藤新六入道は、沼田平八郎譜代の家老武名の人故、平八郎死後にも、上野尾奈淵城を能く持堅むる。然れども、上野衆、大方北條に隨ふ故、是非なく城を開いて、越後へ歸參は、志を變せずして斯くの如し。村松應閑齋は、謙信公御代、總武者奉行御繚衆八人の内にては、抽んでたる譽あるに依つて、御逝去少し前より、御近習組の内、五十騎の士大將仰付けらるゝなり。渡海の人數雜兵共に、都合三千八百餘、此内、一騎合の備の騎馬數三百四十餘騎、組役者の騎馬を引ききて斯くの如し。

附今年は、謙信公七回忌故、五智の如來堂にて、七萬部の讀經、正日より七日迄、一箇月に一萬部御執行、其内、種々の作善を盡さるゝ故、何地へも御手遣なく、諸方へ抑計り、之れを差遣さるゝなり。佐渡へ御人數遣さるゝに付きて。

遣さるゝなり。佐渡へ御人數遣さるゝに付きて。

一、藤田能登守を御前へ召出され、仰渡さるゝ趣は、今度、某軍代として、其方を佐州へ遣さるゝ上は、萬端、存分に任せ執行ふ所專一なり。自然當方の面々、北國の行に乗せらるべき事、口惜しき間、自身も渡海ありたしと雖も、謙信公の御追善もあり。是に因つて、其方へ申付け、某が手に採應を預け遣すなり。某に代り分別尤もなりと、品々有難き御詞、御直に仰聞けらる。

二、藤田相備の面々も、即座に召出され、仰付けらるは、此度、佐渡への手遣、遠慮多しと雖も、人を選び之を遣す上は、必定其本意を遂ぐべしと覺え候間、能く示し合せ、勝利を得候所大忠の至なり。然れば、某が手に取る所の采配を、藤田に貸し預け、軍代を申付け遣す間、某同前に藤田を崇め、彼の下知を相守るべきなり。謀は廣く洩らさずとあれば、其内意は、藤田一人に之を申渡す間、何れも彼の下知に背き、我が意地々々にて、衆議なき一味は、敵の爲めに擒るゝ事疑なし。一統の令を背く者は、其本を正し、逆心同前の大科と、謙信公の掟なれば、各、其旨を存じ、相稼ぐべき事肝要なりと仰聞けられ、御盃を下さるゝなり。

右天正十二年四月廿八日の儀なり。

第二、同日藤田能登守、春日山三の丸我が屋敷へ、相備の面々を呼集めて、申渡さるゝ趣は、今日上意の通、此度、佐州への御軍代を仰付けられ、假に御采拜迄預け下さるゝ事、有難き仕合に候。去り乍ら、心得難く存する仔細は、御當家の御先手七手組の備大將仰付けらるゝ儀、唯今の儀に候。御供の御先にては、御威光を借り候故、相備衆、某の下知に違背なり難く、夫さへ某、新參といふ物おかしく存じ候へども、仰付けられ候故、是非なく候。剩へ今度、佐州にて某一人采拜、誰とても事可笑しく存せらるべき儀尤もなり。各々左様に存せられ候は、其下の者は、上を真似て、某を軽く思ふべし。軽く存じなば、某が申す儀、一つも役に立つまじ。其時は、怒に斯様に仰付けられたる事なれば、少しは腹立の氣出づべし。然らば彌々首尾調はずして、味方の勝利を失ふ事眼前なり。御軍代の御請を申して、却つて悪事を仕出さんよりは、誰ぞ重々しき方を遣され、首尾調ひ候様に、御斷を申上ぐる事、誠の忠義にて候へば、左様に仕るべく候。今度某を、佐渡へ遣さるべきも、遣さるまじきも、各々分別次第に候間、唯今直々に、面々の存分を承り、御屋形へ訴訟申上ぐべく候。右の存念之あるに付いて、

御采拜をば、先づ直江殿に預け置き、御前を罷立ち候。各々の覺悟を承り、勝利の所を冒に落し候は、重ねて御采拜を頂戴預り申すべしと申さる。相備衆申さるゝは、其趣仰せ迄も之なく、御差圖毫頭違背申すまじく、藤田殿の下知は、御屋形の御下知なれば、それを相守らず候へば、逆心同前の御掟、面々得心尤も至極と存定め罷在り候へば、能くく示合せ、一統仕るべしとの返答なり。藤田聞きて、満悦至極仕り候。左候は、各々一手切に連判になりとも、別紙になりとも、血判の誓紙を申付けられ給ひ候へとて、前方認め置かれたる案文を渡さる。相備衆、尤もと同じて、熊野の牛王に、誓紙一手々々より、藤田方へ相渡し、此旨、藤田言上して、御采拜を直江より請取り、同五月二日丑刻、春日山より出陣し、其日上道七里、柿崎に陣取るなり。此初日の押前に、春日山より一里押し、府中の東を北へ流るゝ川を、喜多川といひ、信濃より出づる川なり。それに懸りたる應解の橋を越えて、黒井川の船渡迄、一里程あり。其間を臥間屋の原といひて、大なる原あり。爰にて前方より定めたる一二三段、前後の手分手組手配の備を立設け藤田旗本にて、貝・鐘・太鼓の儀式を以て、備を轉變し、衆議一致の作法を見届くる。然れば、赤田衆六十騎を、三十騎宛二手にし、外合内離の備、合へば

離れ、離るれば合ふなり。手組手分して、三十騎は、陣代の齋藤兵部下知、三十騎は饗庭主殿に預くる。之れ一備一騎宛の目附武者十二騎の内なり。藤田下知を以て、各、斯くの如し。之れ衆心一括相和して、百戰百勝の利なり。然るに、饗庭が三十騎の一手、隊伍完からず、進退動靜起坐結解、敢て金鼓の法を守らず、嘗て旗の令を用ひず、其度を失ひ其節を亂る。是に因り、藤田大に怒り、急に使を遣し、饗庭主殿並に齋藤兵部・小頭武者鹽井玄蕃をも呼寄せ、相備の士大將衆後藤・村松を初め、各々を招集めて、饗庭が様子、僉議を致し吟味を遂げて、即座に放討に成敗申付くる。此故に、志田備の目附、饗庭が後へ、藤田備目附三騎の内、五十嵐兵庫を遣し、前の如く三十騎の一手の法令を申渡し、又最初の如く、分合聚散の法を定めて教戦し、左右前後起居向背、藤田一麾の令に随つて、衆意一結せり。藤田、勝敗得失の理を、下々迄冒に落す様に申教へて、備を押し出し、其日、柿崎に陣取りたり。翌日柿崎を立つて、上道二里行き八崎なり。夫より與根山へかゝり、龜割坂を通り、東道三十里の山路を打越え、山の彼方の下口鯢浪といふ所は、能州知行所なる故、爰に陣屋を設け、相備組中の下々に至る迄饗應し、四日には出雲崎より三十町許り、這島石地といふ所迄、上道六里餘押し、爰に風

待の體にて、六月下旬迄滞留なり。此儀は、景勝公よりは、急ぎ加勢を遣され、能登守此所迄著陣の儀、佐州へも餘國へも、隠れあるまじければ、景勝公御心入は明白なり。爰に滞留渡海延引は、能州一个の分別なれば、景勝公善惡の批判はなし。渡海遠慮の心は、今度の儀、常と違ひ、種々遠慮の上、諸人の目利にて、能州總將となつて働き、自然、敵の行に乗せられて、事を仕損じなば、弓を切り槍を抛つて、武道を止むるより外は他なし。是にて能く見合せ聞届け、虚實二つを考へ、敵の行ならば、其心得にて渡海して、時に應ずる謀をなすべし。南佐渡、越國へ降參僞なくば、北佐渡より取懸り、一戦する事ありとも、一兩日には落著あるまじければ、見積り、越後勢を二手に分ち、一手は船を押廻して、後の北佐渡加毛郡へ懸けられて、一手は直に南佐渡へ加勢せば、一戦仕りよからん。但し能州、是迄出張の様子、北佐渡の者聞き候は、南佐渡へ懸る事も仕るまじ。又柴田へ加勢に、越國へ渡海も、後を氣遣ひて思寄るまじ。其内には、南佐渡の降參虚實、分明に知るべしとて、斯くの如きなり。然るに、南佐渡より藤田方へ、急度渡海あつて、仕置をも仰付けられ、御幕下になり候體、彰に知れ候様になされ候へと、再三申越す。藤田返事に、海上の様子見届け、早速出船仕るべき間、

氣遣あるまじと申遣す。其内、何かの様子聞〔給カ〕ひ候所、柴田より北佐渡へ加勢として、梅津宗三五十騎の備にて、新潟の湊より船に取乗り行くと聞き、藤田遅々に及び、南佐渡へ取懸かられなば如何なり。能く念を入れ候は、人質を取るべき事なれども、左様に仕らば、臆したりとの批判あるべし。それにも及ばざる事なりとて、南佐渡へ案内も通せずして、六月廿三日拂曉に出船す。其作法は、合備一手毎に相驗をし、其一手の内も、侍の船と足輕・長柄の別驗をして、紛まぎれなき様に定め、又歩卒・雜人・小荷駄の船を定め、船組船分船隊の作法、尤も頭頭の船には、大小二本の旗を立て、一手限に船を分ち、前後左右を定め、藤田能州の船は、諸船の後に帆なり。折節風能くして、同日申刻許りに、南佐渡荻野間へ、東道八十里の所を、難なく著船なり。陸より六七町遠干潟に、船を掛けて待揃ひ行儀を定め、游艇を以て、村松應閑齋、藤田より田中日向守を差副へ、兩人陸へ上り、羽持三河守方へ申遣す趣は、是迄著岸せしめ候間、早々、陸へ上り申すべく候へども、今よりとかう致さば、夜に入るべく候。夜中、羽持城へ入り候事、軽々しく候。明日押上り申すべく候。人數大勢に候へば、城を御取り候ても、人數餘るべき程に候。左候へば、逆もの儀に、此者差圖次第、陣取を申付けられ給

はるべく候と申入る。南佐渡衆、待兼ねたる砌なれば、渡海を悦ぶなり。三河守返事に、羽持なりとも澤田なりとも、兩城の内を明け渡し、我々は町屋になりとも、外の城へなりとも、窄み申すべく候へども、とかう申さば、御斷を背くに似申候間、何地にても見立てられ、普請仰付けられ候へと申すに付いて、村松・田中、内々繪圖を以て考へ置きたれども、陣所を見分して、荻野間と澤田との間に陣場を定め、其旨を藤田能州へ申越す故、越後方諸手より、奉行一兩人宛遣す。藤田よりは長谷川修理・伊古田主計兩人行きて、普請を申付くる。人夫は佐渡より仕る。佐渡衆二心なき故、夜中懈らず、自身普請仕る様に、精を出し候故、丈夫に出来、夜中に掃除迄仕り、廿四日に之を相渡す。越後船漕ぎ寄せ、一手陸へ上りて、備を立設くると、次の手、又上つて斯くの如くなれば、初の備は助鋪へ打入れ、段々に陣取る様子は始計なり。其夜、内用心外不用心の様子。傳。翌廿五日、羽持へ申し入るゝは、普請頼入れ候事は、各、是へ入り、我々は其城へ移るべき爲めなりと申遣す。三河守、其意を得、出城をば、松本左馬助を遣し、之を請取り、總軍羽持城へ入る。〔所カ〕右陣取を出づる砌、内堀・助鋪・内柵其外の様子仕様。傳。羽持は、藤田陣屋を請取り居るなり。廿七日城に於て、南佐渡衆へ能登守對面、

其後、佐渡衆より人質を選取つて、出雲崎迄遣し、能登守知行所石地へ遣し、固く番人を付け置くなり。越後衆上下の賂、佐渡衆より夥しく馳走、七種の珍物飾物等迄持出し、祝儀の饗應、結構に之を營む。能登守諸事仕置申付け、七月二日に、澤田城へ陣換して移らるゝなり。

第三、藤田、南佐渡衆各々へ評議し、北佐渡へ相働く其所の様子を見積り、以來景勝公、御旗を向けらるゝ時、全く御勝利の爲めといひ、又は敵地放火、或は植田を混ね、敵を費し味方を競はせ然るべしとあつて、先づ敵の弓矢の行を引見るべしと、毎日敵地へ亂入す。松本左馬助跡部甚内、後藤新六入道、藤田旗本より増毛但馬を差添へ、七月五日の曉鴻の川を渡り、河原田城近迄相働き、其邊植田を混散らし、或は在々放火すと雖も、敵出でざる故、引返して鴻の川へ臨む折節、敵、少々出で喰留めんと仕るを、越後衆備を立直し、一戦を待つ様子之を見て、敵、早々退く所を、味方追懸けて、歩者等を踏倒し、勝色を見せて引き入るなり。

右の様子を聞きて、藤田能登守曰く、敵本間佐渡守儀、老功なる間、越後勢何程あらんと、積らざる事あるべからず。然も柴田より加勢もあり、戦を挑み待つ所へ、味方僅二三百の小勢にて、植田混ね働き、在々放火仕るに、出合はざるは不思議なり。小勢を恐れて出でざれば、某自身働き候はゞ、降參致すべし。又切腹と一筋に思定めば、此小勢に押掠められたりとの批判は、一入無念に存じ、討つて出で、心操をも仕らずして、叶はざる儀なり。然るに、一向に取合はず、味方退き、川を越ゆる時、漸く人数を出すと雖も、味方立直り候へば逃げ散り候。河原田佐渡守、前代より中間取合にも、後を取らず、當河原田も老功にて、謙信公に對してさへ、暫く楯を衝きたる程なれば、唯今斯くの如くあらん〔は脱〕全く不案内にても、弱きにても之なく、謀略あつて斯くの如くなるべし。藤田重ねて、總軍を以て働くべき間、此度の勝利を残し、我が味方に本意なきと思はせ、重ねて一戦に、其憤を含ませ候事一つ、又は藤田、北佐渡へ働くまじく存するとも、此弱を見せば、藤田、年は若し。此小勢にさへ恐るゝ敵なればとて、重ねては速成を思ひ、總軍を帥る働來るべし。其所を引請け、藤田共に打取るべき武略、此二つならん。然れば此方より働く時、驕らずして備を固く立て、植田を混ねさせ、敵の様子に依つて、城際迄も放火し、彌、敵の様を計り、地の利を考へ、以後景勝公渡海一戦の内に、平均の軍議あるべしとて、備定左の如し。

一、先手二手の内、右は松本左馬助三十五騎。

二、中の先は、藤田百騎の内を分けて五十騎、此頭藤田乳弟の田中日向守。

三、左の先は、赤田六十騎陣代齋藤兵部、檢使五十嵐兵庫兩人支配。

一、二の先三手の内、右は佐藤一甫齋三十騎。

二、中は藤田能登守五十騎、此小頭兩人小林安藝守・水越將監なり。

附田中日向守備、小頭兩人小島清兵衛・三神三右衛門なり。此時、三神組廿五騎を、藤田旗本に備へ、旗本廿五騎水越組を先へ遣し入替ふる。一戦一度に入替へ、先と跡と共頭共に、鬪取にて兼々相定むる。作法。口傳。

三、左は上野平二兵衛三十騎。

一、栗田永壽手前三十騎に、赤田衆六十騎の内十騎加へ、合せて四十騎、必勝の備として立置く所。口傳。

二、村松應閑齋手前十騎に、跡部甚内組三十騎の内十五騎加へ、合せて廿五騎、藤田旗本に附く。一手にして別手なり。

三、藤田自身の備百騎の内より、十五騎分つて、一手の小隊とす。口傳。

越後家七手七備を定むる内にて、九手の數をば棄てず。九は老陽終つて又始まる理、越後流備の奥義なり。

四、後藤新六入道、手前十騎連れて、佐渡備の檢使に行く。村松・後藤兩人の小隊衆は、總軍の武者横目なり。

附小隊衆といふは、越國の武者詞なり。手前の騎馬五騎・十騎乃至廿騎迄持ちたる衆をば、士大將とはいはず、小隊衆といふ。手前の騎馬廿五騎より上、持ちたる衆をば士大將といふ。但し上より、馬乗同心五十騎より上、預けらるゝをば士大將といひ、それより下四十騎許り預けらるゝをも、足輕大將といふなり。

五、跡部甚内をば、澤田城留守に残し、佐渡衆物立ちたる面々より、重ねて人質を取り之を預る。佐渡衆少しも^{〔脱ア〕}振を致し候は、藤田差圖次第に、其人質を燒殺し候へとの儀なり。又は越後衆小荷駄を殘置くなり。

右に付きて、跡部甚内へ、藤田申渡す趣は、敵合に味方勝利の本あり。敵國へ押入るには、後にて騒がざる仕置尤もなり。城を攻むるには、敵、守の堅からざるを見んよりは、攻むる味

方の備定を幾重にも能く定めて後に、敵城の虚を察知すべし。大合戦・小攻合の時も、敵に勝つべしと計り思はずして、味方の備に虚出来て、負くべきかと分別し、負けざる様に、能く試み定めて後、敵の様子を考ふれば、勝つ事は負けざる内に籠るなり。右に付きて、三つの分別あり。三つの分別なくては勝利なし。其三は、初中後なり。

初といふは、出陣前、敵と味方の不和、彼我の善悪を能く測つて、備押・陣取備配をし、戦場の地、味方に善きか悪しきか。扱又時なり。時とは、天利の盛衰を測り知る。其天利は人の和に基づく。人の和は、天理の誠に歸す。是大極意にて明智の正見あり。此三つの調へるか調はざるかを初として、萬事の試をして、出陣するを初とす。そこにて後の騒がざる仕置仕らず候へば、先にて如何程勝利を得ても益なく候。

中といふは、敵對なり。そこにて、時と地と敵と應ずる轉變なければ、勝利を得難し。備の立所・手組・手分・手配宜しからざれば、勝つて芝居を蹈ゆる事ならず候。

後といふは、味方勝利を得てもとの分別なければ、必ず驕つて、備違、逆になり妄になり、國法ともに亂れて滅亡す。誠なるかな事起_二乎所忽_一、禍生_二乎無妄_一。右三つ肝要は、唯後道の分

別なり。縦ひ、勝つても益なしといふは之なり。さるに依つて、今度其方を後に殘し、人質を預け置き候は、初中後を兼ねての工夫なり。佐渡衆、自然下知を背き、或は逆意もあるべきかと念を入れ、重ねて人質を取り、若し左様の變出来ば、一々焼殺し、其方切腹仕られて、忠節を顯はさるべし。其により、志を知らざる者には、申付け難し。志を知り留守を頼み、氣遣なくしてこそ、先にて強く弓矢は取らるゝ儀なれ。某、残りたき程なれども、軍代なれば、さもならず。それ故、貴所を頼み入るゝ間、跡に留まり給へ。夫を如何と存せられ候は、北佐渡への働を相止むべし。手強く懸らせ、敵に怖氣を付け置き候間、某歸陣以後も、南佐渡へ取懸る事は、あるまじく候へども、此度此方より廻して斯くの如しと、越後備を軽く見て、南佐渡衆も頼なく存すべく候。然れば、某、働を止め候事、貴所一人の覺悟に因るなれば、至つては屋形へ對せられ、大不忠なりとの儀、能く分別して、返答仕られ候へと申さる。跡部異議なく領掌仕る。是に依つて、與力三十騎の内十五騎、手前五騎合せて二十騎、信濃足輕と號して、二百人は役者割。口傳。跡部留守役を請取る故、右の通備定め、藤田軍代の威勢強し。

六、越後備の右五六町隔て、先手より二町程引下つて、羽持三河守大將にて、百四十騎千二百の備を、五備に立つる。此檢使後藤新六入道十騎連れて差加はる。是は越後備一戦に及ぶとも、必ず此方より懸らず、敵若し懸らば、靜に敵を引受けて、勝利を握る見せ備なりと定むる。口傳。

第四、右備定して、七月七日未明に、藤田信吉、澤田城より北佐渡へ働く。鴻の川迄は一里に近き道なる故に、夜明け方に備を押付く。此川、さのみ險難ならねども、其法を亂さず。佐渡衆は、所の案内なればとて、先へ越させ、川向に備を立て固めさせ、越後勢は川の這邊こなたに備を立設け、前後分散せず、蜘蛛の口傳を以て、段々に打渡り、一備切に備を立て、各打上りて定の聲。口傳。川邊奥義多し。

扱敵地、植田を混ね散らし、畠物を薙ぎ捨つる事、佐渡の地下人足輕、又は越後の人步等を以て仕り。諸備は、此奉行の如き備を設けて斯くの如し。夫れより又、河原田道筋を働き、其邊の在家を放火し、城際廿町許りに押詰むる時、河原田の本間佐渡守、五千餘の人数を率ゐ、十手に備を配り、城より七八町出張して待備ふる。味方の備との間十二三町許りあり。能登

守より物見に、伊澤若狭守・鈴木四郎兵衛兩人に、藤田旗本より夏目舍人助、其時は新七郎と申候を差添へ、斥候に遣し候。以來功の爲めに、見習ひ候へとて斯くの如し。其外、手每より物見を遣す場所、敵の様子を積り、各歸つて藤田へ告ぐる。其時、藤田へ舍人助望み申すは、頓て一戦と相見え候。某をば先手田中日向守備へ、遣され下され候へ。御側に居候ては、敵先手許りにて敗北仕り候は、手に合ひたる分にて追首なり。去年、杉原に於て初陣に心緒仕り候へども、小攻合殊に柴田が被官なれば、數にもあらず候。此度は他國といひ、敵は武功の佐渡守、晴なる野合の戰場、之を某初陣と存じ候間、是非先へ遣され下され候へと望む。能州申さるゝは、其方一人を先へ遣し候は、自餘の者恨み、下知に背き申すべく候とて、田中備へ使に申付け、漸く一戦と見定め、矢初致さるべく候。伺はるゝ事之あり候は、夏目新七郎に申越さるべしと申遣す。是に依つて、已の下刻許りに、田中日向守備より、敵方へ鏑矢三筋射入れ、軍初の儀式とす。其敵は、五十里吉井兩手合せて百三十騎、雜兵共に七百餘を二段に立てたり。敵味方、互に詰寄せ、足輕攻合も終る時節、味方の内、死人あるを敵走出で、首を取らんとする。其死人を、此方足輕寄騎田中傳助引懸け退く。手明の村本齋宮、

其出でたる敵と渡合ひて、場中にて之を討取る。夫より敵味方、互に攻合ふ内、敵方の手負ひ候を、味方松田勘九郎出でて、一刀切る所に、弓にて射殺さるゝなり。斯様に場中の働にて、敵味方彌々進み寄る時、夏目舍人助走り出で、高聲に名乗つて一番槍を合はする。其槍相手は、敵の内赤根羽織を著たる本間孫太郎といふ中老覺の者なり。後河原田降參故、此者に舍人參會仕るなり。附舍人は十六歳の若輩故、田中日向守組の中老の荒木主税助と若輩なれども、悪澤助十郎とて、一兩度も譽あり。其外、放打の成敗者、二三度も仕りたる者と、此兩人に、今日は互に槍先の手前を見物仕るべしと相斷り、兩人に目を付け、先へ進み居り候所、此者共、汐合を考へて懸らんとする様子を、舍人見ると、其儘走抜いて、一番槍を合はするなり。

敵本間孫太郎に續いて、釣批杷の指物差したる武者一人、是は福原武邊之助とて、西國士なり。武者修行に來り居たるが、孫太郎に越さるとして、荒木主税助、舍人に劣らず進出でたるが、敵の射る矢に膝節を射抜かれ倒る。舍人が後故、見付からず候を、根岸與右衛門引懸けて退く。悪澤助十郎、舍人に差續いて、左の方にて二番槍を合せて、槍付け候を、房州牽人舍人寄子佐久間左近、其敵を槍下にて討取るなり。悪澤助十郎も、其場にて鐵砲手を負ひ伏居

たるを、敵、此首を取らんと出づる所を、舍人が脇詰大塚主膳、刀にて之を切る間、悪澤を舍

人引懸け退きて、悪澤が内の者に渡して、取つて返し候時、早や味方の總勢突いて懸り、敵、

吉井・梅津^{宗三}、一二の手共に崩るゝ時、井筒三十郎、敵を討取り候。夫より後の働、二町餘は追

首なり。味方右の先松本左馬助備は、濁つて足定まらず。其敵は片上なり。是は旒亂れて備

清し。松本二の見佐藤一甫齋は、位を見合せ扣へて待つ。味方左の先赤田備は、備色悪し。

敵は神保^{〔新、下同シ〕}なり。然れども、赤田備の軍代齋藤兵部、檢使の五十嵐兵庫兩人、一手分合に離の

利を能くして、采拜を取つて、勝色に立直し候へば、敵神保、備色悪しくなるなり。赤田備の

二の見上野平二兵衛、是は先衆の交刃に構はずして、敵の二の手へ、横合より切蒐^からんと進

むなり。

南佐渡衆は、越後備の勝色を見て、勇進んで懸らんとするを、後藤新六、采拜を取つて之を制

すと雖も、用ひずして備、むらゝくと白くなる事は、越後衆計り勝利を得、我々勢を出して、

手に合はざるは、面目なしと思ひて、半は進み半は前方の定と相違し、後藤も強ひて制する

故、猶豫する故、半表半裏の備色正しからず。敵本間佐渡守之を見て、我が旗本と澤根との

二備を以て、敵味方をば右に見捨て、脇へ廻り、羽持三河守が備へ、懸り來つて切崩す。羽持備亂れて、藤田旗本へ、右の方より横道違よこすぢかひに崩れ懸かる。無制の兵なり。此故に、藤田旗本迄混亂す。栗田水壽備にて、横を討つ事ならざるも、其備間へ、南佐渡衆紛亂する故なり。河原田之を見て、一人突いて懸る故、味方手負死人多し。藤田も、馬上にて敵二騎突伏せ、自身手を碎き稼ぐ所に、敵十騎許り、大將と見て取廻し、突いて蒐る故、能州馬を突かれ、歩立になり、既に危く見ゆる刻、齋藤源太左衛門といふ使番の武者、松本備へ使に行きて歸る時、此様子を見て、逸足に駆付け、馬より飛んで下り、能州を我が馬に抱き乗せて、其身は歩立にて敵を抑ふる折節、先手の田中日州、當る敵をば押崩すと雖も、先より旗本の様子を見積つて、兩人の小頭水越將監小島清兵衛に、我が備を能く申含め、手前の騎馬二騎と、足輕長柄何か合せて、歩者二十四五人連れて、旗本へ助け來り、敵中へ乗入れ、三十人餘討取る故、敵、足を立て兼ねる。此内に、能州は栗田永壽備へ乗入れ、采拜を取つて下知して、河原田備へ突いて懸る。田中日州も、佐渡守旗本へ無滞に切入り、佐渡守が甥本間圖書を、佐渡守と見誤り、馬上にて組んで落ちて、首を取り起上る所を、圖書が郎黨駆付けて、日向守を槍付くると、其

儘、大勢折重つて之を討取る。日州被官二騎歩者十四人、其場にて切死す。能登守は、栗田備を彌々下知して、河原田備へ三合力者を以て、靜に進んで入立つる。旗本近習組と定めたる十五騎の小備を、武者奉行伊古田阿波能く押定め、貝太鼓を合せ、突いて蒐る。扱又、最前崩れたる旗本の人数も、小林安藝守・三神三右衛門兩人の小頭、押繰め取つて返して一戦を待つ故、敵、河原田衆の備、彌々騒動仕る所を、味方、左右より切崩す故、敵敗北して山野に偃かひみ引退く。河原田をば討留めず、澤根城主小次郎が軍代本間右近を、栗田被官の向寺尾三右衛門之を討取る。

附味方の先手衆、各當る敵を押落すと雖も、藤田旗本の様子を氣遣ひ、長追せずして、引纏めて返す。藤田旗本へ懸りし敵も、後先を氣遣ひ敗軍の所に、先衆に最前押崩されたる敵、又取つて返し、五手の味方を喰留めて慕ひ來るを、田中日州は討死なれども、小頭水越將監、小島清兵衛、備を少しも亂さずして、殿を仕り、小殿は夏目舍人仕る。大塚主膳は、旗本を氣遣ひ、其場を捨て、駆付くる時、迫せましき場所故、差物を落したるを覺えず、惡澤助十郎も、最前手負候場に、金の扇の前立を落し候。右二色共に、舍人拾ひ持來り候。扱四五町引取る内

に、近く慕ひ付き候を、二度迄小反をして、敵を追退け候。河原田敗北故、慕ひたる敵も、終に八方へ逃散り候を、追詰めし之を討取る。味方の總手、所々に於て敵を討取る首數、都合八百五十九の内、百十二田中日向守備へ之を取る。味方も雜兵ともに合せて、五百餘討死す。就中武功の田中日向守討死なり。敵には、本間右近・本間圖書・同九郎次郎、是は新保衆横田・久野・見田・本間剛左衛門などいふ物頭物奉行仕る士の首十三之を討取り、芝居を踏へ、競の凱を作り、備を立替へ引取つて、鴻ノ川を此方へ越し、首帳を認め實檢して、凱歌の儀式を執行うて、藤田能登守、澤田城へ入るなり。彼の場にて、首塚を築く。定めて今に之あるべきなり。

第五、著岸已來の働、今度一戰の儀、上中下厚薄の品、委しく穿鑿、其上に應じ、藤田褒美をなす。藤田書付を以て、具に景勝公へ之を註進す。御直の武頭衆中よりも、各別に一通宛註進狀之を差上ぐ。是に因つて、御返書到來、其外の面々には、歸陣の時、急度御褒美なさるべき間、其地在陣中は、藤田吟味致し、頭々より賞罰私曲なく申付くべきの旨、之を仰遣さるゝに付きて、諸卒一入勇み候なり。

急度註進之旨聞届候。最前も申入通、其方一人之覺悟に而、其地、堅固に取敷、日々敵地へ

令ニ手遣、任ニ存分ニ之段、寔欣然不レ少候。剩去七日、自身出レ備悉踏込、於ニ河原田表ニ遂ニ一戰、敵數多討ニ取之、被レ得ニ大利ニ之由、忠信之至難ニ勝計。併武達之譽、可レ爲ニ無雙之手柄ニ者也。彌、對ニ于合備之面々ニ加ニ指圖、至ニ下々ニ相ニ改戰功之是非、賞罰尤無ニ私曲ニ無ニ越度ニ之様に、後勤專一に候。猶自レ跡以ニ使者ニ可ニ申送ニ之條、令ニ省略ニ候。謹言。

天正十二年七月十五日 景 勝

其地之様子、切々註進待入候。尤用之事、追々可レ被ニ申越ニ候。萬々奉行所可ニ申越ニ候。

藤田能登守殿

右の御狀は、藤田方より註進の飛脚に、下されたる御狀なり。其後、津田彌左衛門といふ近習士を、御使として渡海、藤田に御褒美下され、御書到來候へども、之を寫し求めず。御奉行衆より參り候狀も、寫し留めず候。以上。

如ニ註進旨ニ其元著岸以來、日々敵地押詰相働之由、勞身無ニ是非ニ候。就中去七日、於ニ河原田表ニ遂ニ一戰、敵數多討取、得ニ勝利ニ之由喜悅候。彌、一切有レ之様に可ニ相稼ニ事專一に候。謹言。

七月十五日 景勝

松本左馬之助殿

如註進旨、其地著岸以降、毎日至敵地、相働之由、勞身無是非候。殊以、去七日於河原田表、遂一戰、敵徒多討取之、得勝利之趣欣悦候。彌一功有之様、可相稼事肝要候。謹言。

七月十五日 景勝

栗田永壽老

此外の衆へも、御書到來候へども、不_レ得_レ寫候。以上。

附前段に付きて、愚父舍人助定吉物語に曰く、合戦取鑿る時、弓鐵炮攻合終つて、場中の働あり。其働に、段々上中下の武功あり。之を能く胃に落さ_レれば、備を取結ぶ事ならずして、勝利の時を失ふなり。故に一番槍の其度其節大事なり。一番槍あれば、差續いで二番槍あり。此一二の槍に、槍脇の働槍下の高名よりして、崩際の高名品々の定は、勝利の本なり。此法正しからざれば、全く武備は設けられず。常々の拵肝要なり。此所を聞損じ見誤る不功の

士は、弓矢の汐合を知らず、其度を失ひ其節を外し、敵味方の取鑿る様も合點せず、合戦攻合の物語も、首尾不合にて、武士道初心軍理不鍛練なり。扱此戦功段々の働は、必ず一備限にての穿鑿なり。例へば河原田表の一戦、田中日向守備より軍初を仕り、迫寄つて働ある様子を見て、味方の備に我れ劣らじと懸る。其汐合士大將面々の功不功に因つて、取鑿るに遅速、敵合善惡あるに因つて、一備宛にて初中後上中下の働、剛弱の様、其備毎の善惡は、總大將より檢使目附の武者見定むる。的鑿の作法正しく、吟味聊私なきなり。然れば軍初の備の外にも、先手にて一番槍は必定あり。二番槍は大方之なき事、他國は存せず、上杉家にては此定なり。其仔細は、諸備の内、一備軍初を仕るを見て、外の備、我も劣らじと思ふは、武士の常なり。さる故、一同に進んで突懸る備の内にて、剛強の勇士、一番に出で、槍を合せ、二番槍よりは、早や總勢の總懸になるなり。田中日向守、軍初して敵と取鑿り、某一番槍、二番槍惡澤助十郎なり。三番槍迄は延ばさずして總懸になる。之を見て、松本左馬助備、勝負を初め、其備にて同心佐五右衛門一番槍、二番槍之なく、其に續いて、齋藤備進懸ると雖も、少し遅れて軍代の齋藤兵部、自身一番に槍を入れ候故、猶以て二番槍之なく、總懸になつて各勝利な

り。但し敵により味方により、地形に因つて口傳あり。

第六、藤田能州、今度夏目舍人働を感じ、免され候三は、

一に紺地白鳥居の旗。

二に軍八といふ名。

三に吉といふ諱の字。

一、旗の事、能登守馬驗二本は、白き四^{よぬの}罝、四方に黒く五つ月、竿さきには、赤地に白く上り藤の丸を付くる。是大馬驗なり。小馬驗は白き二罝、四方麾に金の五つ月、釣物にして斯くの如し。

又二罝の四つ半紺地に、白く鳥居を付けたる旗は、自身の腰差なり。之を此度舍人助に賜はり、白嫩の腰差に仕られ候。

能州申渡さるゝは、其方今迄の差物、黒地に白き堅割をば無用に仕り、此旗をさし、以來御屋形に對し、武功の忠義尤もなり。此旗は、某、先の舅紅林紀伊守小馬印なり。紀伊守は、北條家にて弓矢功者の士大將故、安房守氏邦へ弓矢の介添に付けられ、紀伊守、終に敵に退色を

見せずとある申立にて、某に堀引出物に與へられ候へども、今度、其方働に依つて、之を遣し置く間、一入志を相嗜まるゝ事肝要なり。萬一未熟の様子あらば、某が越度といひ、紀伊守名迄汚すなり。此所を能く得心あるべく候。心得なくて、武具を人に望むは、不案内の士なり。縦令、人より與ふるとも、其道具に瑾を付くべきかと分別して、少しも臆する所存あらば、受けざる事、正道勇士の本意なり。人見せの責かぞに取繕ふは勿體なしと、諸人の前にて、舍人に申聞けらるゝなり。

二、軍八といふ名の事、藤田申聞けらるゝは、某縁の神保主殿幼稚の時、謙信公越中御發向の御備に召連れられ、十七歳の春、御使番役武功長尾甚左衛門討死の跡を、仰付けらるゝに因つて、相役衆一列にて申上ぐるは、御使番役、御吟味の上仰付けらるゝと存じ、忝く存じ、働罷在り候所、東西を知らざる童を、同役に仕る事、存じも寄らず候。恐らくば我々共、一人宛召出され、御穿鑿遊ばされ候へ。爲景公より當御代に至り、場數十五度より内の者は御座なく、御感狀八つ九つ十通に餘り、頂戴仕るなり。然れば我々御成敗か、御追放あつての後には免も角も、彼の忝と同役は罷成らずと、御城へ詰めて、奉行衆を以て言上仕る。謙信公

聞召され、何れもを召出され、御直に仰聞けらるゝは、内々此事を仰渡さるべしと思召す所に、先立て其方共より申上ぐる事、御家の弓矢盛なる故、吟味深しと御悦なさるとして、武頭物奉行何れもを召集められ、聞手になされ、重ねて仰出さるゝは、其方達申す如く、使番物見番の使者は、某が眼目片腕とも思ふ程の者ならでは、申付け難きを以て、随分吟味穿鑿する故、前廉より各、を申付ける。此度甚左衛門跡役吟味をするに、武役を勤むる者の内に、ありもこそすため、各、と同役にすべきと存する者覺えず。結句五度七度、首尾を合せたる若者を云付け候は、各、相役に不似合として、腹立あるべしと思ひ、一向批判のなき世忤主殿を、某眼力にて申付くるなり。各、取飼ひ候は、後々は必ず仕損すまじき者なりと思ひ、申付けたりと宣ふ。御使番何れも斯様の思召とは、中々存せず、忝く存じ候。随分取飼申すべしと、御請申したり。謙信公御眼力相違なく、其翌年永祿十一年四月廿日、加州御發向、尾山城攻め給はんとて、垣崎和泉吉江喜四郎本城越前甘數近江四頭を以て取寄せらる。城主少しも撓まず、日の内進入追出十一度、攻合十二度目に突いて出づる。謙信公旗本共に五備、此内、上田衆の頭にて、小城安藝守長尾伊賀守二備は、後の虎口へ押廻す御旗本と、直江大和守柴

田因幡守三備は、先衆の後へ詰掛け、入替らんと靜に懸る様子を、敵見て、群々になつて、城へ引く處を附入にして、外廓を乗破る。翌廿一日の晝、謙信公、備を引揚げ給ひて、城内へ和談の御口上は、謙信自身出馬を引請け、城を持忍こらふる心緒、大剛なり。まして日の中に二度迄突いて出づる強儀、殊勝に候。因つて無事の繕を申入るゝなり。謙信を後楯に仕られ候は、且は其方爲と存するなり。謙信も當地の隙を早く明くる事、本意に候へども、一構も乗崩さず候は、其方小賢しく弓箭を取らるゝに因つて、斯くの如しと批判を考へて、一鹽付けての上に、和平申入るゝ事、弓矢の禮儀是迄なり。此上は降參然るべく候。左なくば、謙信旗本計りにて、即時に踏潰すべしとの御使なり。尾山城主忝く思ひ、兜を脱ぎ、絃を弛べて降參す。是に因つて、人質を取つて、則ち尾山城を附與し、加州の太守として、一國の總職を預け置かる。頼純といふは此人なり。同二の廓に、鱒岡備中守を差副へらるゝは、此時の事なりと之を承る。右日の内、十二度の攻合に、彼の神保主殿十八歳、甘數近江守手の檢使に、大石播磨と兩人行き、三度は一番に槍を入れ、五度は五度ながら、敵を討つて首を取る。其二度目組打つ時に、我が差物を敵に奪はれ候を、又押込みて、其敵を討つて差物を取返す。此時

深手を負ひ、其後二度の攻合には、旗本へ歸つて手に合はず候。右落著以後、神保に御感状は、十度の攻合に十度合ひ、首尾二度は諸軍に抽んで槍を入れ、剩高名八つ、其内二つは采拜首なり。超千強一勝萬剛一之働、無類之譽也。謙信眼力無相違一段、併以欣然莫大之至也との御文章、墨黒なるを頂戴致す。其時、主殿を改めて、神保軍八と書付け下され、之を仰渡さるゝは、大唐の武備に八陣あり。之を知つて用ふる則ば、國法軍法共に、此理に泄るゝ事なし。即ち一心の神是なり。されども、其深理を得意して行ふ志なき故、弱人なり悪人なり。能く胃に落せば、心身明潔治亂常變の善惡を知る。陣は軍なれば、八陣を我が名に用ひ、常に忘れず懈らず、心を琢き身を修め、鍛錬の二字尤もなりと仰聞けらる。其以後、數度武勇を顯はし、天正五年、能州七尾の城にて、大剛の働討死して名を残す其軍八に、似られ候様にとの心なり。歸陣の節、景勝公へ呈上すべしと、舍人に申渡さるゝなり。

附三好牛也といふ人は、三好京北義繼の甥なり。義繼の後、淪落して居られたるを、藤田能州呼んで客人分に仕置かれ候。此牛也、右の様子を聞かれ、即席に一詩を作り、舍人に賜はる。

題三徳象

三三好牛也

夏天不熱不寒冬

目美紅顏猶足宗

軍取名譽聞四海

八陣威奮唯如龍

三、吉の諱の事、藤田能登守信吉の一字を賜ひ、夏目新七郎定包を改めて、夏目軍八定吉と號す。天正十二年七月七日。十六歳の時なり。

第七、今度南佐渡衆、武道越度故、敗北に付きて、羽持三河守へ、藤田能登守申さるゝは、敵味方勝負は、互の運によると計りいふは、一編の批判なり。何れぞ一方、誤あつて負くるなり。其誤は我が心身の未熟より出づ。今度佐渡衆、藤田備の競を見て、手前の善惡をも顧みず、心驕つて變動して負くるは、未練故なり。兼ねて、藤田申渡す儀を違背故、檢使後藤下知をも舉用せざるは、藤田を輕んじ思ふ故なり。藤田儀、如何様に存せられても苦しからず候へども、畢竟は、景勝公へ大不忠より、各、敗軍して、藤田旗本へ崩れ懸り、越後勢共、後を取るべき所に、藤田天運にて敵を押散らし、勝利を得たるは、全く能登守手柄にあらず、景勝公の威光故なり。後を取つて、藤田が名を汚しなば、景勝公威勢迄も失ふべし。其本は、南佐渡衆、屋形の爲めを大事と存せざる故に候間、急度言上仕り、切腹申付くべしと申さる。羽

藤田能登守佐渡へ渡海の事

三七

持三河守の返答、今度の儀、我々の所爲にあらず候。右の先手、某甥の本間三郎九郎内の小菅彌八郎・香西鹿之助といふ若者二騎、越後備勝利の競を見及び、進み出で候故、大野大和守下の足輕大將荻津甚藏、之を見て此様子は、懸る作法と見えたるにひか磬へ過ぎ、三郎九郎に後れば、首尾に合ふまじと存じ、足輕を蹴立て、蒐る。其により、兩備の面々、我れ劣らじと走出づる。頭々之を制し、某も後藤殿存せらるゝ如く、先手へ乗入れ之を制止し、後藤殿も其通に候故、備繰り候。敵、之を見て突懸り候故、備を立堅むる儀なりかね、利を失ひ候事、是非なく候。靜に打合ひ一戦仕り候は、勝利を得べきに、右兩三人の者故、我等弓箭に瑾を付け、口惜しく存じ候間、早速右の者共を、成敗致すべく候へども、定めて、此御僉議の如く之あるべく候。其時、本人存命仕り置き候て、申分け仕るべき爲めと存じ、急度預け置き候。少しも偽なき段、後藤殿存せらるゝ事に候と申す。藤田又申さるゝは、然らば、其方甥の三郎九郎大野大和守下の者共、下知を背くは、其士大將兩人の誤なり。其兩人の誤は、總大將三河守一人の科に究まる儀なり。何方にても、大將自身、手を下さず候へども、勝負は大將一人の名を呼ぶ事は、大將一心の覺悟を以て、國法軍法定まるなれば、其罪遁れ難しと雖も、貴殿此度、先づ御味方申さるゝ忠義、扱一戦の砌、貴殿疎意なき由、後藤入道能く見届け候間、其通なり。扱又、三郎九郎・大和守兩人儀は、他國一組の頭にても候へば、景勝公へ義を窺ひての上の事に仕るべく候。其下三人の者共は、論するに及ばず、是非成敗仕らるべしとて、即ち檢使を遣し、小菅香西は放打の成敗、荻澤は切腹なり。

二度、河原田へ働く事

第一、今度南佐渡衆、敗軍の様子を以て、北佐渡より羽持を手輕く存すべく候。藤田歸陣に及び候は、競の抜けたるを見て、取懸るべし。さあらば、受太刀になりて怯み付くべし。弱みを付けては、藤田渡海の甲斐なし。景勝公へ味方仕る南佐渡なれば、後迄も敵、手出を仕らざる様に、南佐渡衆に働かせて、敵を押詰め、怖氣を付置くべしと評議して、南佐渡衆は、吉井城へ取懸り攻めらるべきなり。左候は、河原田より後攻仕るべき間、其抑には藤田向ふべしと申され候。是に因つて、羽持三河守備手配は、新保城をば、大野衆を以て之を抑へ、片上をば、羽黒衆に本間三郎九郎を差副へ、之を抑ふべしと定むる。是故、本間三郎九

郎大野大和守兩人儀を、越後物頭衆へ、佐渡衆頼みて、藤田へ詫言仕らる。此時藤田、様々申渡され之ありしを、佐渡衆固く許諾、御仕置の障に全く罷成るまじとの儀なり。それ故、當座の勘忍分にて、三河守備定の如くに申付けらる。本人は勿論、佐渡衆悦んで又恐るゝなり。扱藤田手前の備定は、先手田中日向守、諸備は武者奉行増毛但馬守を、假の士大將に申付けられ、或は佐渡先方衆、物立ちたる各の兄弟子息、伯父甥の類を集めて三十騎、後藤新六入道に預けて、左の手先に之を備へ、五十里澤根の敵城より、河原田へ後攻道筋の抑には、栗田永壽に、藤田持旗奉行の伊澤若狹守を、檢使に添へて之を差遣し、佐渡備の檢使に、此度は村松應閑〔齋脱カ〕藤田旗本飯田二右衛門尉を加へ之を遣す。其外手組分手配を定め、同七月十二日備を出す。南佐渡衆羽持三河守大將にて、鴻ノ川上の瀬を越え、吉井城へ取懸る。藤田は下の瀬を越え、河原田表へ向ふ。然るに、河原田人數を出さざる故、其外の敵城、何れも勢を出さず、藤田采拜を取つて下知し、河原田城際近く迄相働き、少々弓鐵炮を放ち、静めて相待つ所に、河原田宿城より二百餘突いて出で、虎口前を抑へたる藤田先手へ切懸る。此度も、夏目軍八、一番に槍を合せ、二番に齋藤源太左衛門槍を合せて、其敵を討取る。是に續い

て、遠藤八左衛門・豊野傳介・北山・飯田を初めて高名をする。伊古田主計頭も、馬上にて敵を突臥せ高名す。藤田、備を脇へ廻し、敵の後を取切らんとする様子を、敵見て引入る所を、増毛采拜を取つて附入に仕る。敵、城内にて又備を立直す時、夏目軍八一番に押入り、敵の小反黒母衣金の半月を出しにしたりる武名を討取るは、唯一人なり。藤田旗本を以て、先手を越えて攻合を初むる。佐藤一甫・赤田衆此二備を跡に残し、其外越後備、藤田旗本の鐘の相圖を聞くや否や、寄口々々より乗込む。此衆の内にて、宿城一番乗は、後藤組佐渡衆の澤田弟本間藏人なり。佐渡衆に越され□□まじと煎つて二番に乗るは、組頭後藤新六なり。是に因つて、外廓の敵は、引入る。藤田旗本を以て、同じく附入りて、二の構難なく乗取る。二の構を一番に押込みたるは、藤田手明衆の内、柳田是非之助といふ若者なり。夫に續き候は、旗本足輕大將伊古田彦右衛門、我が組を率ゐて斯くの如し。爰にて河原田内の武者奉行本間健男といふ名高き士、一騎乗つて出で、我が味方の人數を踏繚め手早に引入れて、刎橋を曳かせ候武者振見事なり。夫より門を閉ぢ、屏櫓より弓鐵炮を射懸け打懸け仕り、重屏よりも段々に弓鐵炮を放ち、寄手ひるまば、突いて出でんとの事なり。然れども、越後勢其心得あつて、

小楯・大楯・綿車柳・鐵皮合せの持楯等衝立て、二構の屏家等を打破つて、杙竹柱を取集めて、竹東にし、東の繩の口傳を以て、跡より之を持寄せ楯にする。之を越後弓矢言葉にて、集楯といふ。此集楯を備表へ持出し、三段或は車屏風三角など、いふ物を、楯陰より押出し、それに竹束を持遣し、段々に付出す故、少の間に集まる竹束を付け固むるなり。是に付いて口傳。

第二、吉井城の敵、南佐渡衆を防がん爲に、城より出で、鴻ノ川を隔て、三手に分れて待備ふる。味方も三手に三分して、一二三段を定めて、川へ打入る。其二手は、

一、中の手は、羽持三河守備なり。敵之を越させじと、向の河端を固め居たるが、態と二三町退いて窺まる。三河守、之を幸として采拜を取り、味方を勇めて進み、那邊岸へ打上る。其先陣は穴戸源兵衛なり。其時、敵思ふ圖は爰なりと、穂先を揃へて突いて蒐る。三河守、武功の將なる故に、亂るゝと見えても勢散らず、動靜變化する故、敵小勢、進退度を失する様子なれば、味方各、馬を入れ、乗破つて味方二の見に與へて、敵を多く射取らせて、悉く追崩す。

二、右の備先は澤田備なり。中の羽持備、川へ打入るを見ると、其儘川へ乗入る。敵之を

見て河上へ引上る。味方之を見て、中の羽持勝色なる故、敵見崩するぞとて、一入勇んで渡す。少々は向の陸へ上り、過半は河中につかへたる節、敵横合に控へ懸つて半途を撃つ故、澤田衆、暫く利を失ひ河中へ追返さる。然る所、中の手羽持衆、當る敵を追拂ひ、澤田衆に向ひたる敵の後へ切懸る。此様子を見て、敵の足本定まらずして、其勢悪しくなる故、河中の澤田衆、又突いて上り競ひ懸りて、忽ち勝利を得、少々追打つなり。

三、下の瀬味方左の備、敵は河端、味方は河中にて相争つて、雌雄決せざる内、右と中との二備、押崩され候を見て、敵、其場を捨て吉井城へ引退く故、味方競ひ之を追撃つ。以上敵の首數九十餘、味方も雜兵共に、討死五十人許りなり。羽持下知して、吉井の在家に火を懸けて、城際迄取詰む。城より人數を出し防ぐと雖も、出丸一つ之を乗取つて、藤田へ註進は、最早是迄仕詰め候へば、容易く乗取るべく候へども、夜に入り候。夜攻に仕るべきやと、澁江造酒允並に村松應閑より、發地といふ士、右兩使なり。藤田、河原田に構を乗取りたる時節なり。藤田より返答に、其表引拂はるべしとて、相圖は白紙を二つに斷ちたるを使に渡し、此許の様子は、兩使見定め候通と申して、使を還さる。扱又、敵よりの後

攻を抑へ居たる味方へは、火を以て相圖とする。河原田城二構の内に残りたる家、或は其邊の在家に、火を懸けさせて、其烟下を藤田引取る。敵、之を慕ふ能はず、其場を少々引揚げて、競の鬨を作り、勝利を示し、其まゝ吉井の方へ押向ひ、五六町此方に備を立つる。是は敵出で、南佐渡衆を喰留め候は、越後勢を以て、城を乗取るべしとの爲なり。されども、敵出でざる故、備を引揚げ、猶残りたる民屋に放火して相退き候なり。

右の働に就いて、藤田より夏目軍八に感狀左の如し。今に愚之を所持す。

去る七日、於河原田表對本間佐渡守、勵一戰、稼刻、其方事一番槍、勝諸軍勳之故、終得勝令達本懷之條、

- 一、紺地白鳥井之差物。
- 一、吉之字。
- 一、名。

爲時之褒美許改之處、又今十一日、河原田宿城攻破砌、於虎口前抽而合槍、則押込至立直際高名、右三ヶ之威光不穢。一入之心懸、不雙之走廻也。誰准之。併依

レ感覺レ之候。入膳彌六左衛門尉一路并阿彌陀瀬郷令附與畢。彌後高名肝要也。猶可被相待上聞之期。仍感狀如件。

天正十二年甲申七月十一日

藤田信吉

夏目軍八殿

此外感狀與へ候衆有之候へども、之を寫さず候。

前の感狀、鳥居の居の字、并に書き候へと申され候。軍八は八陣の變名なり。之を常にして、其名に應ずべしと、其理を深く物語に候。

第三、右の已後も、敵地方々へ働き、城際近く焼拂ひ、刈田片上城へ兩度、新保へ兩度なれども、敵出合はず候。同九月十五日、吉井城へ押寄せ、火矢を以て、外廓を焼き取り詰る所、吉井降を乞ひ、藤田羽持へ申越し候は、某元來、羽持殿の厚恩を得候間一味仕るべき儀に候へども、母を人質に河原田へ取られ候故、其儀に能はず候所、一昨日母病死仕り候。是に因りて、河原田方より、某弟と伯父の本間頼母を、人質替に越し候へと、催促を請け候。内々羽持殿と申合せ、越後への志之あり候を以て、明後日差遣すべしと、色々申し成し置き候。今日、

〔當山カ〕
尙地へ向ひ御働の儀、幸に候間、右の兩人を、其方へ之を進め、以來御味方仕るべしとの事なり。藤田尤もとあつて、其人質を取り、其上、吉井并に一門家老迄、誓紙を取り、人質を一人宛之を取る。叔藤田申さるゝは、吉井へ河原田寄來り候はゞ、落城仕るべしと思ふは、吉井北佐渡の内にて、唯一人此方へ一味なり。河原田へ間二里許りにて程近し。此方は、鴻ノ川を阻て、遠く後攻早速なり難し。後攻を請る内、城を持忍ぶ様にとて、宿城二構拵へ、南佐渡の人数五十騎に、羽黒・澁手兩人を加勢に残し置きて、同廿日、藤田は澤田へ歸城仕られ、城普請の節、敵を抑ふる爲めに、栗田治部兩將に、南佐渡衆を差加へて、浮長柄の者、或は合戦を持たざる志の人歩等を殘置きて、普請申付くるなり。

一、越後より御飛脚到着、景勝公御直書並に直江山城守・鐵上野介奉書、來月中越中へ、御進發の御催之ある間、藤田其地の仕置等、堅固に申付け、罷歸るべきの旨申來る故、九月晦日、澤田を立つて歸帆す。是に因つて、南佐渡衆へ、藤田感狀を出し置く。其文言に、吉井城入手候事、各武功の譽勝げて計り難く候とあり。奥意あり。
附河原田へ柴田加勢の梅津宗三も、翌日立ちて、柴田へ罷越すなり。

羽柴秀吉公より景勝公へ御使の事

附 景勝公、越中へ御働き宮崎城攻落さるゝ事

第一、羽柴秀吉公、越後柏崎妙樂寺の御坊を御頼み、木村彌一右衛門を差副へ、景勝公へ無事の御取扱仰越さる。此妙樂寺は、日蓮宗の智識故、景勝公御懇になされ、御出陣の時、具足を著し、日蓮上人自筆の曼荼羅を差物にして供仕り、武道も、形の如く功者にて、斥候の見積仕られたる事、二三度なり。殊更辯舌明なる僧故、他國への御使任らるゝを以て、秀吉公よりも斯くの如し。景勝公思召さるゝは、謙信公切隨へらるゝ國々、未だ五分一も、景勝公御手に屬せざる所に、當時天下に猛威を振ふ秀吉へ、無事になり、其以後、右の國々を切取るとも、世間の唱に、景勝鋒先といはず、秀吉の太刀影を以て、斯くの如しと批判之あるべしとて、前方再三仰越されたりと雖も、其儀に應じ給はざる所、今年九月上旬、又木村を以て仰越さるゝ趣は、

一、内々申入るゝ通り、是非御同意給はるべく候。疑はしく思召し候はゞ、秀吉自身、其

元へ罷越し候てなりとも申すべく候。無二に申合せたき心中に候とて、熊野牛王に、誓詞を認めて、差越され候。

二、御無事之なく候へば、北國筋の働如何に候。越中佐々内藏助儀、信長の厚恩を受けながら、弔合戦にも罷上らず候。某、君敵の明智を誅罰せしめ候間、某に對しても、一應の禮儀之あるべきの所、其儀も之なく候。信長滅亡を却つて悦び、柴田・瀧川と言合せ、己々が居館に引籠り、某を編さむし申す事、法外人倫の道にあらず候。然れば、去年正月、瀧川を悉く仕詰め、長島一城へ追込の刻、柴田、江州へ討つて出で候故、志豆ヶ嶽へ馬を向け、一戦を遂げ勝利を得、直に越前北ノ庄迄追詰め、成敗仕る事、是も去年四月なり。偏に上を輕んじ、我が身の邪欲に引かされ、逆心の不義、天刑遁れ難く候て、斯くの如く候。佐々も同罪に候間、成敗致し候。自然隣國を便り、御加勢を乞ひ候とも、御同心之なき様に、一向に頼入り候由。

右の二ヶ條申來り候に付きて、景勝公仰せらるゝは、越中へ加勢の儀は、秀吉公より申送られも之なく候。去々年午の夏、魚津に於て、某家來自害仕る様子は、秀吉も聞及ばるべく候。

其弔合戦に、早々越中へ相働くべきの所、信州へ出馬、自國柴田への働、今年佐渡への手道旁に附きて、遅々に及び、心外の至に候。越中は、謙信切取りたる國に候へば、景勝手柄に切隨へたき願に候へども、佐々不義の様子、委しく仰越され候へば、秀吉の働を抑へ申すも如何なり。然れども、景勝が働を止め給ひ候へば、終に越中へ手遣なく、秀吉へ渡したりとの儀も、無念に候間、所詮此度、越中へ出馬せしめ、越後家の弓矢を、木村に見物させ、上方へ土産の物語にすべしと、仰せ聞けらるゝなり。

第二、藤田能登守、佐渡より歸陣、越中御出馬の御供仰付けられ候。其陣、藤田相備は、越後組松本・中城・齋藤・垣崎・新津なり。檢使にて大石播磨守なり。諸備ともに、越後組を以て御備定。口傳。總軍八千、天正十二年十月廿三日、越中へ御出馬、名達へ移り浦和へ取付き、墮水より左の山手へ沿ひ、往還の切所をば、右に見て押し、廿六日巳刻、越中宮崎城へ取詰め、旗本は十町許り北の方、境川を前に當て牀几を居ゑられ、藤田備は東の山手を抑へ、河田軍兵衛備は、藤田備の後を通りて、南部尾井ノ庄迄燒働すべし。敵、他國勢の深働、然も小勢なりとて、定めて見慢り、驕つて人數を出すべし。然らば、たふくと偽り引き、手強く一戦すべ

し。さあらば、敵城より加勢をするか、引取るか。二つの内なるべし。引取らば付入るべし。加勢せば、藤田備を以て、城を乗取るべしと相定めらる。然るに、河田軍兵衛備の檢使には、大石源之允を差副へられ、千二百餘の人数にて、宮崎の東の山を越えて、南部尾井ノ庄へ相働く所、敵、益木中務を本丸に残し、三輪權平采拜を取つて、八百許りの人数にて、突いて出で、河田備へ懸る。河田、七百の人数を以て、三段に備を立て、五百餘を山手へ附けて隠し置き、河田は越中勢と取結んで偽り引く故、越中勢勝に乗じ、入替りく進み戦ふ所、山手に隠し置きたる越後勢、越中勢の後に廻つて、三輪權平が旗本へ切懸る。越中勢も物馴れたる者共なれば、兩方へ人数を分けて、戦はんとすれども、聚散離合の處、思ふ様になり兼ねけるにや、備色群々に見ゆる。其節を外さじと、河田軍兵衛、采拜を取つて下知し、權平が備へ突いて懸り戦ふ内、河田軍兵衛と、三輪權平と互に馬上にて渡合ひ、終に權平を突落して首を取らする。此故に、其備の下々敗北す。脇へ逃散るをば捨て、城へ引取る敵を追詰め、附入にして、二の曲輪迄乗移る。藤田抑へ居たる場と、一戦の場、或は搦手の虎口とは、間に山多くあつて、其様子見えざるを以て、城より人数を出すか。一戦の様子も如何と知るべき爲めに、

藤田相備の新津丹波を、南山へ上せて、太鼓を以て知らする。口傳。然れば軍兵衛、敵城二の廓迄、乗入りたる様子を聞きて、藤田衆煎つて、本丸を乗^{取脱}らんと相催す所に、河田備の檢使大石源之允、本道を歸り候へば、二里餘之ある故に、敵の圍の内、海涯を傳ひ、或は海へ乗入り、或は陸へ乗上げて、廿町許りの道を、すみやかに乘付けて、旗本へ歸り、此旨を言上す。河田人数、草臥れ手負も多く候間、御人数を入替へられ然るべしと、申上ぐる故、藤田人数にて入替はるべし。早黄昏に及ぶ。明朝、本丸をば乗取り候へと、仰付けらるゝを以て、藤田備衆彌々悦び、抑の場を去れば、其跡を早や安田上總、之を請取る。藤田一手、二の丸へ入れれば、河田一手を繰出し、斯くの如く段々に入れ替はる。今度の働、河田軍兵衛名譽なり。御歸陣以後、越後に於て、御感狀御引出物、多く之を下さる。

此城代益木中務は、元來よりの越中士にて、一年謙信公へも、楯を衝きたる武功の士大將なり。越中衆、悉く謙信公の幕下に屬すと雖も、此益木計り意地を立て、高岡の城を持ち渡さず候。謙信公、却つて奇特に思召し候。益木娘を、同國立山の側に隠置きたるを尋ね出し給ひ、種々中務方へ御斷を仰入れられ、吉江喜四郎が妻に、之を遣さる。之を以て、益木降參

仕り、御幕下に屬し候所、去る天正十年、越中騒亂に、老母を佐々内藏助に奪はれて、是非なく佐々に随心仕りて斯くの如し。吉江喜四郎討死の後、其後室を、藤田能登守に下さる故、件の様子を、藤田申上げ一命を詫び申すに付きて、景勝公聞召し届けられ、益木命を御助けあつて、之を送り遣さる。其夜、城を請取り、景勝公、御陣を移され候。翌日藤田・安田・泉澤三備を以て、黒部四十八ヶ瀬を越えて、佐々内藏助居城の戸山の此方、滑川迄焼働して、其燃跡に陣取り、翌廿九日、宮崎へ引返すと雖も、佐々身構許りにて、中々出づる事ならず候。其より景勝公、御馬を納れられ、秀吉公への御返事に、木村彌市右衛門見物の如く、越中表へ働き仕詰め候。何時佐々を踏潰し申すべきも、案の内にて候へども、御斷御望に候間、秀吉御働あるべく候。無事の儀は、分別せしめ、追て返答申入るべく候と仰遣はされ、木村彌市右衛門歸られ候なり。

右越中御働の時、夏目舍人も、藤田備の内に罷在り候故、委しく存知候。疑なき事共なり。

管窺武鑑中之中第五卷 舍諺集 終

管窺武鑑中之下第六卷 舍諺集

秀吉公越中御發向、佐々御退治の事附景勝公新潟御巡見
御馬を向けらるゝ事并秀吉公と御無事の事

第一 秀吉公の御威風、日を逐うて強く、月を逐うて盛なり。天正十三年、關白に任じ給ふ。北國筋能登・加賀迄も御手に屬しければ、越中の佐々内藏助を、御退治あるべしと思召し、去年越後の景勝公へ申斷り、今年乙酉四月、越中へ御進發あるべしとの御内談の趣は、佐々方の手分をすべし、加賀・能登・飛騨、尤も越後へ抑勢を分つべし。然れども加州久利加羅嶽は、嶮難を頼んで、人數を多く向くる事なるまじくば、佐々分領兵の衆寡此の如くなるべし。味方大軍を以て、久利加羅嶽より越中へ押入るならば、脇に手を分けたる人數、助け來るべき間、其助け來らざる前に、踏入るべしとの内談なりと洩聞ゆ。佐々我が家來の頼母しき者を、

秀吉公越中御發向佐々御退治の事附景勝公新潟御巡見
御馬を向けらるゝ事并秀吉公と御無事の事

色々の體に作り立て、上方に上せ置き候故、右の趣を註進す。佐々此心待する處に、秀吉公、既に聚樂御出馬の由、佐々聞くと其儘、久利加羅嶽に、城其外取出の丸并大木を切つて、逆茂木に引き、柵を振り、他方に構はず、此所を肝要と待ち備ふる。秀吉公、加賀迄著陣。先手計を、久利加羅へ差向け、旗本組或は後備二萬餘の人数は、加賀より能登へ移り、石動の出先より船に乗りて、越中の滑川へ押上げ、陣津川を右に當て、在々所々を焼拂ひ、戸山城へ取詰める。佐々、我が總勢を以ても、秀吉公に一戦もなるまじきに、殊に久利加羅を大事と思ひ、能者を選び遣し、戸山城には、はかどしからぬ者共、小勢にてはあり、油斷の所へ、押詰められければ、忽ち二の曲輪迄攻破られ、本丸へ究む。其邊に居たる佐々方の者共も、秀吉公の太刀影に恐れて、頭を出さず。矧や後攻は思ひも寄らず。扱又久利加羅へ向ひたる先手の上方衆は、秀吉公滑川著船より、追々飛脚の左右を聞き、或は狼烟家焼火の合圖を示し、旗本大軍の旗を飾り、山野尺地なし。佐々方久利加羅を押へたる一萬計の兵共も、氣を奪はれ、後へも大軍取懸けたりと見えて、烟先づ夥し。渠かれ農途方を失ひければ、矢一つも射出さず。卻つて味方の内をも氣遣ひて、此の如くなる故に、久利加羅嶽も攻破られて、先手の上方勢

も、半は旗本へ驅付ける故、佐々之を防ぐ能はず、降を乞ひ、命を助け下され候へと、種々詭言を仕るに付きて、秀吉公、昔の馴染を思召し、命を助け給ひ、剃髪させ、同坊の列に仰付けられて、召置かるなり。

附佐々内藏助成政、命を助かり、同朋になり、二年ありけるを、秀吉公思召すは、昔信長公召仕はれたる時は、我より手上の者なりしが、今此の如くなりたるは、我が弓矢の威光故なり。最早是迄なり。信長公の御眼力も、相違の様なりとて、九州平均の後、天正十五年六月、肥後一國を成政に賜はり、陸奥守と改めて、肥後熊本に在城なり。然るに佐々、國の政道悪しく、諸事逆路なる故、肥後國菊池郡の桑部〔腰カ〕其嫡子有動父子、一揆を催し、佐々を追拂はんと欲す。佐々一分にて、之を諷むる能はず、秀吉公聞召し、柳川城主立花飛驒守宗茂、其時は左近將監と申すが、加勢仰遣はさるゝ故、押向つて勇功を顯はす。其後淺野彈正を遣され、一揆悉く退治あつて、肥後國を加藤虎之助に賜はり、佐々をば、攝州尼が崎迄呼上され、彼地に於て、切腹仰付け候なり。

第二、越後〔蒲カ〕神原郡新潟城は、柴田因幡守が伯父柴田刑部左衛門籠る。景勝公、唯今迄、御手

秀吉公越中御發向佐々御退治の事附景勝公新潟御巡見
御馬を向けらるゝ事并秀吉公を御無事の事

遣さるゝ事なきは、此城、奥州會津より出づる阿雅川と、信州筑摩犀川の流の末、落合ひて海へ續く。其川中にある島を、白山ヶ島といふ。其島に城を取立て、新潟城と名付く。四方共に堅固なるに、剩へ白山權現を勸請したる川上の島崎を、掘切つて縮めて、猶以て堅固に仕る故、味方より攻め悪し。然れども其近邊に、居城の當方衆、油斷さへなければ、城より出でて働く事もならず、籠城一通り計りなる城なる間、人數四五百差遣して、乗足の敵城を抑へ、新潟の湊の船路を止め、柴田城をば、神原郡に居る當方の城主、或は其近邊の衆、抑へて居り候へば、白山ヶ島に田島はなし、其地の商人は多し、城の兵糧盡きて、長籠城ならず、自ら明け退くべしとの積にて、闇かれ候へども、景勝公御巡見あつて、御馬を寄せられ、御威風を知らせ置き給はゞ、重ねて御使一人遣されても、城を渡すべし。新潟其通りならば、乗足は、猶以て其通りたるべしとの事にて、秀吉公越中御發向の沙汰、御聞なされ候へども、其に御構なく、新潟御巡見として、四月初、七千餘の人數にて御出馬なり。藤田能登守を先手として、〔柿崎・彌彦カ〕垣崎屋彦へ懸り、同十二日、新潟の湊に御著陣なり。然れども城攻の様子もなく、先づ四五日船路を上つて、敵に其様子を知らせて、其形勢を御覽候へども、敵出でざる故、藤田に仰付

けられ、敵の掘切つて捨てたる白山社の島崎へ、人數を遣され、藤田、土俵を以て小山を築き、石火矢大筒を仕懸け、或は強弓を以て、打立て射立てけれども、新潟の町裏迄、屏を掛けて城に取入れ、筵薦を以て矢限をし、水彈・投玉・縁座等を以て火矢を消し、中々小賢しく相守り候。是ぞ奇特なりと、當方にては褒め候。此の如き故に、阿雅川の上にて大船を舫ひ、或は絞かき重ね、絞を打付け、其上に栖樓を揚げて城際へ流し、掛碇を以て繋留むる。是を越後家にて、船栖樓といふ事、此時仕初むるなり。其へ游艇にて、諸手より人數を入替へ、城を直下して、弓・鐵炮を打つ故、敵少々疼るかと思ゆれども、弱氣を見せず、小船の艦の舳先とに、出入の口を小さくあけ、船の中程は、厚板を打付け、是を盲船といひ、數十艘乗出す。是は彼船、栖樓の下へ乗入つて、打破るべき爲めなり。右の通りの船拵なる故、上より突く事もならず。されども前方より、敵の口口を積みて、船栖樓の下に還り、逆茂木といふ物を舷より打つ故、敵の巧、無になり、漕歸らんとする處を、味方より鎌・熊手を以て引寄せて、八艘迄踏沈むる。〔策カ〕敵の作略ならざる間、味方の面々、白山ヶ島に上り、城を攻破り申すべしと競ひ候處、景勝公仰せられ、あれ體の者を踏潰すに、人數を損じては、還つて不覺なり。是程に仕置きては、以

秀吉公越中御發向佐々御退治の事附景勝公新潟御巡見御馬を向けらるゝ事并秀吉公と御無事の事

來は自滅仕るべしと仰せらる。御方の各申す、さらば此競を以て、乗足へ御馬を寄せられ候へと申す。景勝公仰せらるゝは、乗足には、因幡が被官善兵衛といふ者を、指置くと聞く。被官の籠りたる城へ、景勝自身馬を向けて、善兵衛が爲めには、大切の譽なれども、景勝、勝つて大なる悪名なりとて、御旗を向けられず候。然る處秀吉公、佐々を御退治、越中表平均の由相聞え候故、當時表裏の世中、越後へ亂入もあるべきかと、心許なく思召し、五月三日、春日山へ御馬を納めらるゝなり。

第三、景勝公仰せらるゝは、秀吉越後へ働き入る事もあるべし。越中表の抑、墜水の城に、須賀修理亮を差置くと雖も、人數寡し。墜水城の這邊厭川城に、丸田伊豆を差置きたりと雖も、心許なしと思召すとて、景勝公、八千六百の人數にて、名立・浦本・鬼伏などといふ所へ懸り、上道二十里許を二日に押して、厭川城へ御著なり。秀吉公は、越中平均して、石田治部少輔・木村彌一右衛門唯二騎召連れられ、雜兵共に三十八人にて、越中戸山を立ち給ひ、親不知子不知・犬狼・駒還・市振・追立などといふ節所へ懸り、五月十三日辰刻、落水城下迄御著。附備押

此節所をば押さず、山手へ廻り押道あり。

須賀修理方へ仰入れらるゝは、景勝公へ、秀吉より使に、木村彌一右衛門、是迄参りたり。誠に御入りあるべきや、是へ御出あるべきや、修理殿迄申談じたまき事ありとの儀故、即ち修理町屋へ出兵候へば、座敷の奥へ呼入れ給ひ、我は羽柴筑前守秀吉なり、景勝へ直談したき仔細ありて、越中より、態と是迄來るなり。春日山へ通し給ひ候へと仰せらる。修理申すは、斯様の爲め、某を此許に差置き候。私に委しく仰聞けられ候へ。景勝へ申届くべく候。春日山へ通し申す事は、罷成らず候と、堅く申切る。秀吉公、さあらば此趣を、景勝へ早打にて註進し、其返事次第に通し候へ。其迄此地に逗留すべし、其方へ申渡す事にてはなしと仰せらるゝ故、其儀に隨ひ、秀吉公を城内へ請じ入れ奉り、馳走仕る。幸ひ景勝公、厭川に御座候故、右之通り申上げ、秀吉に切腹仕らせ候へと思召すに於ては、御人數下さる迄もなし、某手勢計にても、討泄らし申すまじと註進す。之に因つて越後衆評議の時、景勝公仰せらるゝは、あれまで秀吉、忍んで参らるゝも、一つの奥意あること炳馬たり。往昔はともあれ、當時天下に名のある秀吉、あれ迄登りなさるゝは、某を重んじ、去年誓詞にて申越さるゝ儀、相違なし。只今一戦にも及ばず、之を討つは、景勝律義に取り來る弓矢の名を、失ふものなり。秀

秀吉公越中御發向佐々御退治の事附景勝公新渴御巡見御馬を向けらるゝ事并秀吉公と御無事の事

吉自身來りて、眞實を顯さるゝを、其儀を捨て、賦き様子しなば、天道に背くなり。景勝あれへ行きて參會し、其時宜に依つて、無事を作るか、無事調はずとも、秀吉は還し、以來一戦の雌雄は、互の運次第なりと仰せられ、各何れも、尤と申上ぐる。御供には、直江山城守・藤田能登守・泉澤河内守・安田筑前守、其外御手廻衆六七騎、以上十二騎、步者共に六十四五人なり。残る人數は、厭川に置き給ひ、其日午刻に、落水城へ御著あつて、秀吉公へ御對面、色々御物語あつて後に、秀吉公の御方々は石田一人、景勝公の御方々は直江一人、其外の衆は、皆除け給ひて、二時計り御密談あり。其日酉刻計に、秀吉公は落水を立ち、夜通しに戸山へ歸り給ふ。越中の仕置仰付けられて御上洛なり。佐々も供仕るなり。同年の暮、秀吉公より、御使木村彌一右衛門、越後へ參り、景勝公へ、十樽十種・銀千枚・縷子緞子合千卷・猩々皮百間、其外美しき御夜物・蒲團・御頭巾・襟卷まで、念を入れたる筈に入れ、御簾中へは、綿千把・絹千端・綾羅百卷・銀五百枚・御肴・御樽等なり。其外御一家中、或は掻揚の小城持ちたる衆、並旗本の者、頭物・奉行迄、御音物夥しき様子なり。是にて、下々共に、御無事とは存知なり。附、藤田は、伴宮圍
様子能く
覺え候。

景勝公、柴田表へ御出馬、刈田働の事附眞田安房守

重ねて降參御許容、御加勢を遣さるゝ事

第一、同年六月、景勝公、六千五百の人數を將ゐ、神原郡へ御出馬。柴田の城を中に當て、井池峯池の端城を左右に受けて御陣取なされ、敵地を焚する働仰付けられ、一組づゝ番手にして、植田を混せ散らし、放火をし、亂暴をして、敵の糧を奪ふ。御陣所右の手先は、例の如く藤田なり。能登守陣場七八町近く迄、柴田城より秣働に出づる。六月廿四日の曙、步者百四五十人・警固の士十四五人出で、此方を窺ひ、隄の上、土手の陰、其邊に折敷居て、步者には秣を刈らせ、畠物を薙取するを、齋藤源太左衛門と、南詰宮園助物見に廻り、念入れ見課せて歸り、藤田へ申すは、敵近々と忍び寄り働き候を、其儘に差置く事口惜しく候。馳せ向ひ叩き散らし、敵の芟集めたる秣畠物を、奪ひ取り候べし。御手廻衆に、事を致したがる者共を十四五騎、召連れ申すべしと斷つて出づる。藤田申さる、手明の者をも、残らず連れ候へとの儀なり。藤田は少し病氣故、出でられず。齋藤・南詰兩人にて、十五騎を下知し、手明の衆皆

景勝公柴田表へ御出馬刈田働の事附眞田安房守重ねて
降參御許容御加勢を遣さるゝ事

は多しとて、五十人に、柄の短き槍を持たせて、脇道より廻らす時、急ぎ押廻し、亂れ懸つて追散らせ。必ず首を取るべからず、切捨にすべし。秣を多く奪ふべし。奪ひたる秣の驗は、様子を替へて紙を切り、或は鳥の毛を用ひ、紛れざる如くにして持たせて、數を以て、手柄の品を賞すべしと申付く。尤其内に、目付・横目を定むる故、驗を取替など仕る事なく、心にて心を吟味仕る國風故、下々も蓬き仕形なし。士は自自馬を牽きて、鞍の上には草を刈掛け、槍をも馬に添へて、農人の如く出立ち、人の見付くる迄は忍び歩みて、間二町にもならば、各馬に乗つて押詰むべし。敵は歩立、味方は馬上なれば、二町の内にては、容易く追付くべしと、士衆にも之を申渡す。又敵、自然二の見を拵へて、守返す事もやとて、鈴木四郎兵衛組の足輕三十五人を、五町ほど此方に備へさせ置きて、働き出づるなり。其日、朝霧深くして、敵遠くよりは、然と見付かず候故、二町程に詰寄つて、何れも馬に直々と打乗る。手明衆も働く。荻野右近進、一番に乗出し、續け各と詞を懸けて進む。敵之を見て、騒ぐ處へ乗付けて、一番に槍を合せけるが、馬に牽かれて行過ぎ敵は其場を去らざる處へ、南詰宮園助乗付けて、荻野と槍組みたる敵を突臥する。荻野馬に牽かれながら、後を顧みて、其敵は、我が

討者なりと斷る故、さあらば返して首を取れといひて、敵を抑へて、荻野に討たするなり。其内齋藤源太左衛門も乗付けて、本道へ追うて、能き敵を撃つ。其外木部伊古田・惡澤右近・大塚主膳等を初めて、敵を撃ちたるは、脇道へ逃散りたる敵を撃つなり。手明衆も、敵の歩者を追散らし、秣を奪ひ敵を撃ちて、過半は手を空く。敵五十人計り、丸くなつて本道を引取る内、澁柿染の羽織の背に、金の丸附けたるを著たる武者一人、五六間引下り、采配を取つて、人數を打療め、靜々退く様子、見事なる武者振なり。南詰宮園助之を討取るべしと、荻野に斷り毛付して乗出し、遁さじと詞を懸けて之を追ふ。其者返して、柴田内にて、武道に於て上見ざる濱野彌右衛門といふなり。定めて聞及んでぞあるらんと、高聲に名調る。宮園助、其儘此者と取組み候は、敵の同勢助け來るべしと思ひ、五六間程空引する。濱野之を見て、廣言には似ず、膩し返せと追懸くる。其汐合を見て、宮園返し、彌右衛門が後へ乗廻して、敵の同勢と濱野が間を、三遍乗る内に、同勢は逃延びて、一町餘隔つる。其時宮園助馬上にて、歩立ちたる濱野を輪に入れ、其罽類を見合ひ乗入れて、右の罽より、左の路へ突通す。濱野忍らず倒るれば、宮園助、馬より飛下り、首を取らんと立寄る處、さすが大剛の彌右衛門

景勝公柴田表へ御出馬刈田働の事附眞田安房守重れて
降參御許容御加勢を遣さるゝ事

にて、其手疵に疼まず起上つて、無上と組んで、宮圍助を押倒す。宮圍助組まれて、顛に拔設けたる脇指を取直して、濱野が吭を斬落し、采配を添へて、高名仕るなり。然るに敵羽黒權太夫と名諷りて、返し進む。味方小山三藏繩惣助、宮圍を助け來るによつて、續いて味方馳せ來る故、敵悉く散々に逃る。味方終に追留めて、首數雜兵共に廿九、生捕五人、並敵の刈取りたる秣畠物、少しも残らず奪ひ取りて歸る。其多少藤田吟味明なり。此働、景勝公へ申達し候處に、景勝公、藤田を御稱美なされ、荻野・齋藤・南詰二人、御前へ召出され、御盃下され、宮圍助には、碁石金一援に、御喉輪を添へ下され、荻野には、御腰より抜いて、笄を下され、齋藤には、御盃計なり。忝き儀仰渡され、武士道明鑑の御批判なり。諸人之を聞き、就中荻田主馬能く之を聞きて、宮圍へ、其方事、影にても、御屋形幾度も御褒美なり。冥加の人と申すなり。

附右の小山三藏繩惣助事、小山、元は藤田能登守馬の口取なり。去年藤田佐州、河原田表にて一戰の時、藤田馬突殺され候節、此三藏と三右衛門といふ口取二人、少しも噪がず、踏忍へ居て、彼馬の鞍轡・鐙障泥迄弛し、取歸り候は、敵に取らるゝを無念と思ひ、又は左様の場にて、我が役に仕る物を、捨て、歸らば、大に卑怯なりと、越後の家風、下々に至る迄存じ候は、偏に上杉家の弓矢盛なる故なり。然も約しき場なれども、始終踏忍へて、右の通は、近頃神妙なりとて、藤田歸陣して、三藏には小山、三左衛門には伊澤と、名氏を取らせ、手明の者に申付けられ候。其後場を重ねて、手柄を仕候故、兩人ながら、十五貫充知行を賜はり候。繩惣助は、元藤田旗持なり。藤田旗持三人は、

一、白き三哥、四方に金の五つ月つりものにして、麾にしたる小馬騷。之を持つ者、平野源右衛門。

二、大馬騷は、白き四哥四方黒く、五つ目竿頭には、赤地に白く、上り藤の丸を付けて出す。之を持つ者繩惣助、

三、白嫩は、指物田村彌次右衛門。之は物前働の時、藤田自身の腰指なり。

右三人には、手明衆の内より選び出し、申付くる定なり。小者一人、或は二人も召連れ候。又關代の旗持一兩人請取りて、備押の時、其者共に持たせ、事前にては、必ず自身旗を持つなり。様子口傳。

此總奉行二人あり。首尾宜しきを以て取立て、繩惣助・田村彌次右衛門、手明衆の小頭になり、彌譽の働仕に付きて、後は、知行廿四五貫充取り申候。平野源右衛門も、柴田落城以後、十五貫賜はり、騎馬の衆に申付けらるゝなり。

第二、信州尼ヶ淵の眞田安房守、重ねて景勝公へ降參仕る事。天正十年、信州の眞田・小笠原・蘆田・上杉へ降すと雖も、北條へ隨心し、眞田、又北條を背きて、家康公へ屬す。之に因つて其年極月より翌年迄、上州沼田を始め、八ヶ所の城を乗取り、剩へ北條家と數度の攻合に、眞田勝利、大なる譽なり。其翌年天正十二年、家康公と秀吉公、御弓箭を取り給ふ時、家康公より加勢を乞ひ給ふと雖も、北條氏政氏直、表裏の大將故遲達なり。其年の御取合、毎度家康公御勝利。秀吉公御退散なり。之に因つて今年天正十三年酉春、北條より、家康公へ仰入れらるゝは、羽柴と重ねて御取合に於ては、加勢致すべく候。先年和睦の節、上州は、北條家へ賜ふ筈の處、眞田、沼田を取つて持ち候。此方へ渡し候様に、仰付けられ下さるべしとの儀なり。之に因つて家康公より、沼田を北條へ渡し候へと、仰遣さると雖も、替の地を、眞田に下されざるに付きて、沼田を渡さず。是に於て景勝公へ、須田相模守・島津淡路守兩人を頼ん

で、訴へ申上ぐれば、先年志を翻し、北條へ便り候事、愚意の仕る處、之を演ぶるに及ばず候。御赦免に於ては、當年十八歳に罷成る愚見源次郎に、百騎差添へ、永代御被官に仕り、春日山へ差上げ置き申すべく候。是々の仔細を以て、家康へ野心を挿み候間、家康より植田へ手遣あるべく候。此節貴國より、御加勢を請け、御助成を得たく候。然るに於ては、向後御屋形に對し、惡意を存すまじき旨、牛王誓詞を添へ、柴田表御陣所へ申越す。景勝公聞召し仰せらるゝは、眞田事、先年上杉へ叛きて、北條に隨ひ、北條を非に見て、家康へ降し、此度家康に不足をいひ、家康より討手到來の時節、當時近邊頼方なきに依つて、又此方へ申越すは、爲方盡きての儀と覺ゆるなり。士は、大小共に頼み頼まれて、其家の絶えざる分別仕る儀なり。此度我等同心なきは、十方に敵を受け、殊に名將の家康に、楯衝き候はゞ、眞田滅亡疑なし。夫を見捨つる事、且つは不便、且は景勝弓矢の規模なく、其上加勢を遣さず候はゞ、小身の眞田を見捨て、大身老功の家康へ遠慮したりと批判あるべしと仰せらる。眞田御詫言を御許容あつて、御加勢なさるべしとの御堅諾、仰遣さるゝなり。之に依つて柴田表より、御歸陣なり。

景勝公柴田表へ御出馬刈田働の事附眞田安房守重ねて
降參御許容御加勢を遣さるゝ事

第三、眞田之を聞き、悦ぶ事限りなし。家康公、眞田叛すと聞召し、先づ以て蘆田千五百の兵を率して、小室より、上田領の矢澤へ働く。矢澤組馬、八百の人数を以て出張し、一戦を遂げ勝利を得、小室衆を追拂ふ。眞田へ、越後より御加勢、河田攝津守・安田上總介・本城豊後守・信州衆栗田永壽・板屋修理・繩島豊後守・寺尾傳左衛門・小田切安藝・市川對馬を組合せ、軍差引談合相手に、宮島將監を指添へらるゝは、武者横目なり。總勢六千五百人の著到。七月十七日、信州上田城尼ヶ淵へ參陣す。扱又河中島衆、多く眞田へ加勢に參る間、其虚を見て、小笠原、河中島に働く事もあるべきかと、其抑の爲め、藤田能登守、相備には松本左馬助・齋藤三郎右衛門・垣崎彌二郎・地板太郎左衛門・新津丹波。檢使は、荻田主馬・佐々傳兵衛兩人なり。人数合千三百人、猿ヶ馬場の此方の麓、小市に陣取るなり。家康公よりは、平岩七之助・鳥井彦右衛門・柴田七九郎・大久保七郎右衛門・菅沼小大膳・岡部彌次郎・大須賀五郎左衛門・松本周防守・牧野右馬允・菅沼藤藏・井伊兵部衆、彼此都合二萬五千許。七月末、甲州著、御子の臺迄取詰めて、夫より上田表へ押向ふ。眞田上田城には、越後衆を頼んで殘し、安房守、九千餘の人数にて、二里出張して、小野山へ陣取る。其外丸子・熱子・矢澤・戸石・浦野・伊勢山へ人数を

配り、毎度の戦に勝利を得。上野沼田へは、北條家より、人数を向け候へども、是も眞田方勝利なり。悉皆安房守一心の武略、宜しき故なり。實に士大小上下、心定になるべき物語多し。家康公の御勢、閏八月末、上田表を引拂ふ故、越後よりの加勢衆も、九月十九日、尼ヶ淵を立て罷歸る。此衆河中島へ打入つて後に、藤田能登守も、同廿五日、小市を立ちて歸る。右の通に付きて、眞田安房守より、二男源次郎を、越後へ差上ぐる。之に依つて河中島屋代三千貫の内を千貫、源次郎に下さる。後に左衛門佐と改む。源次郎若輩故、矢澤但馬軍代にて、海野・望月・浦野・丸子など合備にて、人数百騎宛、春日山に相詰むるなり。附宮園助も、藤田に従ひ小市へ參り候。全く疑なきなり。

杉原城を攻落す事

越後杉原城に、柴田因幡守より、劔持市兵衛〔梅〕・海津宗三として、柴田下にて、武功の者籠る。景勝公、柴田が家來籠城なる故、御馬は向けらるゝまじ。柴田滅却せば、杉原は自ら落つべき間、雅意を致させぬ様に、近邊の佐々岡・下條・安田の城の面々、又は雷の丸田周防守等に仰付けらる。然る故右の者、此小城一つを目の前に差置きて、爲す事なくて日を過すは、我の武

術の薄きに相似たりとて、杉原城を取圍む。七月六日より攻むると雖も、八月廿七日迄、城内少しも弱氣を見せずして、能く持堅む。然るに此城、外曲輪西の虎口を持ちたる梅津宗三が内梅津傳兵衛が甥谷澤篠兵衛といふ者、寄手の酒井新左衛門内にあり。之に依つて酒井智略を以て、谷津方より、傳兵衛方へ申遣す故、傳兵衛忽に逆心して、酒井を城中へ引入るべしと内通す。酒井方より傳兵衛方へ、矢文を以て、彌内通相違なき様に申遣す。然るに城内持口の番替り、柴田より來る足輕大將久留川隼人、西の虎口を請取り居る故、此矢文を取つて見る。柴田も、越後風にて、一手に慥なる檢使を付くる。久留川手にも、森田左吉といふ者、檢使にて罷在る故、彼矢文を、兩人の城代に見する。之に依つて梅津傳兵衛を、成敗すべしと相談す。傳兵衛が與力同心共、寄親を成敗致されたらば、中間攻合になるべし。城外へ相聞えなば、忽に城を攻むべし。且又傳兵衛を、本城へ呼び候とも、身の誤あれば來るまじ。來らずば又取合になると、區々内談し、さすがの兩城代、密に傳兵衛方へ使を以て申遣す趣は、頃日持口々々の人數、二日三日或は四日五日に入替ふる儀、我等兩人、底意あつての儀なり。今日其方人數と、追手の八木原伊豆手と、入替へたく候。然るに矢木原、敵と内通

の由、潛に訴人あり。然れども大事の大手を堅めさせ置き候へば、疎忽に成敗申付け難し。其方人數を以て、大手を請取致す時、矢木原、別儀なく渡し候はゞ、其方手を以て、大手を請取らるべし。其引足を、二の丸にて成敗すべし。若し渡すまじと、異儀に及び候はゞ、其方人數を以て、大手に於て、矢木原に切腹致さすべし。此分別頼入候。貴殿儀頼もしく、殊に日頃の武勇も候に付きて、内談申したく候。早々本城へ參らるべしと、申遣しければ、傳兵衛、其使と連れて來る。來ると其儘、傳兵衛が刀脇指を奪ひ取りて、之を押籠む。此時傳兵衛申す、敵より付つて、某を誅し、城に弱みを付くる計策を、實になさるゝは拙事なり。某は代々宗三の厚恩を受け、今以て其通りなり。何の不足あつて、逆心仕るべきやと、涙を流し之を陳す。扱又傳兵衛預りたる二十騎の小頭一人、三十人の足輕大將二人、彼此頭立ちたる者四五人を呼び、傳兵衛を大手に遣すに付きて、其達にも申渡す事あり、參り候へと申遣す。傳兵衛參りたる事なれば、四五人の者も、何心なく本城へ參るを、道にて刀脇指を奪ひ取りて、其々に預くる。又浮武者廿五騎の頭諸賀右馬助を、傳兵衛が持堅めたる北の埋み虎口へ遣し、其所を請取らせ、傳兵衛は、追手の持口を申付けられ候間、何れも組の者共は、其持口

を引渡し、先づ本城へ參れと申遣す。残らず參る處を、二の丸に人を差置きて、犇々と組留め、刀脇指を奪ひ取りて、助鋪々々引入れ申渡すは、傳兵衛逆意を、企つるに依り成敗申付くべきなり。傳兵衛は各時の頭なり。本主は梅津宗三なり。是を捨て、傳兵衛を見繼ぐべしとの不義ならば、成敗申付くべし。宗三爲めを存する覺悟ならば、小頭或は足輕大將を初め、之を取捕へ置き、四五人を撃つて出して、それを申譯に仕り候へと、銘々に之を申渡す。何れもく其理を肯ひて、尤と申す。然るに城内諸口旗は、其儘飾り置きて、人數許替へ候。西の虎口人數替りたる事は、寄手知らず、傳兵衛より、矢文の返書遅々なれば、さては逆意現はれたるか、寄手の各積り候中にも、下條采女、兼ねて念を入れ、城内虎口を持ちたる者、頭物奉行を初め、其々の名を聞傳へ、知りたる故、文章を引替へて、此方へ内通の狀、或は褒美を書加へなどして、三通認めて、城内へ射入る。右の穿鑿半の處へ、此の如くなれば、其矢文を、手より持ち來り、我人氣遣ひ騒動す。然れば梅津傳兵衛申す敵よりの計策に仕りたるとの儀、眞なるべしと、用捨の分別出づる。傳兵衛は、今以て相變らず、達つて陳するに依つて、傳兵衛を成敗せば、後の矢文を得たる三人の者頭も、その如くなるべし。然れば大に人を損

ひ、籠城の人數なしと談合して、傳兵衛を免じ、二の丸土橋口を申付け、守らする。然れば九月二日夜半に、傳兵衛、我内の頼母しき者五三人、忍びて外郭へ出し、相圖の如く、助鋪々々に火を掛けさせ、傳兵衛、二の内の虎口を開き、三の丸へ突いて出で、傳兵衛逆心すと呼びて、四方八方へ切つて廻る。寄手衆、城内の火を見て、城中に攻入る。城兵、内外の敵に斬立てられ、周章て騒ぐ故、二の郭迄忽ち乗取られ、梅津宗三、劔持市兵衛、之を防ぐ能はず、本城を捨て、裏口より出で、柴田城へ逃げ行く故、終に落城す。

附籠城人數配旗の武略、曲輪の口傳當變持口入換。是に付き五三日或は一二三遊兵の武術、鹽噌薪糧の積、馬の食物、水の考あり。

右の梅津傳兵衛、身に疵もなくして死す。譜代の主に、逆心の天罰ならんと、越後にて普く沙汰す。

右寄手の衆へ、景勝公より御褒美あり。杉原城は、近邊の城々より、暫く番手に仰付けらる。翌年春、大關彌七を、城代に仰付けられ、名をも水原常陸介となさるゝなり。

新潟・乗足兩城落つる事

同年霜月廿日の夜、新潟・乗足兩城落し事は、藤田能登守武略に依つてなり。其様子は、新潟・乗足其所の兩司を、玉木屋・若狭屋といひ、有得なる者にて、町人なれども、代々弓矢を取り、能士二十騎衆召連れ出づる故、爲景公御代より、所の代官職仰付けらる。景勝公御代の司は、玉木屋大隅・若狭屋常安といふ。然るに兩人、共に藤田能登守と舊縁あるに依つて、土井丹波に、鈴木四郎兵衛を差添へ、魚買商人に仕立て、兩司の許へ遣し、密に申遣すは、頓て柴田落城すべしと思ふ。柴田内士大將一兩人心を通じ、御人數を差向けられ候はゞ、城を取つて差上ぐべしと申越す。杉原城を初めて御手に入れ、當暮は雪も深し、明春は追付け御馬を出さるべし。さあらば柴田落城、踵を廻らすべからず。柴田落城せば、新潟・乗足は、自ら餓死に及び、残らず御成敗は眼前なり。然れば落城以前、其方兩人才覺を以て、兩城御手に入るゝ計策仕り、忠節を勵み候はゞ、兩司相違なく仰付けられ候様に取繕ひ、其外御恩賞は望み次第、我等恩祿に替へても、宜しき様にすべし。某唯の新參者なれども、古參老功の輩と

同前に、七手組の頭になされ、諸手の先手迄仰付けられ候へども、さしたる忠義も仕らず候へば、兩司の働を借りて、某の奉公にも仕りたく候。同心なく候はゞ、柴田落城以後には、某何と申候とも、數代の御厚恩を抛ち、逆臣に與みし候御惡みを以て、兩人大科に沈まん事疑なし。唯今忠を顯はし候はゞ、舊惡を御捨て、當忠を御褒美なき事はあるまじければ、其身の爲なり、我等が爲にも候と、理を悉し、道を正しくして、兩使申しける故、内々兩司も冀ふ所なれば、早速同心し、若狭屋は弟、玉木屋は甥を人質に、藤田方へ差越し、御人數を下され候はゞ、引入仕り、謀略を廻らすべしと申越す。藤田、則ち景勝公へ之を伺ひ。三條・黒瀧・天神山より、人數を出させ、藤田持の長島よりは、吉岡式部をば後に殘し、土井丹波、人數を連れて出づるなり。護摩堂の宮島將監、其時は三河守といひ、手勢を將ゐて、右の人數差引の大將分なり。總合千五百、賀久隨濱へ懸り、湊へ押行くなり。海には内通の舟數百艘、掛並べ置きたれば、各鎧を俵に入れて、商船の如く仕なし、新潟の湊へ、其夜亥刻計りに押寄せ、物の具葺々と堅め、相圖の告を待つ所、玉木屋・若狭屋・新潟城主柴田刑部左衛門を討取り、首を提げ持ち來りて申すは、刑部左衛門が内の者共過半逆心故、此の如くに候と申す。それよ

り乗足へ押移り、城を取巻き、関を作る。同夜の曉なり。城主武者善兵衛、周章て騒ぎて、人數を配り、矢狭間を塞ぐ様子なり。兼て兩司、善兵衛が郎黨共を、誑し入れ候故、善兵衛が從弟武者半平を初め逆心故、城内より、善兵衛を撃て出すに依り、此方より参りたる士は、手を口ずして、一夜の内に、兩城共に乗取る事、偏に玉木屋・若狭屋兩人の才覺故なり。此兩人、新潟・乘足代々の司にて、地下も町人も狎れ親しむ故、柴田因幡を初め、此兩司に違うては、兩城を持つ事ならず。殊に武達の者にて、長尾家より、一代に、感狀二三通宛頂戴。其時の兩司は、謙信公御感狀二通宛所持申す故、刑部左衛門も善兵衛も、兩司の機嫌を取る故、其下の者共は、猶以て崇敬致候。殊に景勝公、御武勇盛なる故、哀れ便もあれかしと、下々は冀ふ折節に、兩司計策を以て、下々に合點致させ候によつて、何の手間も取らず落城なり。右の段々、景勝公聞召され、常安・大隅、前の如くに兩所の司、相違なく仰付けられ、百貫宛御加恩下され候。扱又兩城は、番手城に仰付けらるゝなり。

景勝公御上洛の事附河田軍兵衛御成敗の事

第一、秀吉公、去年越中より、落水迄御越し、景勝公御出會。其後も秀吉公より、淺からず御心入、御和平の御事なれば、景勝公御上洛然るべしと、宿老衆申上ぐるに付きて、尤と思召され、御上洛あるべき旨、先達つて仰入れられ、秀吉公悦び給ふ。天正十四年丙戌四月下旬、御禮の爲め、又木村彌市右衛門差越す。此時も品々御音物あり。同五月十一日、景勝公春日山御發駕なり。御供の人數、僅五千足らず召連れらる。御底意あり。木村彌市右衛門も御供なり。秀吉公より、路次中御馳走は、

一、越中は木村請取りて、越後衆上下賄仕。觀世太夫・金春太夫兩役者を連れ、御宿り毎々、

隔日に能を仕る。附戸山にては、城主
中川武藏守設饗。

二、加賀迄、石田治部少輔御使に來る。附尾山にては、城主に
前田又左衛門饗應。

三、越前迄は、増田右衛門尉御使に來る。

附北庄にては、堀久太郎饗應、府中は木村常陸介、彌一右衛門兄、敦賀は大谷刑部少輔饗應。

四、近江も、大谷諸事御馳走。就中大溝は、其城主饗應なり。

五月廿七日、洛陽本國寺御著なり。其夜秀吉公、忍んで御出あつて、御禮御盃出す。秀吉公

頻に御辭退にて、景勝公の御盃を御戴き、直江に御盞を下され、其盃を無理に取りて召上らる。其外の衆をも召出され、御盃を下さる。明日聚樂へ、景勝公御出の御約束なさる。今夜御旅館へ、秀吉公御出の儀、沙汰なき様にと仰合せられ、御歸の時、御次の庇門に、梅津宗賢伺候仕たるを御覽。是は河中島合戦の時、武田典慶を討ちたりと聞く梅津宗賢なるべしとて、銚子を乞ひ、御觴下さる。諸人は不思議なり。此者譜代士にて、他國へ行きたる事もなければ、秀吉公見覚え給ふべき事なしと、様々沙汰するを、藤田能登守・南詰宮園に申聞けらるゝは、秀吉公、越後衆入洛の押前御見物に、栗田口の町へ御出ありたりと聞ゆる。上方に、關東北國の者多く之あるべし。此方面々を見知りたる者あるを、御側に置きて、尋問ひ見置き給ひたるなるべし。某が推量違ふまじ、奇妙不思議はなき者なり。理の本吟味し、我心に落して、他の事を計るべし。秀吉公の此事を、名譽とは申されず。左様の御志あるを感じ、御大將の器に應じたりと譽むる事、正道なりと申さるゝなり。景勝公在京中、秀吉公より御賄木村彌市右衛門を附置かれ、御馳走なり。秀吉公御差圖にて、景勝公宰相に任せられ、直江四品に敘し、藤田・安田を初め七人、五位に敘し、七月御歸國なり。

第二、景勝公御上洛の時、御供の士大將衆、手前の騎馬の外には、與力二三騎四五騎宛召連れ候様に、人數少き様にと、仰付けらるゝ内に、河田軍兵衛計は、其時攝津守といふ。手前の騎馬四五騎與力残らず召連るべしと仰出さる。河田、元來近江士なり。錦を著て故郷に歸る。其幅の江州の者共に輝かさんと、軍兵衛悦ぶなり。此底意は、秀吉公、此軍兵衛、去々年景勝公、越中宮崎城攻落し給ふ時、類なき武功を抽んで候様子なり。木村彌市右衛門、見て歸り、秀吉公に申上候によつて、之を感ぜらる。河田元來近江士なれば、北國に居るよりは、上方に望みあるべし。上杉家よりは、大身にして、召仕へらるべしと仰遣され候は、必定心を變ずべし。義を思ひて、心を翻さずとも、仰越され候は、脇より疑あるべしと秀吉公より、内問の心にて、近江半國を給はるべし、越後を引拂ひ、上り候へと仰越さる。河田同心して、秀吉公へ志を通ずる由を、横目目附密に言上す。然れども忠功の士大將、殊に秀吉公の和平にて、御上洛の事なれば、態と右の通り仰出さる故、河田、我が威勢を、羽柴家へ見せんと思ひ、春日山より、二三日は御供仕り、夫より煩の由を申上げ、其身は、鬼葦毛といふ矢疵斬疵十二箇所ある名馬に乗り、與力三十五騎、手前の騎士五人、合四十騎の備、華麗に出立ち、諸備よ

り二三里宛引下りて、法外の様子蔑如し、上は私の強き故なりと、諸人に思はせ、上方への餘勢なり。景勝公、越後に於て、御成敗成さるべしと、御心定めの上に、此の如くなれば、彌、御憤。右の通り逆義故に、越前敦賀禪寺に御宿陣の時、觀世太夫能を御覽なされ、客殿の前中庭に小屋を掛け、士大將衆、何れも相詰むる。河田も其通りなり。河田を放打に、仰付けらるべしとの御心にて、直江山城・藤田能登を、先づ御前へ召され、其次に、鵜杖九右衛門といふ御右筆を以て、河田を召さる。九右衛門、客殿の縁に跪きて、攝津守召させられ候と呼ぶ。攝津守、何心もなく、小脇指計りにて、白州に下りて參る處を、向より五人、後より十人にて取包み、誑意なりと詞を懸け、望月九郎左衛門といふ手明衆、一番に進みて、河田が弓手の髑を、深々と斬付くる。河田截られながら飛び懸りて、望月が眞額を、願迄二に斬割る。殘衆、透間もなく懸りて、終に討留むといへども、望月即時に死す。其外手負三人、内一人は深手にて、翌日死す。外に又一人は、河田十三ヶ所手負ひて、勞れたれば、是迄とや思ひけん、踏込んで一人と無手と組み、差抑へて刺殺し、其軀を踏へて、討たれ死したり。無類剛強の働なり。扱又河田寄騎三十騎は、河田出仕の後にて、申渡す儀之ありとて、直江が陣所へ呼寄せ、

番を付け置く。其外は河田が被官共、河田御成敗前に、仰付け置かれ候故、藤田能登守は、御前に相詰め罷在候定故、藤田士廿五騎、此頃秩父下野守、檢使は伊古田彦右衛門、南詰宮園兩人に、近習の心緒仕たがる若者十人相副へられ、外に足輕百人、此頭四人、小頭八人、手明者六十人、此頭三人、藤田七人の相備衆、其主人は御本陣に御能見物に罷出づる故、人數少し宛出す。以上合三百八十餘人申付け置き、河田御成敗の節、河田被官共罷在る所へ行向ひ、河田攝津守、不義あるを以て、唯今御成敗なり。下々の者は、是より國へ罷歸るべし。それを如何と存する者は、其分別仕れと之を申渡す。河田被官共申す、主を誅せられ、生きて本國へ歸るべきや。諸共に御成敗なされ候へと申して、一所に集まる。是に於て藤田衆押寄せ、敵味方合四百餘人立別れ、就中河田衆は、死身になつて働く故、一入強く、大形の小攻合ほどの様子なり。河田内五騎の士は、いふに及ばず、歩・若黨・小者・中間迄、少しも未練之なく、切死仕り、宮園も、佐治十之衛といふ覺の士一人と、歩者一人とを斬殺し、一人を生捕る。神保五左衛門も、三人斬留め、伊古田彦右衛門も、二人斬殺し、一人生捕る。河田被官上下百四十三人を、一人も残らず斬留め、或は生捕り候。藤田方にも、死人三十餘人・手負四五十人之あり候。

上方衆の聞耳を慙ぢ、國の名を思ひ、一入精を出し候。是程の事に候へども、御本陣は申すに及ばず、討手の外は、下々迄少しも諺がす候は、謙信公御仕置よき越後の風にて、此の如し。御能過ぎて、右の様子言上仕候へば、河田が葬禮結構に仰付けられ、景勝公も御出、焼香なされ候て、仰さるゝは、天道は、一人の爲めに曲げずとあれば、斯様に申付くる事、大將の法、是非なき所なり。然りと雖も、年來の軍功に依つて、禮儀の爲め、景勝是迄來れりと、有生者に宣ふ如し。河田が被官共は、一に斬死仕り、一筋に主の供を望んで、此の如くなる事神妙なり。又與力の者共は直江が陣所に居て、一人も言を出さず候は、屋形の御恩を受け候へば、其場へ出づるは不義なりと穿鑿、理非を仕る事尤なりとて、御感なさるゝに依りて、河田寄騎の者共涙を流し、忝がり候。上方家の衆傳へ聞きて、彌、上杉家を向上に、奥深く存ずる様になさる事、景勝公御底意深し。

附藤田衆討死の者共、其被官迄も、景勝公より、弔を仰付けられ候。

附越後に於て、河田攝津守子共並家老三人、甘數近江守・鐵上野守申付けて切腹なり。

景勝公赤谷砦を攻落さる事附南詰宮圍助

赤谷左衛門佐を討取る事

柴田因幡守、一味の城共を攻落され、頼少なく思ひ、後楯の爲め、奥州會津盛高の幕下に成る。玆に因り盛高、行々越後へ働入るべき爲め、會津の堺赤谷嶽に砦を築き、先代よりの赤谷左衛門佐といふ五百騎の士大將を籠め置く由、景勝公聞きて、仰せらるゝは、柴田一人の働なるまじと思ひて、會津へ従ふは、尤の工夫なり。是を聞きて、柴田を攻めば、他國の一味を氣遣ひて、斯の如しといはるゝも如何なり。我持の國端に指さしをする者を、そのまゝ閣く事遺憾なり。左衛門佐といふ忤を踏殺し、會津へ鹽を付け置き候は、以來の爲にもよし。然れば柴田は、籠中の鳥の如し。自滅仕るべしとて、赤谷御發向と御密談を定め、表向は、柴田へ御出勢なさるべしとの御觸なり。御手組手合御備定は、

一、右の御先藤田能登守合備は島津左京亮、父淡路守は河其衆は、栗田永壽・清野左衛門・小田切安藝・市川對馬守・岩井備中・眞田安房守人數、軍代矢澤但馬守、右の衆何れも長沼組な

景勝公赤谷砦を攻落さる事附南詰宮圍助赤谷左衛門佐を討取る事

り。御旗本より信濃足輕大將上野平次兵衛、檢使は佐々傳兵衛、人數合三千六百。

二、藤田二の備、隅田左衛門尉、信州海津組を持つ。

三、左の先、安田上總。

四、此二の備、本城豊後守。

五、御前備は御旗本組の内にて、長尾伊賀守・長尾加賀。

六、右の御脇備、直江山城。

七、左の御脇備、小倉伊勢守。

八、御後備は泉澤河内守。

附小荷駄は、河内守相備の内にて、二手を申付くる。

九、一つの口傳。

九月二日、春日山御出馬。同七日、杉原より一里餘那邊野御陣。二日御逗留。御能仰付けら

る。御底意あり。九日夜半前より、先手出隊して押し、柴田より一里程這方、放生橋を渡る時、景勝公

より御使を以て、柴田筋へは用なし。赤谷へ押し候へと、先手藤田へ仰遣さるゝ故、即ち東

方へ備を繰出して、赤谷へ押向ひ、上道七里計なる故、十日巳刻、赤谷の麓へ押詰む。前廣繪

圖を以て、御内評定相定むる故、藤田備は、赤谷岩居館曲輪を右に當て、本丸の方へ押廻す。

斯様に急に、景勝公寄せらるべしとは、敵思寄せられども、赤谷にも、武邊の家なれば、少し

も騒がず。人數も多からずとも、大軍の様に示し、曲輪々々人數を早や配り、根助鋪の曲輪

より、弓鐵炮を打懸けて本丸の方へ、越後勢を廻させじと仕る。藤田下知して、上野平次兵

衛に、我旗本は、いふに及ばず、合備の足輕を差添へ、弓百五十張、鐵炮三百五十挺、右を三つ

に分け、繰替へゝ、透間なく放ち懸け、城内を打癱させて、其備裏を藤田人數押通して、東

の方より、本丸を取巻く。次の備安田上總も、足輕を先へ出し、上野平次兵衛が備場を請取

る。上野は、上總が足輕大將に渡して、藤田手に相加はる。安田も、藤田如くに仕り、備を押

通し、藤田備の二のを見を、安田請取りて備ふ。此城は、西と南と沼深く、池廣く、水湛々とし

て涉なく、壑聳え巖滑かに、山徑峨々として攀ぢ難き故、寄手の備配斯くの如し。殘の備は、

御旗本の前にして備ふ。隅田右衛門尉備は、西の方根助鋪の曲輪を、北の方より手遣して攻

むる。根助鋪に能き者、多く之なしと相見えて、本城より人數を下して、寢小屋を持堅むる

様子、山城の繩張悪しくて、本丸より人数を下す事、景勝公御牀几の場、小高き所なる故、能く見ゆる。それに依つて、又小倉伊勢守を、隅田に差加へられ、強くなく弱くなく攻めて、攻取り候へと仰付けらるゝ間、城よりも突いて出で、小攻合之あり。扱又、藤田方へ御使を以て、御下知次第攻むべし。御下知なき内は、攻懸る事無用、御工夫ある故斯くの如しと仰せ下さる。其内、敵、本陣より重ねて根小屋へ人数を下す事、三度に七十騎餘なり。之を以て、城内の人数積、赤谷が身上、盛高より加勢未だ多く來らざるの積を以て、重ねて、景勝公より御使を以て、本丸へ取懸り攻め候へと仰遣るゝ故、藤田采配を取つて、備大將と雖も、手前の人数を二段にし、其二の見を堅めて押寄せ、既に帶曲輪迄取付く。岩井・小田切此二手は、後に残して、備を堅く立てさせ、残る相備衆は、藤田に續いて城へ乗る、前方、鬪取を以て、前後左右の法を定めて斯くの如し。帶曲輪に墓々しき者なくて、皆逃散る。本丸より弓鐵炮を放ちけれども、事ともせず、即時に乗移ると、其儘同時に凱を作る。安田備も関を合せて、二の手より取寄する。其内に、早や南詰宮圍助、帶曲輪の仕切に致したる本丸よりの、下り屏〔路〕の覆の上へ飛乗り、槍を杖に突き、出丸へ取付く。之に續きて上りたるは、跡部七右衛門。

松崎歌之助・伊古田主計、其次五人目は、藤田能登守自身、白嫩の差物を取つて腰に差し、槍を以て乗らる。然る所、城主赤谷左衛門佐は、本丸の屏裏磬木を、小屋柱に用ひ、其上を二階の如く仕り、之を二重防といふ。此上によつて下り、屏より上る宮圍助を見下して、槍組む時、宮圍助が鎧の射向の袖の下、脇楯の外へ、左衛門佐槍を突込む。宮圍助は、左衛門佐を屹と向上げて、槍を裏兜へ突入れて頭を貫き、其槍を抜かずに乗込んで、屏裏へ突落し、飛下りて首を取り、采配を添へて高名仕る。此所へ御旗本より、鐵孫左衛門、御使に來つて之を見る。本城に居たる士五十騎餘、歩者合せて百二三十之あるを討取る。就中栗田永壽衆夏目作左衛門二番乗を致し、能き敵を討取る。是に依つて、居館の曲輪も攻落されて、赤谷落城なり。敵を討取る首數千二百八十、雜兵ともに斯くの如し。其日暮れば、競の凱歌を揚げて、翌十一日辰刻、首實檢なされ、十二日、武功の面々御感狀並に御褒美御詞の品、上中下の御吟味明なり。

今度赤谷城踏破る時節、其方事、本丸一番乗取、殊以、城主赤谷左衛門佐討取之、無類之武運名譽之働難勝計之。因就中田・多澤兩所爲褒美出置者也。彌、可抽忠信。仍狀如件。

天正十四年九月十二日 景 勝御判

南詰宮圍助殿

右の御本書、今に所持仕る。

直江山城よりも、褒美として上田鶴毛といふ馬を給はる。

藤田能登守よりは、景勝公御感狀に添狀仕り給ふ。是は先年の火事に焼失す。

右赤谷城破却仰付けられ、會津領の内少々御手に入る故、其邊の仕置等仰付けられ、同十三日、御立あつて直に柴田へ御馬を寄せらるゝなり。

景勝公、赤谷より歸路柴田へ御馬を寄せられ、藤田能登守、

武略を以て今泉砦を乗破る事附御歸陣の時、敵と攻合の事

第一、景勝公、赤谷より直に柴田へ御馬を寄せられ、井地峯城近に御陣取なされ、敵地方々、柴田・放火働番手に仰付けられ、廿七日の晝、安田上總本城豊後兩手、刈田・放火の番にて、柴田城際近く押詰め、弓鐵炮を放懸くる。敵若し油斷ならば、乗取るべき様子に見ゆる。然る

に、柴田城東の方十七八町程阻て、寄居の砦あり。今泉といふ。此今泉より、柴田城へ加勢を遣す。之を藤田能登守、透波を以て見届け、景勝公へ之を伺ひ、右の加勢の歸る處を討取るべしとて、同日の夜、藤田相備の岩付・小田切兩手を、道筋へ伏兵に遣し、能登守は残りて相備を將る、如何にも潛に備を出し、今泉の近所に押寄せ、人數を匿し備ふ。景勝公より、萩田主馬を檢使に遣され候。今泉より柴田へ加勢に行きたる者共、夜半に及ぶとも歸らず候。藤田、智略を以て、彼の伏兵共に申付けて、忍んで梶川を越させ、今泉城際八九町近くにて、同士軍を致さす。矢澤但馬、其時は三十郎といふ。清野左衛門、此兩手の人數にて、同士軍仕る場所と、今泉城との間を取切つて備を立つる。今泉の城より之を見て、柴田へ加勢の兵歸るを、敵、妨ぐと意得て、城より人數を出す、清野・矢澤之を請取つて、攻合を初むる時、同士軍の岩井・小田切備を立直して清野・矢澤が二の見を持つて懸る。藤田、今泉城人數多かるまじと積り、采拜を取つて、下知して城へ乗る。案の如く防ぐ兵少き故、即時に乘移つて、火を懸け本丸迄焼崩す。此故に出でたる人數は、途方を失ひ逃散るを、少々追討して、手早に引揚げ、備を立堅むる。是は柴田城近ければ、柴田より討つて出でたらん時、味方備亂れ

景勝公赤谷より歸路柴田へ御馬を寄せられ藤田能登守武略を以て今泉砦を乗破る事附御歸陣の時敵と攻合の事

たる所へ懸られては危し。長追すべからずと、場所を定めて斯くの如くなれども、雜兵共百六十餘人討取るなり。南詰も人竝の印を取る。〔本ノマ、〕政弱みの首なれば、譽といふにはあらず、案の如く柴田へ加勢に行きたる今泉の者に、柴田勢も少々加つて、備を出し候へども、早味方人数を繚め引揚げ、能登守旗本を以て殿り致候故、敵ひるみ候。なれども、敵も、流石の者共にて、兩度迄蒐つて喰留むべきと仕る。南詰、小殿して兩度ながら、一番に返して鍵組み候。此時、栗田衆の水科平内、能登守方へ使に來り、踏堪こらへ二度目に敵慕ひ候時は、南詰と立竝んで、鍵を合せ候へども、前方より今夜の小殿は、南詰宮圍助なりと名乗つて、高聲に度々呼ばはり候故、宮圍に續いて忍へたるは、水科平内なりと名乗り候。附、小殿に夜白の差別の心持ありと、舍人助、愚子に教へ候。右の通にて敵慕はず、今泉城も焼崩され候故、敵、柴田城へ引退き候。味方も、梶川上の瀬を越え引取るなり。

附右の水科平内事は、元龜三年遠州三方ヶ原合戦の時、栗田永壽も、高坂彈正相備にて出陣、永壽先手にて、水科平内、三河衆と一番に鍵を合せ候に付きて、信玄公より御感狀下され、殊に鍵平内と仰下され候故、夫より以來、鍵を差物に仕り、名を得たる冥加の士なり。

第二、右永き在陣故、諸卒の氣を慰め給はん爲めに、折々能仰付けられ、其見分油斷にて、驕の様なり。さる故、甲州浪人小笠原刑部といふ譽の者、其時使番にてありけるが、潛に景勝公へ申上ぐるは、御陣中は油斷の様に見え、自然敵働出で、夜軍など仕る儀、之あるべきかと申候。景勝公仰せらるゝは、尤もの諫言、さもあるべき事なり。然しながら、因幡も老功の者なれば、此方油斷とは見るまじければ、働き出づまじ。若し働き來らば、却つて味方の吉事なり。軍番の者、左様の時、出會ふ人数、敵の人数に積り合する事は、其方も了簡たるべし。又、城を拂つては出でざるものなり。此方より城近く、刈田放火に働き候故、一入跡を氣遣ふべし。軍番の者計りにて、一戦を持つべし。明番の者、亂舞の内にも、行儀を定め置き候へば、其度に當つて出會ひ、二の見を持ち、又刈田放火に働く備も、相圖を定め置き、何なりとも、近方より敵城へ押寄せ、籠る勢少きを幸にして、乗取れと申付くる事、晝夜ともに斯くの如し。夜は三々の九一、或は一二、此法を以て少しも危き事なし。敵、此方を油斷と見る程、味方の吉事なりと、仰聞けらるゝなり。口傳。

第三、當年は一入寒氣、諸卒草臥れ申すべき間、御歸陣然るべしと各、申上ぐる。景勝公、尤

景勝公赤谷より歸路柴田へ御馬を寄せられ藤田能登守武略を以て今泉岩を乗破る事附御歸陣の時敵と攻合の事

もと仰せられ、さあらば、新潟・〔沼垂〕乗足を、御歸陣の序御覽なさるべしとの儀にて、三條黒瀧護摩室へかゝり、押狼へて廻れば、遙に四五日路ある間、直に柴田・池の端二つの敵城の間を通り、一里半先の佐々木川へ懸り、押し候へば、上道七里餘なり。此道を押通らるべしとの儀なり。夫に就き、各評議に、本道一筋は危しとて、一人役に土俵を當て、沼池を埋めて、道三筋作らする。其道普請の時は、城の抑勢を差向けられ、此仕様宜しく、一日の内に普請出來ず。敵城二の間を通るなれば、必定、敵、後より慕ふべし。道一筋にては、手配なり難しとて、斯くの如くなり。十月廿八日辰刻、陣拂の烟を揚ぐる。御先、右は須田右衛門尉、左は小倉伊勢守、中は總小荷駄雜人なる故、此中の先へ、泉澤河内守相備衆押しして、中に小荷駄、其後を河内守自身の備を押し、是に差續いて、御旗本備押し、兩脇の道は、諸備の騎馬衆、尤も合戦を待つ人数計りを以て、分合變化の法を正しく定めて押す。一跡の總殿は、藤田能登守仰付けらるゝを以て、能登守、備手分を定むるは、

一、右備は島津左京に、市川・栗田・小田切を組合す。

二、左は清野岩井・上野平二兵衛・眞田軍八・矢澤三十郎、但馬の事、此四手の檢使、御旗本より武

者横目佐々傳兵衛。

三、中は藤田能登守手前の騎馬計り。

右、何れも斯様の時の備押し、手毎の作法、其常變二つ理に至極す。口傳。

然れば、案の如く、柴田・池端・井地峯三城より、一人數を催し、三千許り出で、喰留めんとす。

能登守。采拜を取つて下知して繰引く事、右備定の如く、中の道をば能州旗本之を請取り、

寄騎同心手前の騎士を合せて兩拒に作る。

附人数の多少を以て繰引く事、例へば大軍は三手二段、小軍は三手一段と覺えて、五手十手三段五段の備にも手配す。味方の多少は、敵の衆寡により、地の險易に應じ、一隊一部變化の傳越後流軍法なり。總じて味方一手にては必ず危し。別手を用ふべし。別手を用ふるは、

大備の時なり。小備にては、三手一段の義を本として、工夫鍛練すべし。

敵大軍なれば、兩拒の備をも厭はずして、向備へ切懸る。猶又、藤田備の様子を見て、敵二千計り増來り、以上五千計りにて、三方より箕手に取巻き、藤田が三手の備を押し崩したがかり候へども、何れも信濃・越後の強兵計りにて、柔兵雜らざる故、少しも散靡かず、足並を亂さず、

景勝公赤谷より歸路柴田へ御馬を寄せられ藤田能登守
武略を以て今泉岩を乗破る事附御歸陣の時敵と攻合の事

取つて返して敵を追退け、二手忍んで一手を曳かせ、一手備を立つれば、二手引取り、繰換へ繰換へ仕り、十町程引揚ぐる。是に於て、能州思案は、敵大勢なりとも、我が一備を以て守返さば、一旦は追拂ふべけれども、柴田も功者なれば、某が備に構はず、跡備を以て、御旗本へ切懸らせ候は、某、殿をする甲斐なし。又斯くの如くにて、敵に利はさせまじけれども、道のはか行かず、御旗本を以て、大返し然るべしと積りて、馬にて言上は、備の課になるべしとて、歩道無類の達者なる大須賀主膳を以て言上仕る。景勝公、即ち主膳を召連れられ、御馬廻五六騎、歩の手明衆十人計りにて、能登守備に乗付けなされ、敵の様子御覽あり。能登守申す如く、總返し然るべしと思召しければ、藤田に仰せらるゝは、我れ旗本へ乗歸る迄相待ち候へ。乗付けたる相圖には、貝を吹かすべし。之を以て、敵の備を見繕ひ、攻合を初め、汝が備にて、貝太鼓を合はすべし。之を聞きて旗本より大返にすべしと、御直に仰聞けられ、御引返しなされて、頓て貝音聞ゆる。藤田、敵の色を校へ、自身の備を引く。敵又、前の如く繰引くと思つて、慕懸るを見定め、南詰宮圍、其時は軍八と申候。一番に進んで返す。各、續けと名乗りかけて突いて懸る。然るに、敵白地に赤鎌付けたる武者と、黒地に白鎌付

けたる旗差したる武者と、二騎手明の者と覺しき男一人、以上三人を相手に致し、軍八鍵を入れ初むる。矢澤但馬、左の方より取つて返し、我が組子を下知して、真先に進み、軍八鍵組みたる場へ乗懸け、軍八助くるぞと呼んで突懸る。軍八鍵組んで居ながら挨拶す。二番に差續くは各の働、其方は稼を仕給ふべし。合刀は請け申すまいと咲ひながら挨拶す。二番に差續くは鈴木彌兵衛なり。右の方栗田手より、夏目作左衛門一番に取つて返す。此各、に同勢續いて守返す。是に於て、御旗本より貝鐘・太鼓の三を合せて、大返になさるゝ様子によつて、敵悉く敗軍し、四角八方へ逃散る。其内、井地峯へ多く退き候を、藤田衆、遁さじと捲り立て、井地峯迄追ふ。既に附入にせんとするを以て、敵、大手の門をば塞いで、裏門の方へ逃るゝを追懸る。城内より弓鐵炮を掛並べ、廻す所の屏際十四五間阻て、横合に打立つる。それにも臆せず、三四十歩も逐ひ候故、味方手負死人四十人出来候を、時の檢使井筒女之助、采拜を取つて追行く味方の先を四五返乗切り、打纏め下知して、早々引揚げさする事、武功の業なり。夫より又、備を繰り、根本の道へ懸つて、瀬伊路の森を右に見て、佐々木川を渡り押通り候。此後は、敵慕ふべしとも仕らざるなり。附右の女之助は、本國加賀士なり。謙信公御代より、御使番にて數度武功の譽あり。常に下げ髪にて、色ある小袖薄繪の表（衣）を著し、桶

景勝公赤谷より歸路柴田へ御馬を寄せられ藤田能登守
武略を以て今泉砦を乗破る事附御歸陣の時敵と攻合の事

禮にて女出立に仕り、景勝公御前へも出仕、六具の時も、其通の装束なれば、諸人に變つて、武勇一入目立ち候。

藤田一手へ討取る首數二百四十九、其外の手に討取る首は、六十餘なり。景勝公、乘足へ御馬を寄せられ、爰にて首實驗あつて、其々に御褒美の時、藤田を一番に召出され、時の御褒美として、御具足一領御馬一疋下され、其次に宮圍助を召出され、相模鉢の御甲に、黄金一枚添へ下され、諸人に勝れて斯くの如し。其時の仰に、軍八、井地峯城際矢鐵炮迫しき所にて、首一つ討取ると雖も、追首なれば、其は御取揚なされず候。小返一番の鐵初め無類なりと御詫なり。附正道の御吟味なり。扱又、力にて一番に小返は、一番の太刀初と名付けて、戦功鐵の次なり。弓鐵炮は、又其次なり。

次に矢澤三十郎を召出され、御太刀一腰下され候。此時、軍八事を矢澤稱美して、其場の様子を申し上げ候。此外、御前へ召出さるゝ衆、御褒美物上中下、御使にて下さるゝにも上中下、御感状並に奉書の御感状も、其文體上中下あり。此時、御前へ召出さるゝは、藤田手前の者を初め相備衆計りなり。諸手の内にも、首二三取り候と申すもありと雖も、本道を退かず、逃げこぼれたる首なりと批判あつて、御褒美なし。景勝公兩地御覽、御仕置仰付けられ、三日御逗留、新潟よりかゝた濱へ懸り、藤田持長島城へ寄られ、御馬一日御休足、諸卒を御憩し、夫より春日山へ御旗納なり。之を井地峯歸陣と、越後家にて申すなり。

附同年十二日朔日、藤田能登守家騎五十騎の内、廿五騎の小頭を、南詰宮圍助に仰付けられ候。是は小林安藝守死跡の組なり。宮圍助十八歳なり。但し介副に弓矢功者本間治部少輔を能登守旗本より付けられ候。

景勝公、柴田表へ御出馬、會津より柴田への加勢を

追拂ふ事 附今泉池端兩所にて攻合の事

第一、天正十五年丁亥七月廿三日、景勝公一萬の人数にて、柴田表へ取詰められ、刈田・放火働仰付けらる。然るに、八月廿九日、會津盛高より柴田へ加勢來る由、透波慥に聞きて告ぐる。是に依つて、藤田能登守・島津左京兩士大將に行向つて、會津よりの加勢を討取り候へと、仰付けらる。藤田・島津、道筋案内は能く知りたり。廿九日の夜に入り、梶川端本道傍を見繕うて、兩所に歩草を伏する。一所は南詰宮圍助に本間治部相添へ、足手五調なる若者を選び、百三十餘人、一所は島津衆七十餘人、林森右衛門・關右京進之を請取る。又赤谷より續

景勝公柴田表へ御出馬會津より柴田への加勢を追拂ふ事
附今泉池端兩所にて攻合の事

きたる山手を、忍んで來る事もあるべしとて、本道より七八町南の山に、藤田・島津兩備より選出して九十騎、手明の者五六十人、兩手一手にて、別手に用ふる馬の舌を鑣承鞍に結付け、鞆頭を短く詰め、鞆掛を縮め、銀鉤遊鐵を紙にて巻いて忍居る。之を越後家にて、馬上草といふ。物頭物奉行、馬上にて伏兵に出づるなり。伏兵に馬上はなき事なれども、是は山手にて隠れ所多し。其場による故なり。殊に敵によるなり。道の邊近敵合旁、其様子味方の武術、應格應時深理あり。叔又、遠見取次近見の三者を差遣す。其様子は、

- 一に、遠見は武道の術を知りて、頼母しき譽あつて、才覺らしき士一人。
- 二に、手明の内より足手強盛にて、辯口よく詐なき者五三人、右の遠見に差添へ、遣すを、取次の者といふ。赤谷の野邊の山迄、遠見の者に取次の者を差添へ、彼の遠見の者、敵の出でたる様子を見定め、或は其身も飛脚、或は商人の眞似を致し、時に取つての様子に隨ひ、敵の備へ打交り、敵の作法人數の多少迄、能く聞届け見究めて、追々註進するなり。
- 三、近見の者は、敵何方迄來たるといふ事を知らするなり。

他國は如何もあれ。越後家に於て、藤田三者の用様、此時此作法なり。然るに、其夜丑刻計

りに、會津より加勢の者共、彼の山手を忍んで押通るを、三者の告を聞き、藤田能州、自身の備を出す様子を見て、島津人數の内にて申付け、步草への相圖の火を揚げ、太鼓を以て告知する。之を聞見て、藤田方の步草一手起して、南詰宮圍に、本間治部相添へ、兩人采拜を取つて、會津衆の後の方へ、續松を燃立て押揚る。島津旗本も入立ち候故、跡先を取切らるゝ中を突散らされ候故、敵、右の方へ飄落ち、此の方なる梶川さして逃散る所を、島津衆の步草を、其頭の關井兩人、能き汐合に起し立て敵を討つ。味方も總様亂るゝを以て、兼ねての定の如く、宮圍と治部と兩人下知して、我が組一手の備を立堅め、二の見を持つなり。右の様子は、何れも相圖を定め、本道へ來れば、又山手の衆、斯くの如きの作法と兼ねて申合せ、兩道へ分つて備ふるなり。口傳。敵、悉く梶川へ打入り、逃げ候を追懸け討取り、或は生捕る。藤田能登守も、川中へ乗入つて、自身太刀打して二人斬伏せ、又一人は頸を捕へ、鞍の前輪に引付けて、陸へ乗上げ投顛し、根岸十兵衛といふ者に縛らせ給ふ。今、松平丹波守所にある根岸庄右衛門父なり。然れば總手へ討取る首數二百有餘、生捕五十九人なり。殘る者共は、赤谷の方會津へ逃歸ると相見え候、柴田の方へは、一人も落行かず候。討死したるは大半士なり。生捕られたるは、大方雜

景勝公柴田表へ御出馬會津より柴田への加勢を追拂ふ事
附今泉池端兩所にて攻合の事